

第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 一部改定版

令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度）

目次

001	第1章 計画の策定にあたって
002	1 計画の背景
003	2 計画期間
003	3 計画の位置付け
004	4 計画とSDGsとの関係性
004	5 用語の定義
005	第2章 ひとり親家庭を取り巻く状況
006	1 ひとり親家庭を取り巻く状況
011	第3章 ひとり親家庭等の現状と課題
012	1 アンケート調査について
014	2 ひとり親家庭等の現状と課題
053	第4章 第4次計画の実施状況
054	1 これまでの取組
054	2 各基本目標の主な成果
057	3 成果指標に対する達成度
060	4 計画の進捗状況
061	第5章 施策の展開
062	1 基本的な方向性
063	2 基本理念
063	3 基本目標
064	4 施策の体系
065	5 施策の展開
079	第6章 計画の推進体制
080	1 関係機関・団体との連携
080	2 実施状況の公表
080	3 計画の運用
080	4 計画の評価と検証

081	参考資料集
082	札幌市ひとり親家庭等自立促進計画作業WG委員名簿
083	ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート（母子家庭調査票）
102	第4次計画の施策の実施状況（平成30年度～令和4年度）
116	札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性

1

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持という役割を一人で担うことになり、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難に直面する場合があります。

ひとり親家庭になった前後の就労状況の比較では、母子家庭の母は家計を支えるために就業率が上がり、父子家庭の父は子育ての時間を確保するために就業率が下がるというデータもあり、ひとり親家庭になった直後からあらゆる面で生活が大きく変化をしています。

また、「平成 28 年国民生活基礎調査」では、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯¹の相対的貧困率が 50.8%という結果が出ており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあることが数値としても明らかになっています。

母子家庭においては、就業経験が少ないことや、就業していても結婚、出産等による就業の中断などによって、就職や再就職に困難を伴うことが多く、結果、就業率は高いものの正規雇用の割合が低いという特徴があります。

父子家庭においては、子育てや家事への悩みを抱えている方が多くいるほか、困ったときの相談相手がないといった特徴があります。

また、離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないのが実態です。

子どもにとって、親との死別、離別という経験は、精神面に与える影響が大きく、また、生活環境の変化や金銭的な課題もあって、ひとり親家庭の子どもは、学習や進学に対する不安や生活での悩みを抱えがちであることから、成長過程における不安等に対する十分な配慮も必要とされています。

このように、ひとり親家庭等が抱える問題は多岐にわたることが多いことから、それぞれの状況に応じた、きめ細やかで総合的な支援が求められています。

札幌市では、母子及び父子並びに寡婦福祉法²や、それに基づく国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）等を踏まえ、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、計画に基づいたひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を進めてきました。

| 第 4 次計画の一部改定

第 4 次計画の策定以降、国の基本方針の改定や、令和 5 年（2023 年）4 月からこども家庭庁が発足されるなど、ひとり親家庭等の支援施策における状況は変化しています。

札幌市が令和 4 年（2022 年）10 月に実施した「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」によると、母子家庭・父子家庭の就業者における正社員の割合が 5 年前と比較して増加しているなどの変化がみられています。

一方で、「2022（令和 4）年国民生活基礎調査」では子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率は 44.5%と高く、多くのひとり親家庭が依然として経済的に困難な状況であることが明らかとなっています。

¹ 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯：ここでは、大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯を指す（「国民生活基礎調査 貧困率の状況」）。

² 母子及び父子並びに寡婦福祉法：母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする法律。

今回、国の施策等と連動し本市における取組を効果的に検討・実施するために、本計画の計画期間を国の基本方針（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））と合わせることとし、第4次計画を2年間延長した一部改定版を策定しました。

一部改定にあたり、計画の基本理念や基本目標等の計画体系は第4次計画策定時のものを引継ぎつつ、統計情報やアンケート結果の更新や事業の追加などを行っています。

計画策定の経過

第1次計画	平成17年度(2005年度)～平成19年度(2007年度)
第2次計画	平成20年度(2008年度)～平成24年度(2012年度)
第3次計画	平成25年度(2013年度)～平成29年度(2017年度)
第4次計画	平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度)
(一部改定版)	令和5年度(2023年度)～令和6年度(2024年度)

2 計画期間

平成30年度（2018年度）～令和6年度（2024年度）

3 計画の位置付け

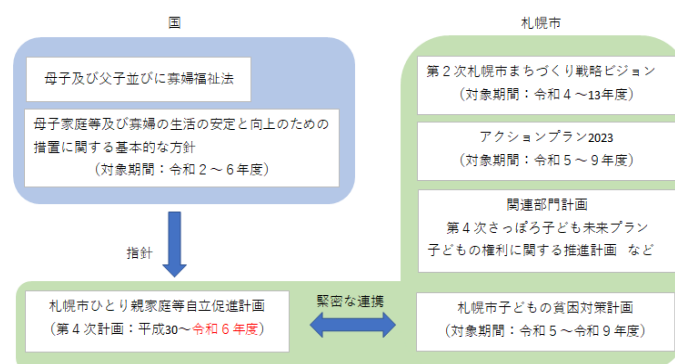
本計画は、ひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を推進するために、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条及び国の基本方針に基づき策定したものです。

札幌市のまちづくりの総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（令和4年度～令和13年度）」の個別計画に位置付けられるほか、札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン（令和2年度～令和6年度）」のほか、「第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画（令和2年度～令和6年度）」等と連動しながら、計画を進めていきます。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律や、それに基づく国の「子供の貧困対策に関する大綱」等を踏まえて策定された「札幌市子どもの貧困対策計画（第2次計画改定中）」とは、支援の対象者や支援策が重なる部分が多くあるため緊密な連携を図る関係にあります。

併せて、札幌市における障がい者施策と障害福祉サービス等の更なる充実を目的として策定された「さっぽろ障がい者プラン2018（平成30年度～令和5年度）」に掲載されている取組の推進にも配慮する必要があります。

他計画との関連図



4 計画とSDGsとの関係性

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、「持続可能な解決のための2030アジェンダ」が採択され、その中で令和12年（2030年）までの「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17の目標が設定されました。

札幌市は、平成30年（2018年）にSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs未来都市101」に選定されています。

この計画では、以下のSDGsの目標における視点や趣旨を考慮しています。



5 用語の定義

本計画における用語は、次のとおり定義をします。

用語の定義

母子家庭	離婚や死別等により配偶者のない女子が20歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚や死別等により配偶者のない男子が20歳未満の児童を扶養している家庭
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	ひとり親家庭及び寡婦

※ ここでの児童は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める児童の定義によりますが、児童扶養手当上の児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者とされています。

※ 本計画で引用している統計情報等で、上記用語の定義によらないものについてはその都度注釈をつけています。

※ 計画中、「母子世帯」等の表現については、引用元や事業に係る記載をそのまま使用しています。

引用している調査

本計画中、特に注記のない統計等は、札幌市の調査（ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査：令和4年10月実施）によるものです（12ページ参照）。

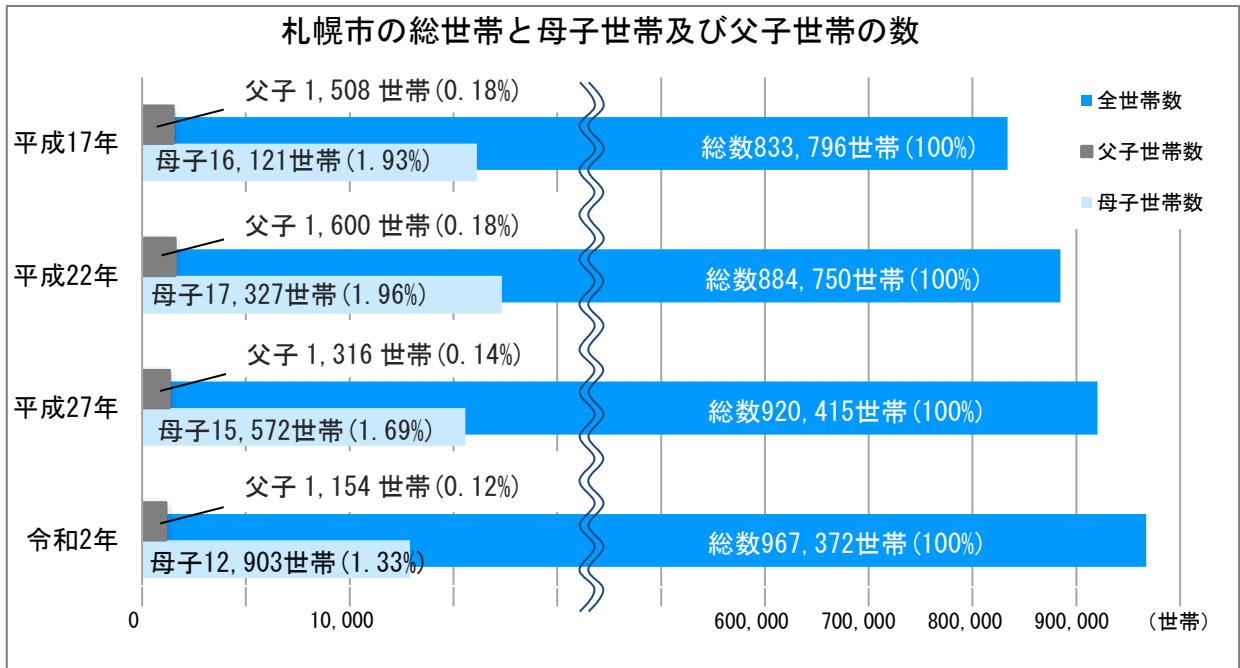
2

第2章 ひとり親家庭を取り巻く状況

1 ひとり親家庭を取り巻く状況

(1) 札幌市の総世帯数と母子世帯及び父子世帯の数

札幌市の母子家庭の世帯数は、令和2年（2020年）が12,903世帯（総世帯比1.33%）で、平成27年（2015年）と比較すると2,669世帯、0.36%の減少となっており、父子家庭の世帯数は、令和2年（2020年）が1,154世帯（総世帯比0.12%）で、平成27年（2015年）と比較すると、162世帯、0.02%の減少となっています。

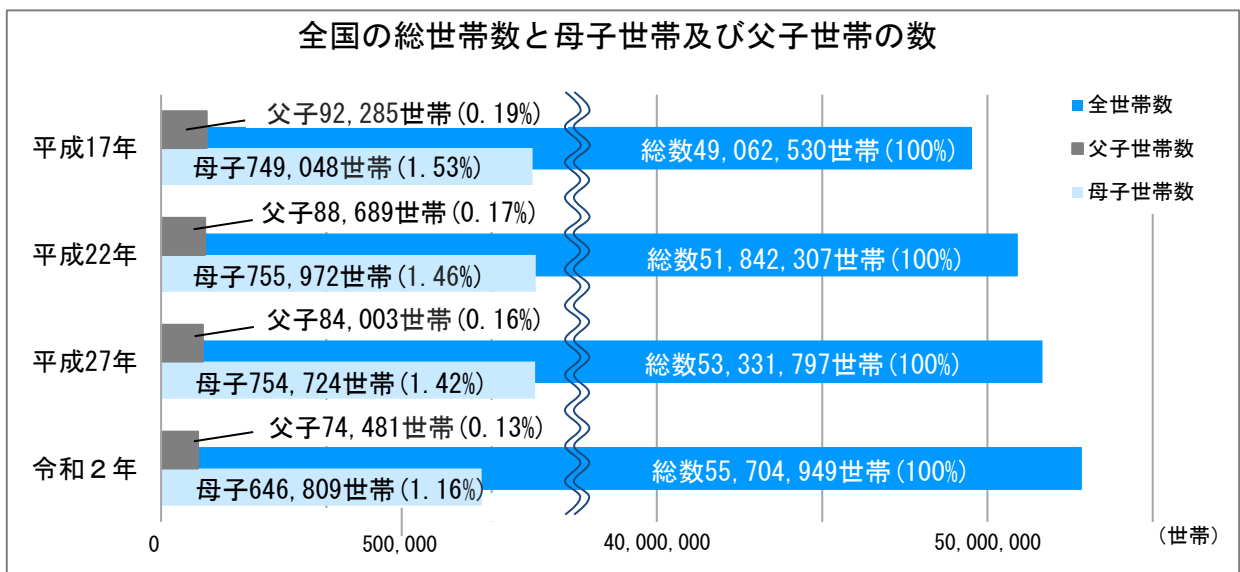


※ 母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の20歳未満の子のみからなる世帯

(資料 | 国勢調査)

(2) 全国の総世帯数と母子世帯及び父子世帯の数

全国の母子家庭の世帯数は、令和2年（2020年）が646,809世帯（総世帯比1.16%）で、平成27年（2015年）と比較すると107,915世帯、0.26%の減少となっており、父子家庭の世帯数は、令和2年（2020年）が74,481世帯（総世帯比0.13%）で、平成27年（2015年）と比較すると、9,522世帯、0.03%の減少となっています。

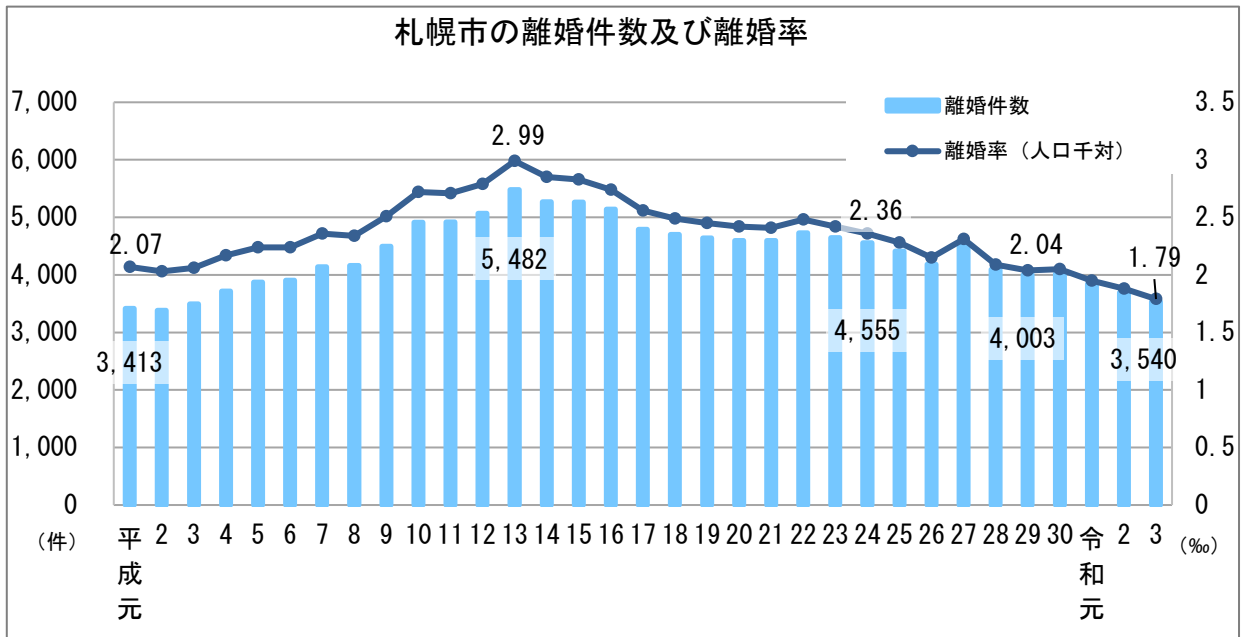


※ 母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の20歳未満の子のみからなる世帯

(資料 | 国勢調査)

(3) 札幌市の離婚件数及び離婚率

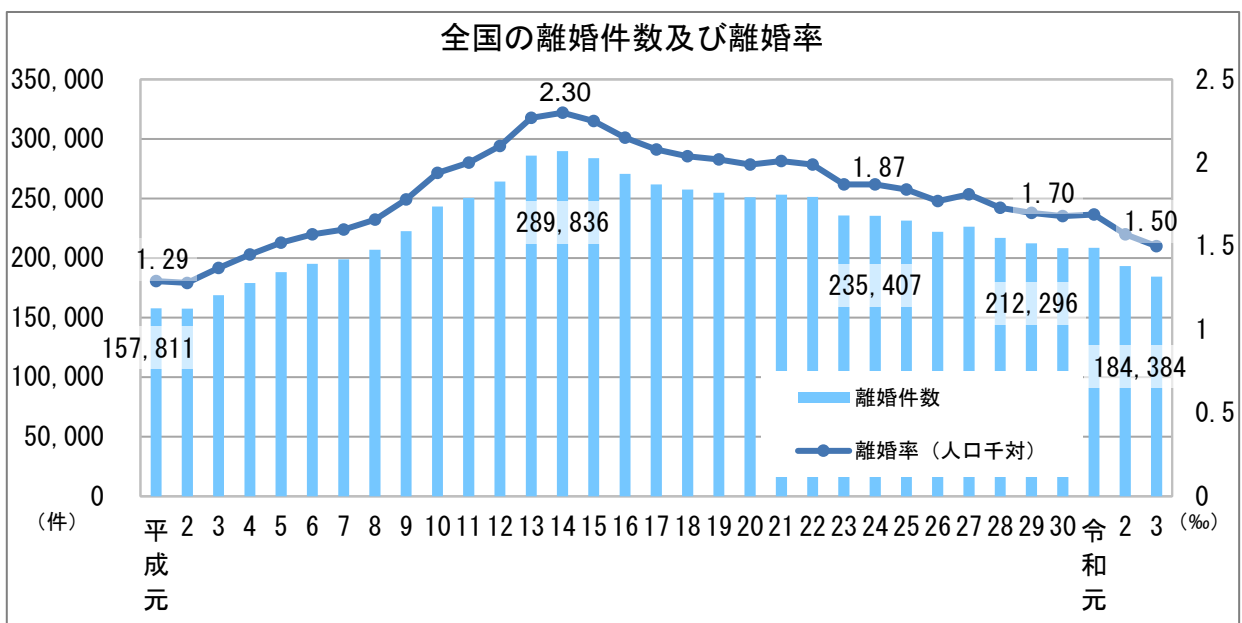
札幌市の離婚件数及び離婚率（人口千人あたりの年間離婚件数）は、平成13年（2001年）をピークに減少・低下傾向にあり、令和3年（2021年）では3,540件（総人口比1.79‰（パーミル））と、第4次計画策定時の平成29年（2017年）と比較すると、463件、0.25‰の減少となっています。



（資料 | 札幌市保健所「人口動態統計」）

(4) 全国の離婚件数及び離婚率

全国の離婚件数及び離婚率（人口千人あたりの年間離婚件数）は、平成14年（2002年）をピークに減少・低下傾向にあり、令和3年（2021年）では184,384件（総人口比1.50‰）となっており、第4次計画策定時の平成29年（2017年）と比較すると、27,912件・0.20‰の減少となっています。

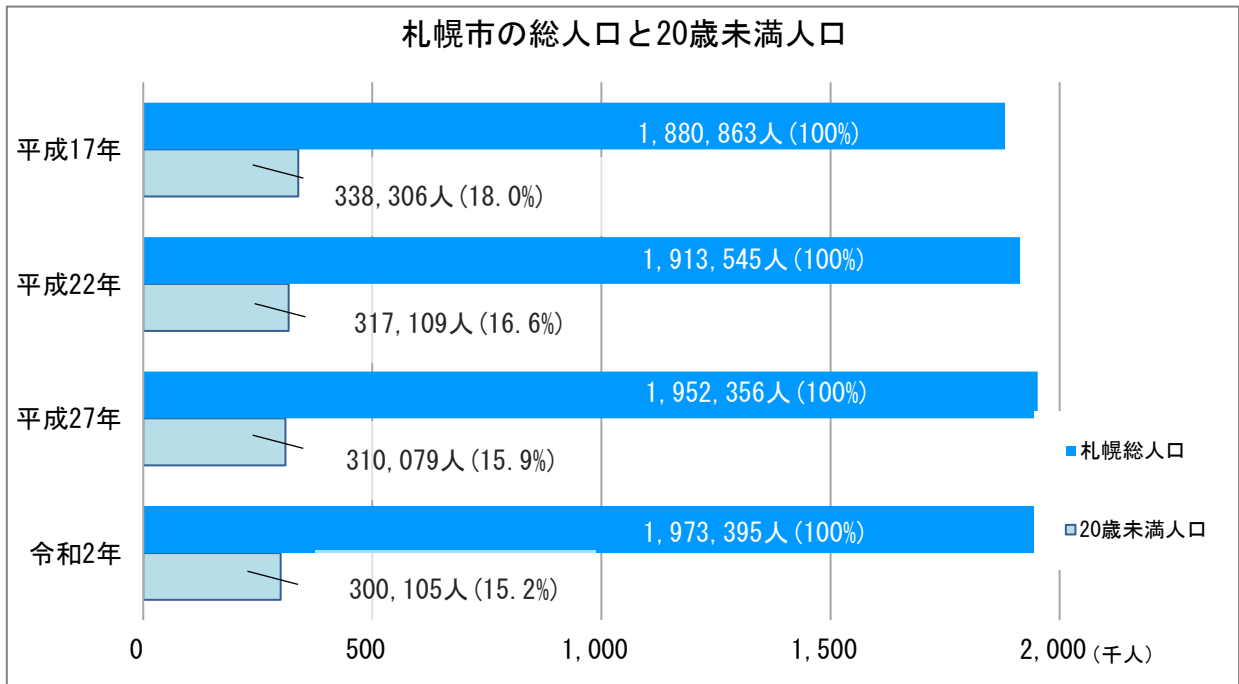


（資料 | 厚生労働省「人口動態統計月報年計」）

例年、札幌市の離婚率は全国の離婚率を上回っており、令和3年（2021年）では、札幌市が1.79‰であるのに対して、全国では1.50‰と、0.29‰の差があります。

(5) 札幌市の総人口と20歳未満人口

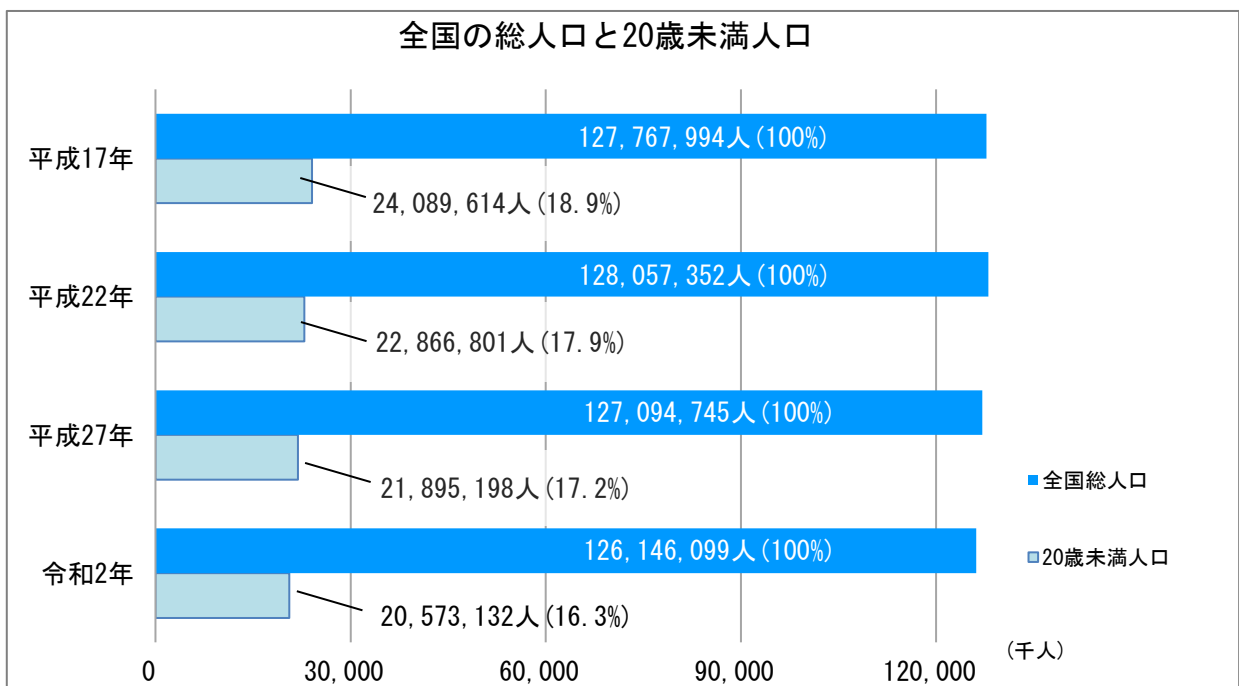
札幌市の20歳未満人口は、令和2年（2020年）が300,105人（総人口比15.2%）で、平成27年（2015年）と比較すると、9,974人、0.7%の減少となっています。



(資料 | 国勢調査)

(6) 全国の総人口と20歳未満人口

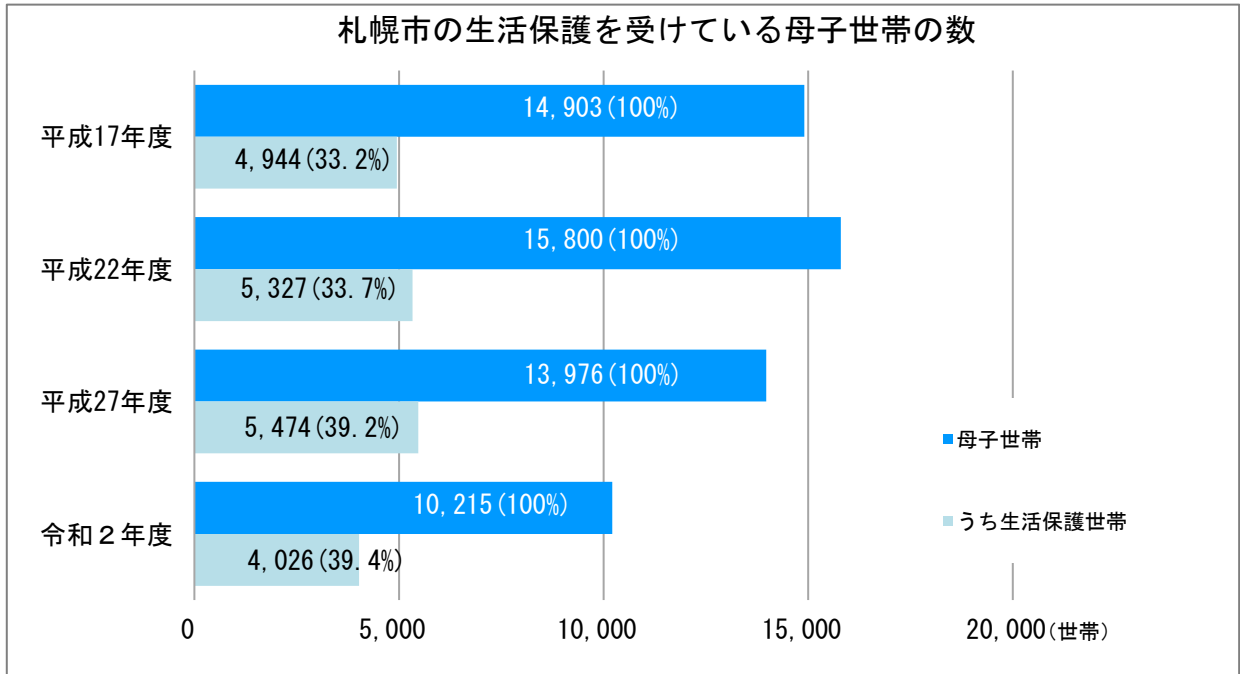
全国の20歳未満人口は、令和2年（2020年）が20,573,132人（総人口比16.3%）で、平成27年（2015年）と比較すると、1,322,066人、0.9%の減少となっています。



(資料 | 国勢調査)

(7) 札幌市の生活保護を受けている母子世帯の数

生活保護を受けている母子家庭の世帯数は、令和2年度（2020年度）は4,026世帯で母子世帯全体の39.4%となっており、平成27年度（2015年度）と比較すると、世帯数で1,448世帯の減少、割合で0.2%の増加となっており、世帯数は減少したものの、割合はほぼ横ばいとなっています。



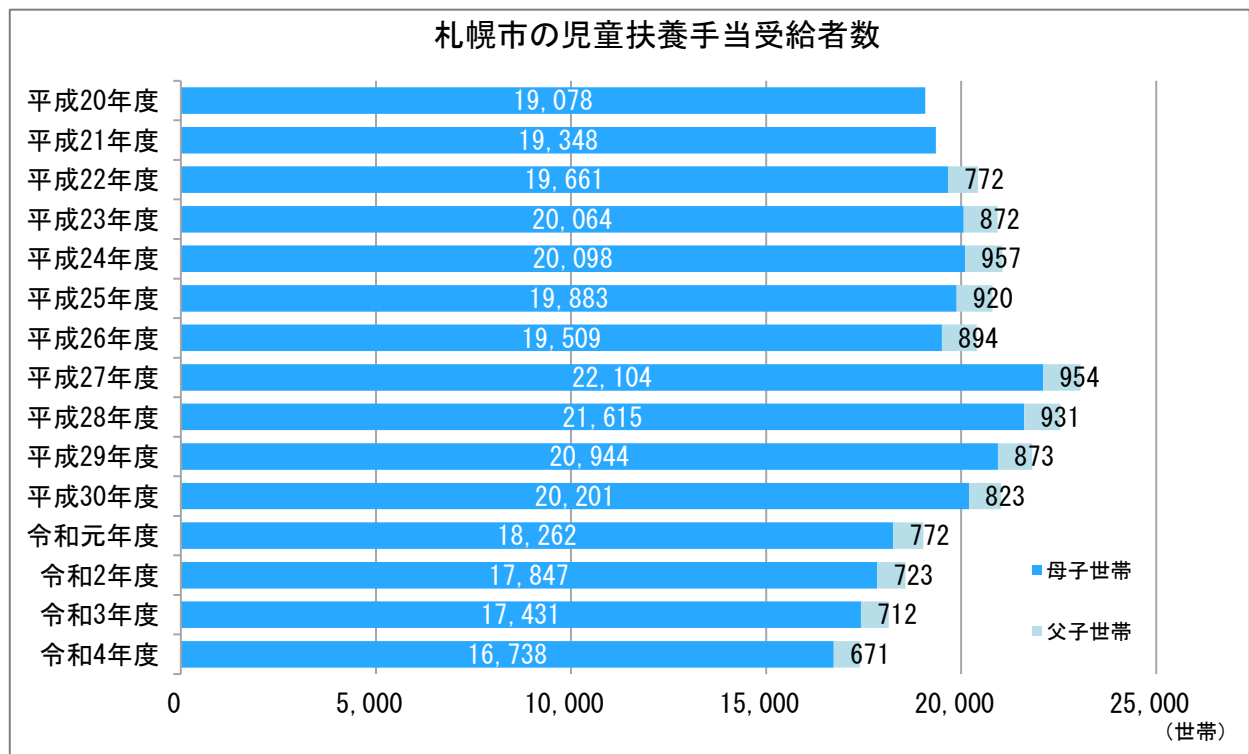
(資料 | 母子世帯「国勢調査」(最年長の子が18歳未満の母子世帯)、
生活保護世帯「札幌市生活保護統計月報(年度平均)」)

※ 生活保護の世帯類型における母子世帯とは、母親と未婚の18歳未満の子のみからなる世帯で、分母となる「母子世帯」についても国勢調査の結果から母親と未婚の18歳未満の子のみからなる世帯を抽出している。

(8) 札幌市の児童扶養手当受給者数

児童扶養手当の受給者数は、平成27年度（2015年度）から当該年度末における年齢到達児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者）を含めるようになったこと、平成26年（2014年）12月から、公的年金受給者（障害年金など）も対象になったことから、平成27年度（2015年度）にかけて増加しています。その後、母子世帯数の減少もあり、受給者数としては減少傾向が続いています。

平成22年度（2010年度）から受給対象となった父子世帯については、増減を繰り返しつつも、直近の令和4年度（2022年度）では過去最少の受給者数となっています。



（資料 | 札幌市「児童扶養手当受給者数の年度別実績調べ」）

- ※ 児童扶養手当上の児童は、18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいのある者。
- ※ 母父のいずれにも養育されていない場合（祖父母に養育されている場合等）は、「母子」に含む
- ※ 平成22年度から受給対象が父子にも拡大。
- ※ 平成26年度以前の受給者数には、当該年度末における年齢到達児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者）を含まない。
- ※ 国勢調査における世帯数（(1)）と差が生じているが、これは(1)では親と子のみからなる世帯を対象としているのに対して、上記図では父母以外が養育者として児童を養育する世帯、祖父母等の親族と同居する場合等も母子世帯に含めて計上していることによるもの。

3

第3章 ひとり親家庭等の現状と課題

1 アンケート調査について

本計画の一部改定にあたり、札幌市におけるひとり親家庭等の状況について把握するため、市内の母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」を実施しました。

調査目的

札幌市のひとり親家庭等の生活と意識に関する現状を把握し、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」の一部改定にかかる基礎データとする。

調査期間

令和4年（2022年）10月28日（金）～令和4年（2022年）11月11日（金）

調査対象世帯

札幌市内に居住するひとり親家庭等から無作為に抽出した3320世帯
（母子家庭2,500世帯、父子家庭500世帯、寡婦320世帯）

調査方法

郵送およびWebにより実施

回答状況

	調査対象	回答数 (うち Web 回答数)	回答率
母子家庭	2,500 人	1,001 (366) 人	40.0%
父子家庭	500 人	166 (60) 人	33.2%
寡婦	320 人	163 (15) 人	50.9%
計	3320 人	1,330 (441) 人	40.0%

アンケートの集計について

- 回答間での不整合や本来回答対象とならない質問への回答があった場合でも回答内容を尊重して集計を行っています。
- 集計結果は原則として百分比（%）で表示しています。それ以外の場合はそれぞれ単位を明記しています。
- 端数処理や「その他」や「不明」を除くなど記載の簡素化により、記載上の合計や構成比が合わない場合があります。
- 集計の際に、明らかに異常値と判断されるものは除外している箇所があります。
- 結果の記載について、原則調査時の例によるとしていますが、課題の記載などでは現在使用されている用語と従来のものとを併記している場合もあります。

結果概要

	母子家庭		父子家庭	
	札幌市	全国	札幌市	全国
1 世帯数	12,903 世帯 (15,572 世帯)	646,809 世帯 (754,724 世帯)	1,154 世帯 (1,316 世帯)	74,481 世帯 (84,003 世帯)
2 ひとり親世帯 になった理由	離婚 87.2 (89.1) %	79.5 (79.5) %	離婚 90.4 (89.6) %	69.7 (75.6) %
	未婚 10.8 (9.2) %	10.8 (8.7) %	未婚 0.0 (0.6) %	1.0 (0.5) %
	死別 0.7 (0.8) %	5.3 (8.0) %	死別 6.6 (7.8) %	21.3 (19.0) %
3 就労状況	84.6% (83.8%)	86.3% (81.8%)	88.0% (85.1%)	88.1% (85.4%)
うち正規職 員・従業員	45.3% (35.2%)	48.8% (44.2%)	65.1% (58.8%)	69.9% (68.2%)
うち自営業	5.2% (3.1%)	5.0% (3.4%)	20.5% (16.8%)	14.8% (18.2%)
うちパート・ アルバイト等	34.5% (40.4%)	38.8% (43.8%)	8.2% (7.6%)	4.9% (6.4%)
4 年間収入	300 万未満の割合 65.6% (71.3%)	373 万円 (348 万円)	300 万未満の割合 44.6% (59.7%)	606 万円 (573 万円)
5 年間就労収入	200 万未満の割合 52.9% (62.8%)	236 万円 (200 万円)	200 万未満の割合 27.7% (37.0%)	496 万円 (398 万円)

※ 「1」の数値は「令和2年度国勢調査 16-4 表」(カッコ内は平成27年度国勢調査)における「母又は父とその20歳未満の子のみで構成される世帯」の数。

※ 「2」～「5」における全国の数値は「令和3年度全国母子世帯等実態調査」に基づくもの(カッコ内は平成28年度(2016年度)調査による)。札幌市の数値のうちカッコ内は前回のアンケート調査(平成29年度(2017年度))に基づくもの。

※ 「4 年間収入」及び「5 年間就労収入」の全国値は、平均値。

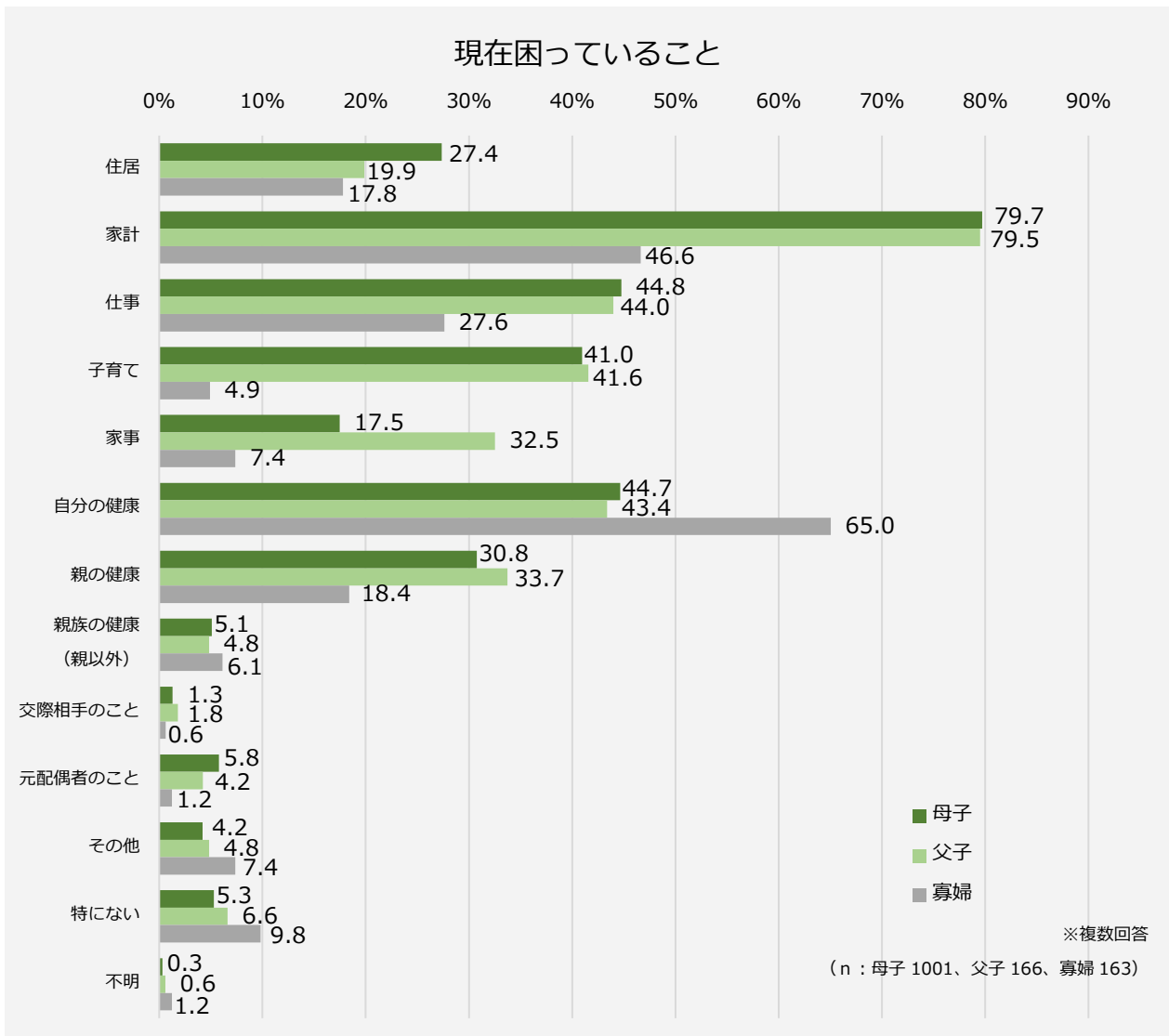
2 ひとり親家庭等の現状と課題

生活への不安や悩みなど

(1) 現在困っていること

現在困っていることについて、母子家庭・父子家庭では、「家計」と回答した割合が最も高く、次いで「仕事」となっています。寡婦では、「自分の健康」と回答した割合が最も高く、次いで「家計」となっています。

これらは、平成 29 年度（2017 年度）の前回調査と同じ順番になっています。



【現在困っていること（前回調査との比較）】

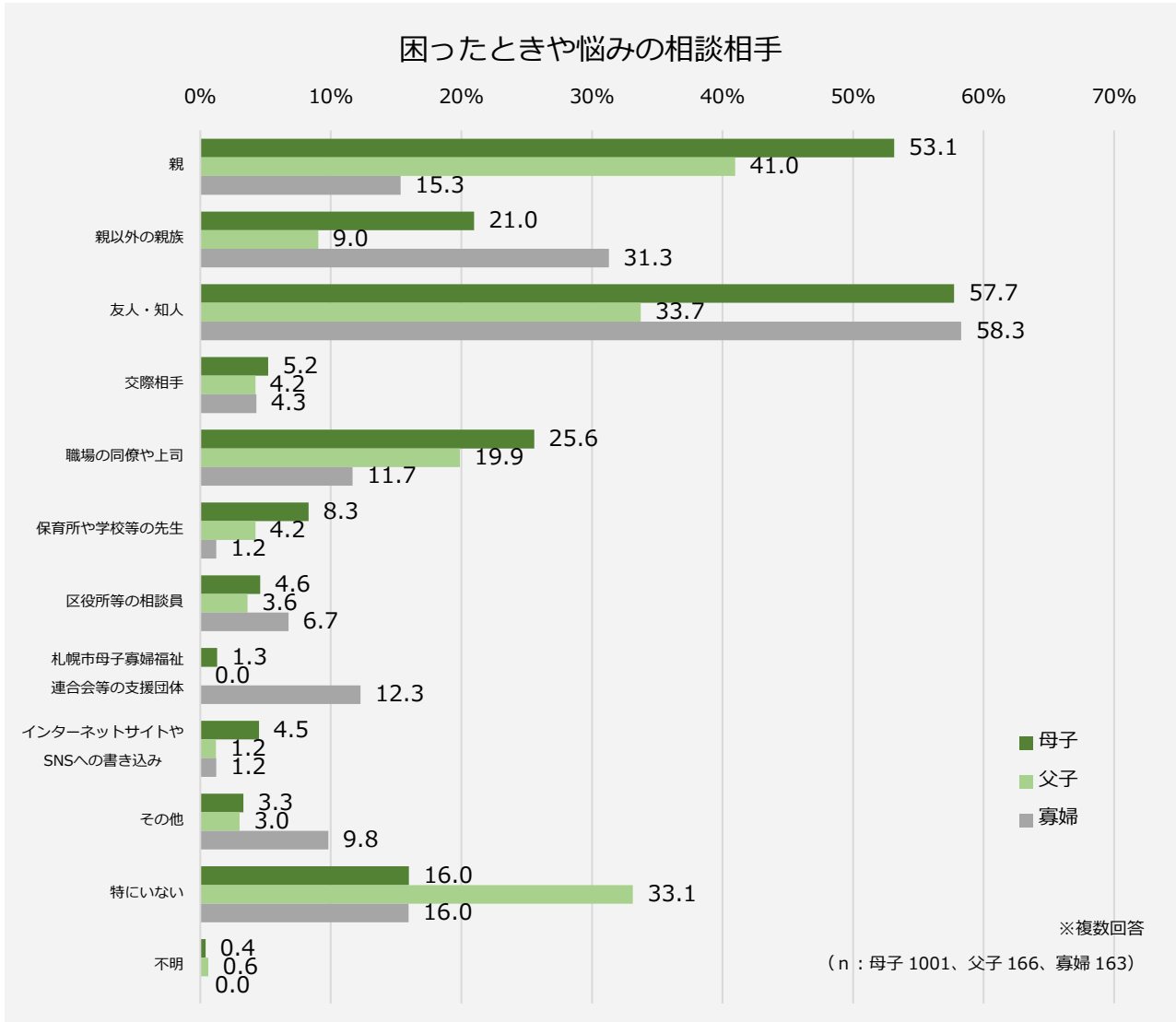
		1 位	2 位	3 位
母子家庭	2017 年度	家計 (79.5%)	仕事 (49.8%)	自分の健康 (44.5%)
	2022 年度	家計 (79.7%)	仕事 (44.8%)	自分の健康 (44.7%)
父子家庭	2017 年度	家計 (74.7%)	仕事 (48.1%)	自分の健康 (46.1%)
	2022 年度	家計 (79.5%)	仕事 (44.0%)	自分の健康 (43.4%)
寡婦	2017 年度	自分の健康 (59.2%)	家計 (43.5%)	親族の健康 (29.3%)
	2022 年度	自分の健康 (65.0%)	家計 (46.6%)	仕事 (27.6%)

(2) 困ったときや悩みの相談相手

困ったときや悩みの相談相手について、母子家庭と寡婦では「友人・知人」と回答した割合が最も高くなっています。

父子家庭では、「親」と回答した人が最も多く、また、「特にいない」と回答した割合が33.1%と他の世帯類型より高い割合となっています。

「区役所等の相談員」といった公的機関を選んだ割合は、母子家庭・父子家庭ではいずれも10%未満となっています。



(3) 今後の生活への不安

今後の生活への不安について、母子家庭の 89.2%、父子家庭の 88.6%、寡婦の 82.2% が、「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と回答しており、前回調査と比べすべての世帯類型で不安を感じる人の割合が高くなっています。

同居者の有無による大きな差はみられませんでした。相談相手の有無別にみると、いずれも相談相手のいない人で「不安を感じている」と回答した割合が高くなっています。

【今後の生活への不安（全体）（前回調査との比較）】

		「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
母子家庭	2017 年度	88.0%	3.7%	5.4%
	2022 年度	89.2%	5.0%	5.3%
父子家庭	2017 年度	84.4%	4.5%	6.5%
	2022 年度	88.6%	4.2%	6.6%
寡婦	2017 年度	66.0%	9.9%	11.0%
	2022 年度	82.2%	11.7%	4.3%

【今後の生活への不安（同居者の有無別）】

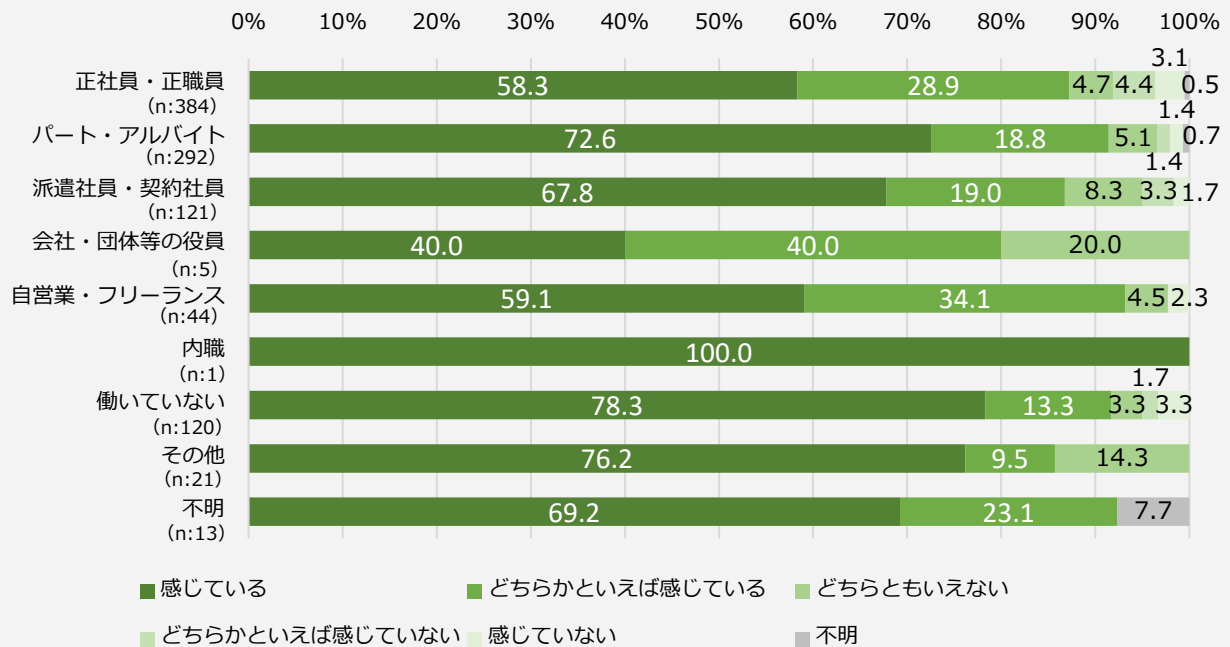
		「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
母子家庭	同居者あり(n:222)	86.0%	7.2%	6.3%
	同居者なし(n:779)	90.1%	4.4%	5.0%
父子家庭	同居者あり(n:53)	90.6%	5.7%	1.9%
	同居者なし(n:113)	87.6%	3.5%	8.8%
寡婦	同居者あり(n:29)	79.3%	17.2%	3.4%
	同居者なし(n:139)	82.8%	10.4%	4.5%

【今後の生活への不安（相談相手の有無別）】

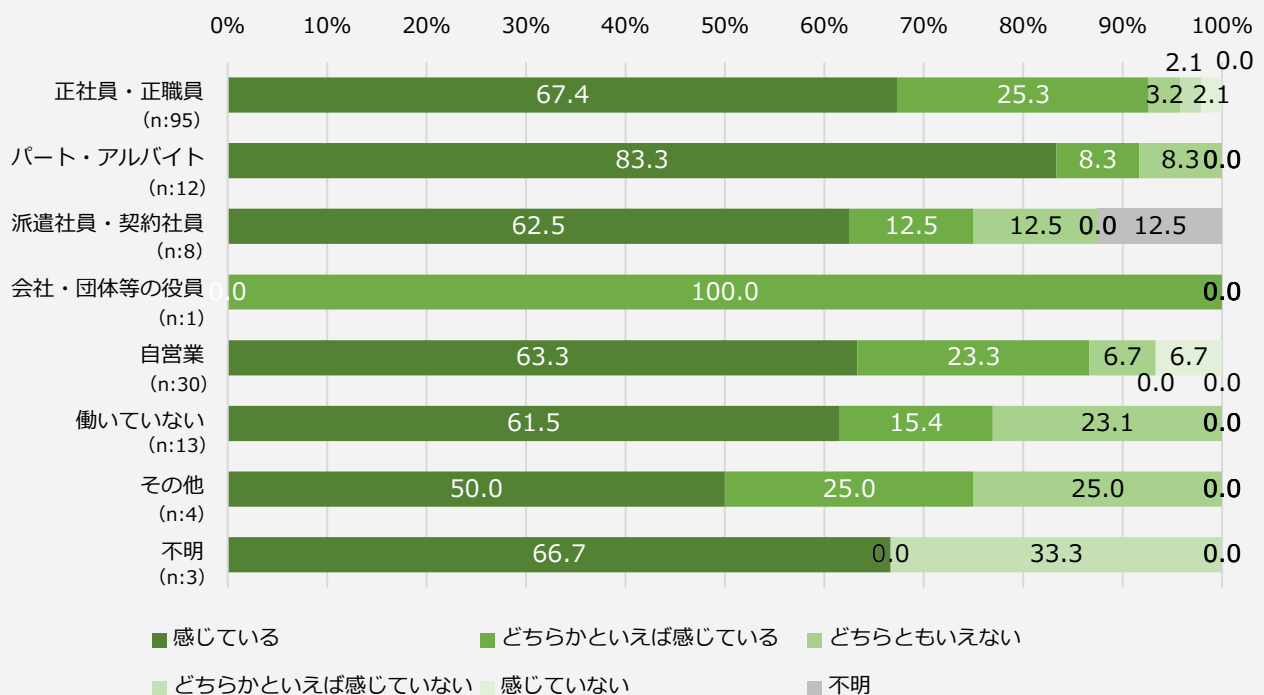
		「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
母子家庭	相談相手あり(n:841)	88.2%	5.5%	5.9%
	相談相手なし(n:160)	94.4%	2.5%	1.9%
父子家庭	相談相手あり(n:111)	86.5%	4.5%	8.1%
	相談相手なし(n:55)	92.7%	3.6%	3.6%
寡婦	相談相手あり(n:137)	81.8%	12.4%	3.6%
	相談相手なし(n:26)	84.6%	7.7%	7.7%

雇用形態別にみると、母子家庭では、不安を「感じている」と回答した割合が「働いていない」と回答した人で最も高く、「正社員・正職員」、「自営業・フリーランス」では比較的低い傾向となりました。父子家庭では、「感じている」と回答した割合が「パート・アルバイト」と回答した人で最も高く、その他の雇用形態では大きな差がみられませんでした。

今後の生活への不安（母子家庭-雇用形態別）

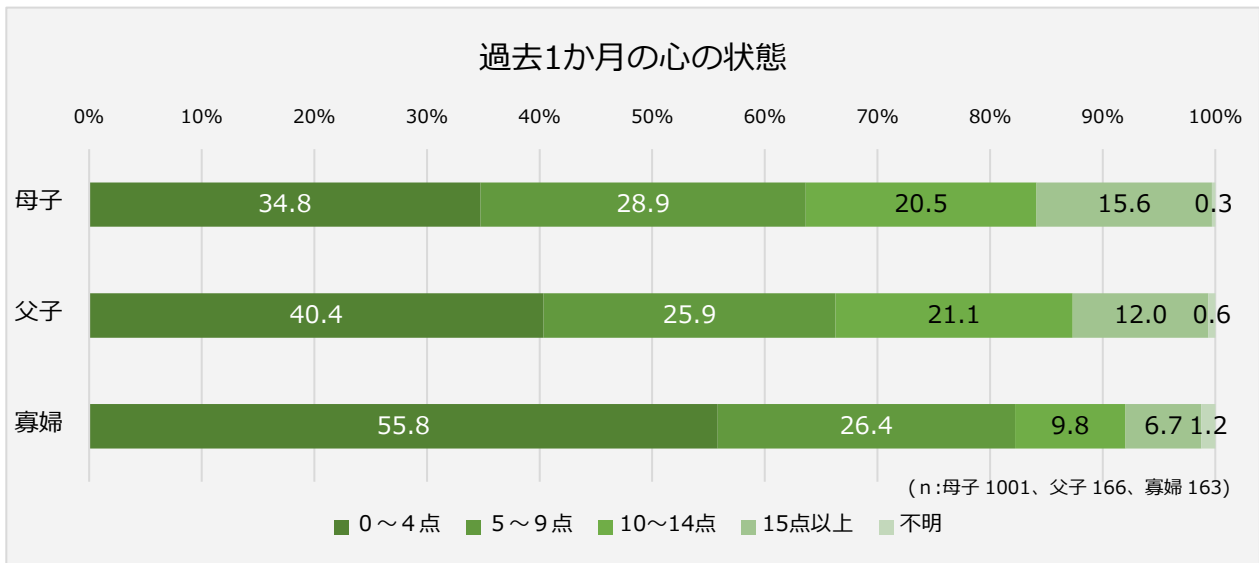


今後の生活への不安（父子家庭-雇用形態別）



(4) 過去1か月のこころの状態

過去1か月の心の状態について、ひとり親家庭等と国民生活基礎調査の結果を比較すると、ひとり親家庭等ではすべての世帯類型において点数が高い傾向にあり、これは心理的なストレスを含む精神的な問題が重い可能性を示しています。



【参考：2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）年齢階級別にみたこころの状態（点数階級）の構成割合】

	0～4点	5～9点	10～14点	15点以上	不明
12歳以上	70.9%	15.7%	6.5%	2.7%	4.2%

※ 12歳以上の者（入院者を除く）について、過去1か月間の心の状態を点数階級別（6つの質問について、5段階（0～4点）で点数化して合計したもの）の結果。点数が高いほど心理的なストレスを含む精神的な問題が重い可能性がある。

(5) 病気等のときに身の回りの世話を頼む相手

病気等のときに自分自身や子どもの身の回りの世話を頼む相手について、母子家庭では「別居の親」と回答した割合が最も高く、父子家庭では「同居の親」と回答した割合が最も高い結果となっており、母子家庭と父子家庭とで、親との同居事情が異なる結果となっています。

また、いずれの世帯類型においても、「特にない」の割合が2割以上となっています。

【病気等のときに身の回りの世話を頼む相手の上位3つ】

	1位	2位	3位
母子家庭	別居の親（34.1%）	特にない（26.5%）	同居の親（16.3%）
父子家庭	同居の親（27.7%）	特にない（23.5%）	別居の親（22.3%）
寡婦	親以外の親族（31.3%）	特にない（24.5%）	友人・知人（9.2%）

生活への不安や悩みから見えた課題

- 前回調査と比較して今後の生活への不安が高い傾向にありますが、これは令和4年（2022年）10月の調査時点において、新型コロナウイルス感染症による社会不安やウクライナ情勢による物価高騰等の影響があったものと考えられます。
- 相談相手の有無が生活不安の大きさにつながっている傾向がみられ、また、ひとり親家庭等では心理的なストレスを含む精神的な問題を抱えている人も多いことが見て取れます。
- 困ったときや悩みの相談相手では、「特にいない」と回答した人の割合が高い一方で、「区役所の相談員」、「札幌市母子寡婦福祉連合会（ひとり親家庭支援センター）」などの公的機関が相談相手になっている割合が低い状況となっています。
- 相談相手がいることが生活不安を和らげることに繋がると考えられることから、専門機関と連携した心理面での支援が必要です。また、こうした連携の行うにあたり、相談窓口の周知や利用しやすい環境の整備などについても検討が必要です。
- また、父子家庭では、母子家庭・寡婦に比べて相談相手がない人の割合が高く、孤立するリスクが高いと考えられるため、父子家庭に向けた効果的な広報を検討する必要があります。

子の就学・就労の状況

(1) 18～19 歳世代の就学・就労率

18～19 歳世代の就学・就労率について、「大学」の割合は前回調査時とほぼ変わっていませんが、「就労」の割合が 37.7%から 20.3%に減少し、逆に高専・専門学校の割合が増加しており、全体としては進学する人の割合が増加しています。

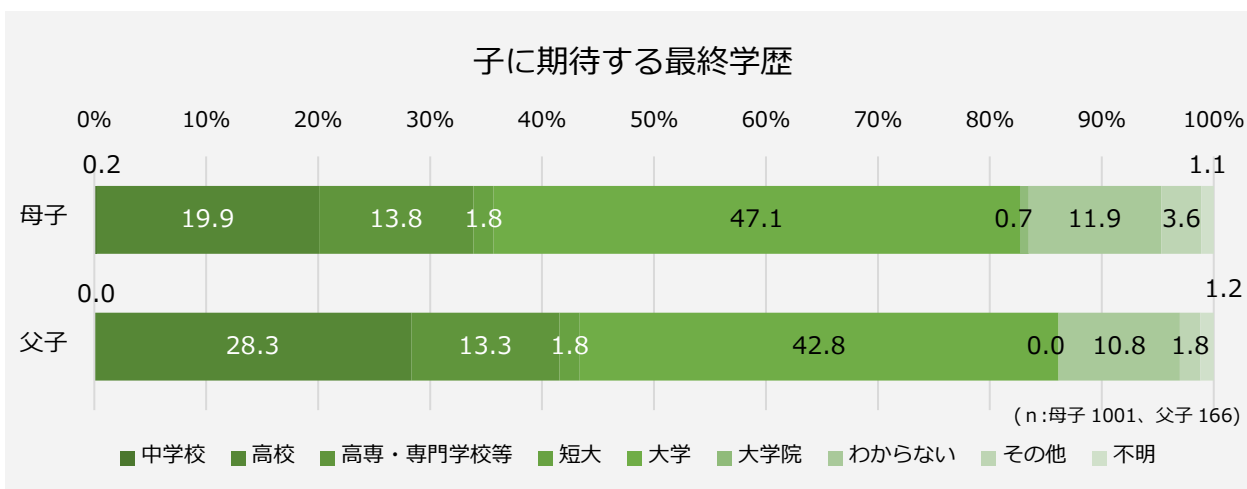
【18～19 歳世代の就学・就労率（前回調査との比較）】

	高専・ 専門学校	短大	大学	大学院	就労	その他	不明
2017 年度	19.3%	4.8%	30.1%	0.0%	37.7%	8.4%	0.0%
2022 年度	34.2%	3.8%	29.1%	0.0%	20.3%	11.4%	1.3%

※ 18～19 歳のうち、「高校生」と回答した人を除外。「高専・専門学校等」には「高校課程」も含まれている可能性があるが、専門学校生との区別ができないため上記割合の算出に含めている。

(2) 子に期待する最終学歴

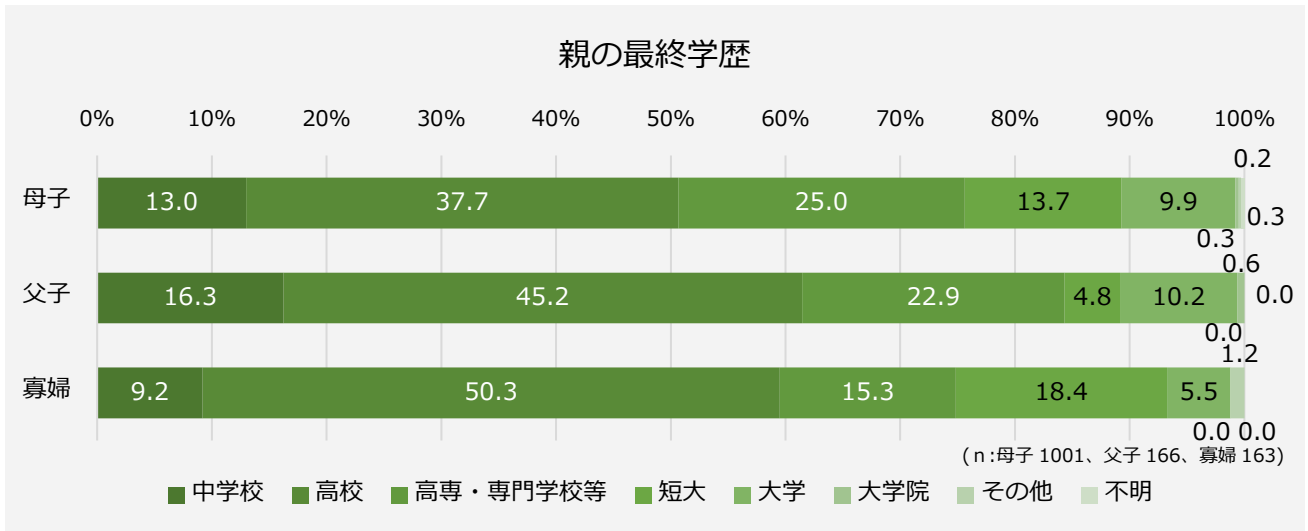
子に期待する最終学歴について、母子家庭・父子家庭ともに「大学」と回答した割合が最も高く、次いで「高校」、「高専・専門学校等」となっています。



(3) 親の最終学歴

母子家庭・父子家庭では親の最終学歴は「高校」(母子 37.7%、父子 45.2%)と回答した割合が最も高く、次いで「高専・専門学校等」(母子 25.0%、父子 22.9%)となっています。

寡婦では、親の最終学歴は「高校」(50.3%)と回答した割合が最も高く、次いで「短大」(18.4%)、となっています。



✓ 子の就学・就労の状況から見えた課題

- 18～19 歳世代の子どもの大学進学割合は 29.1%となっており、これは、令和 4 年度 (2022 年度) 学校基本調査 (文部科学省) ※³による大学 (学部) 進学率の 56.6%を大きく下回っています。
平成 29 年度 (2017 年度) の調査と比べると、大学進学率はほとんど変わらないものの、「高専・専門学校等」への進学率が上がり、就労率が下がったことにより、進学している子の割合は上がった結果となっています。
- 大学進学を期待する割合が母子家庭 47.1%・父子家庭 42.8%となっていますが、親自身の最終学歴は「高校」が最多となっています (母子家庭 37.7%、父子家庭 45.2%)。
- 高校より先へ進学を希望する場合には、進学を希望する子どもにとって身近なロールモデルを獲得することも重要であると考えられます。
- 学習支援について、単に学習支援のみにとどまらず、支援者が子どもに対して知識や経験を伝えたり、子どもや親が気軽に進路等について相談できる環境を整える必要があります。

³ 学校基本調査 学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的として文部科学省が毎年行っている調査。令和 4 年度調査時の大学 (学部) 進学率 (過年度卒を含む) は 56.6%。

| 子に関すること

(1) 子どもの日中（放課後）の過ごし方

子どもの日中の過ごし方について、前回調査と比較して小学生以降で「自宅」で過ごす回答した割合が高くなっており、新型コロナウイルス感染症の影響があったものと考えられます。

なお、アンケートでは選択肢になかった「児童デイサービス・放課後デイサービス」との記載も一定数見受けられました。

【子どもの日中（放課後）の過ごし方各年代の1位比較（前回調査との比較）】

		2022年度1位	2017年度1位
就学前	母子家庭	保育施設（55.4%）	保育施設（69.7%）
	父子家庭	保育施設（47.4%）	保育施設（66.7%）
小学校 低学年	母子家庭	児童会館・児童クラブ（48.2%）	児童会館・児童クラブ（58.0%）
	父子家庭	自宅（41.9%）	児童会館・児童クラブ（42.9%）
小学校 高学年	母子家庭	自宅（75.0%）	自宅（69.8%）
	父子家庭	自宅（57.8%）	自宅（55.3%）
中学生	母子家庭	自宅（67.2%）	自宅（61.2%）
	父子家庭	自宅（70.3%）	自宅（56.8%）
高校生	母子家庭	自宅（64.2%）	自宅（53.5%）
	父子家庭	自宅（62.7%）	自宅（51.2%）

(2) 子どもに関する悩み

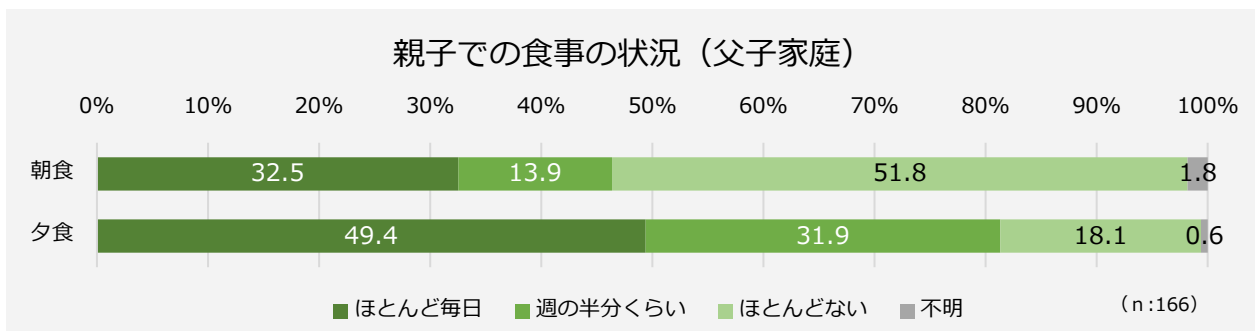
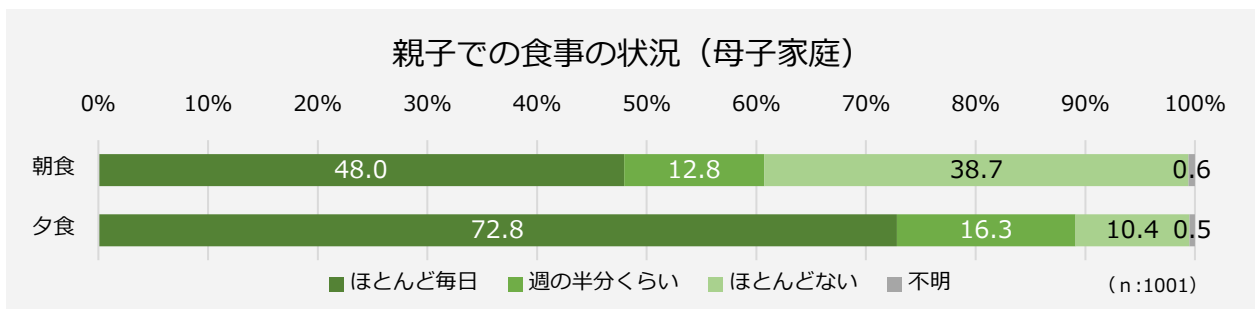
子どもに関する悩みについて、就学前の母子家庭では「教育・進路」が1位（30.9%）、父子家庭では「発達・健康」・「しつけ等」が同率1位（42.1%）となっていますが、母子家庭ではそれ以降の各年代においても「教育・進路」が1位であるのに対して、父子家庭では小学校高学年から「教育・進路」に変わっており、母子家庭と父子家庭で異なる結果となっています。

【子どもに関する悩み各年代の上位3つ】

		1位	2位	3位
就学前	母子家庭	教育・進路（30.9%）	発達・健康（30.4%）	しつけ等（22.5%）
	父子家庭	発達・健康、しつけ等 （同率42.1%）	交友関係（26.3%）	教育・進路（21.1%）
小学校 低学年	母子家庭	教育・進路（40.8%）	しつけ等（33.5%）	発達・健康（33.0%）
	父子家庭	発達・健康（35.5%）	教育・進路、しつけ等 （32.3%）	交友関係、特にな い（25.8%）
小学校 高学年	母子家庭	教育・進路（57.1%）	発達・健康（37.3%）	しつけ等（32.5%）
	父子家庭	教育・進路（57.8%）	交友関係（37.8%）	しつけ等（35.6%）
中学生	母子家庭	教育・進路（77.9%）	発達・健康（32.8%）	しつけ等（25.4%）
	父子家庭	教育・進路（82.8%）	発達・健康（29.7%）	交友関係（15.6%）
高校生	母子家庭	教育・進路（66.3%）	特にな い（23.0%）	発達・健康（22.0%）
	父子家庭	教育・進路（66.1%）	就職（27.1%）	発達・健康（22.0%）

(3) 親子での食事の状況

母子家庭では食事を一緒にとることが「ほとんどない」と回答した割合が朝食で38.7%、夕食で10.4%となっており、父子家庭では食事を一緒にとることが「ほとんどない」と回答した割合が朝食で51.8%、夕食で18.1%となっています。



【参考：令和2年度札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査（札幌市教育委員会）】

「朝食を一人でとることが多い」と答えた児童生徒は、小学5年生で19.8%、中学2年生で35.3%、高校2年生で54.8%。

✓ 子に関することから見えた課題

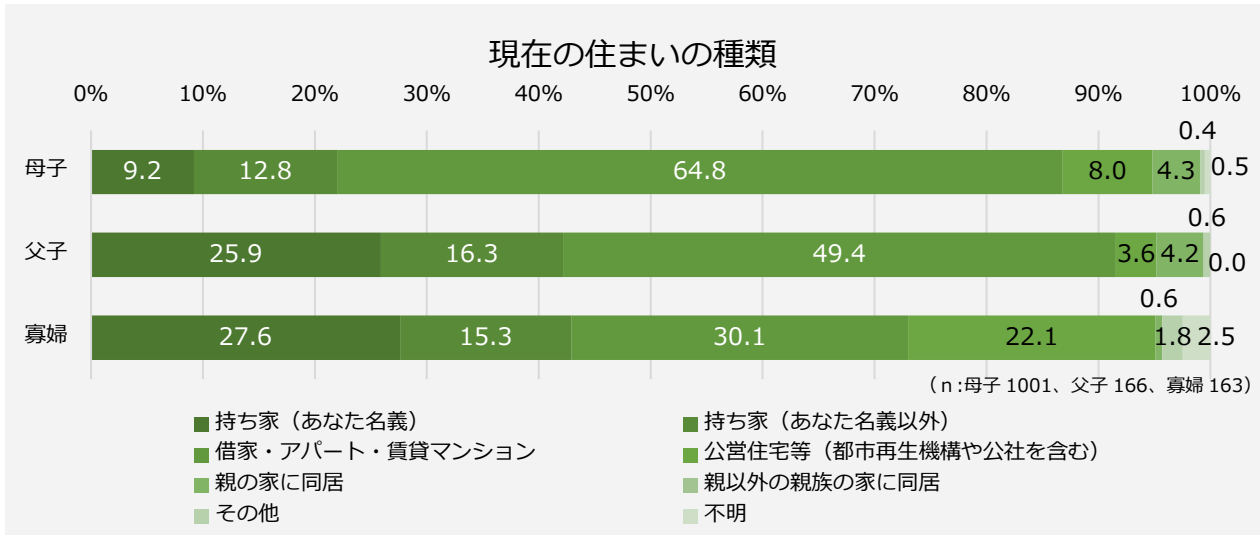
- 就学前では、保育所等の保育施設を利用している割合が高く、子どもの学年が進むにつれて自宅で過ごす割合が増える傾向にあります。また、年代別の子どもに関する悩みでは、母子家庭と父子家庭で子どもの年齢が低いときに異なる傾向が見られています。
- 父子家庭では、母子家庭と比較して、親子で一緒に食事をする割合が低くなっています。
- ひとり親家庭の就業による自立を支援するためにも、安心して子どもを預けられる場所の確保や、小学生の放課後の居場所を整えていく必要があります。
- また、企業に対して仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進を働きかけていく必要があります。
- 高校生の子がいる世帯では、「就職」に関する悩みを持つ人も一定数おり（母子家庭17.0%、父子家庭27.1%）、在籍する学校以外の相談先として「札幌新卒応援ハローワーク」等の若年者向け支援窓口の周知も必要と考えられます。

住居の状況

(1) 現在の住まいの種類

住まいの種類について、母子家庭・父子家庭では、「借家・アパート・賃貸マンション」と回答した割合が最も高く、次いで「持ち家（あなた名義+あなた名義以外）」となっています。

寡婦では、「持ち家」と回答した割合が最も高く、次いで「借家・アパート・賃貸マンション」となっています。



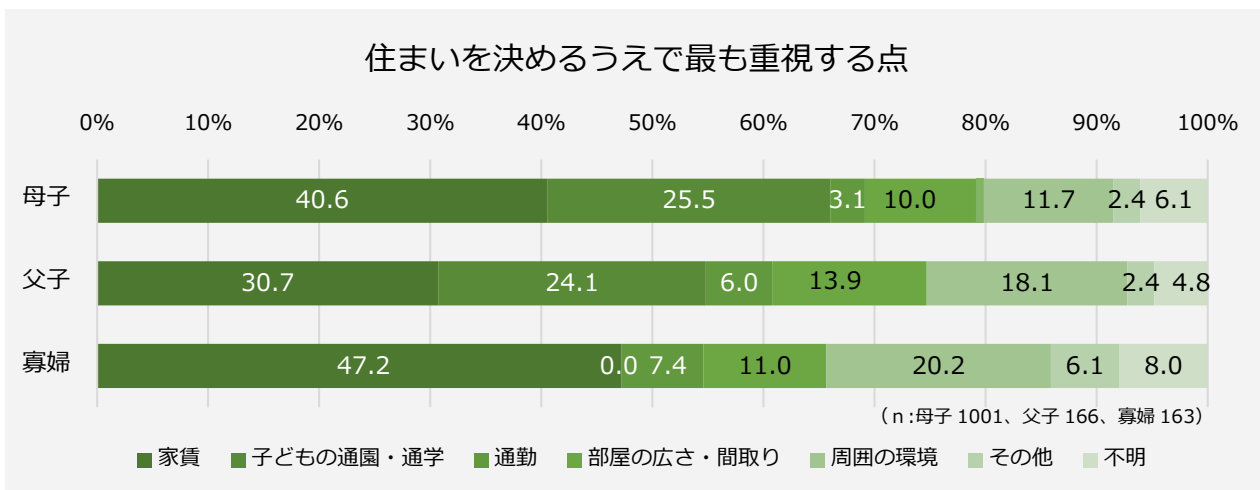
【参考：令和4年版札幌市統計書】

札幌市における住まいの種類：持ち家（48.6%）、民間借家等（44.2%）、公営住宅等（3.5%）、社宅等（2.3%）、間借り（1.5%）

(2) 住まいを決めるうえで最も重視すること

住まいを決めるうえで最も重視することについて、いずれの世帯類型においても、最も重視するのは「家賃」となっています。

次いで、母子家庭・父子家庭では「子の通園・通学」、寡婦では「周囲の環境」となっています。



(3) 希望する住まいの種類

希望する住まいの種類について、転居を希望する人のうち、母子家庭では、「借家・アパート・賃貸マンション」と回答した割合が最も高く、次いで「公営住宅等」となっており、前回調査と同じ傾向がみられます。

父子家庭では、前回調査と比べて「公営住宅等」の割合が低下しています。

寡婦では「公営住宅等」と回答した割合が最も多く、次いで「借家・アパート・賃貸マンション」となっています。

【希望する住まいの種類（前回調査との比較）】

		1位	2位	3位
母子家庭	2017年度	借家等（46.8%）	公営住宅等（34.9%）	持ち家（11.6%）
	2022年度	借家等（54.4%）	公営住宅等（23.2%）	持ち家（18.5%）
父子家庭	2017年度	公営住宅等（40.0%）	借家等（38.3%）	持ち家（16.7%）
	2022年度	借家等（45.9%）	公営住宅等（26.2%）	持ち家（24.6%）
寡婦	2017年度	公営住宅等（54.7%）	借家等（24.5%）	持ち家（7.5%）
	2022年度	公営住宅等（40.0%）	借家等（35.0%）	持ち家（12.5%）



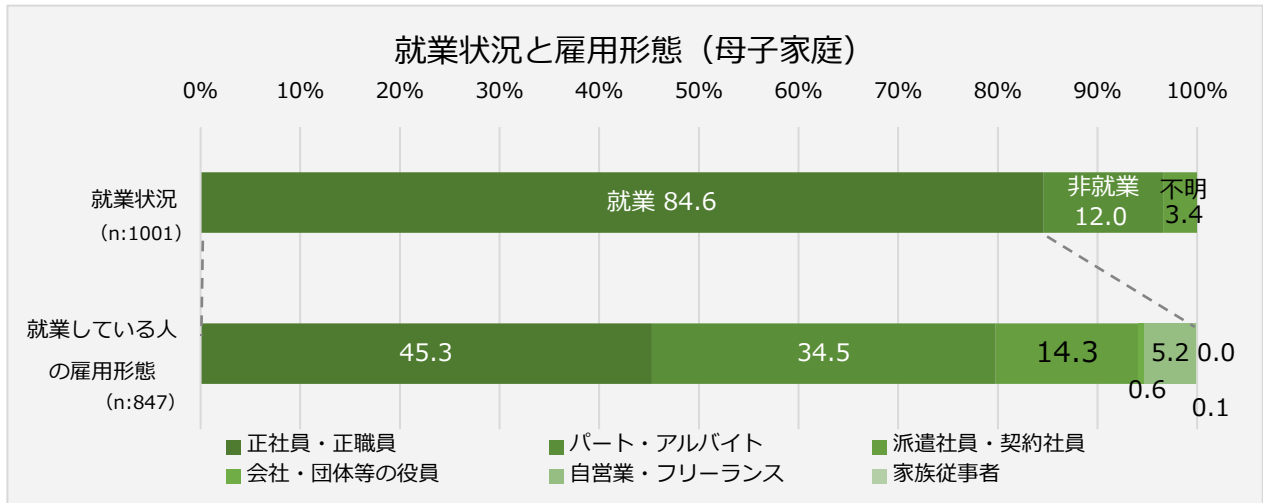
住居の状況から見えた課題

- 前回調査と比較して、公営住宅等を希望する割合が低下しています。また、住まいを決めるうえで最も重視する点では「家賃」の割合が最も高くなっています。
- 公営住宅について、希望する割合は低下していますが、「家賃」を重視する傾向もあり一定のニーズはあることから、引き続き抽選時の優遇措置等続ける必要があります。
- また、収入や住居等に課題を抱えている世帯には、生活の場が確保されたうえで自立への支援が行われる母子生活支援施設も有効であることから、制度の周知が必要です。

| 仕事の状況

(1) 就業状況と雇用形態（母子家庭）

就業状況と雇用形態について、母子家庭の84.6%が「就業」しており、就業している人における雇用形態では、「正社員・正職員」（45.3%）と回答した割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト」（34.5%）、「派遣社員・契約社員」（14.3%）となっています。

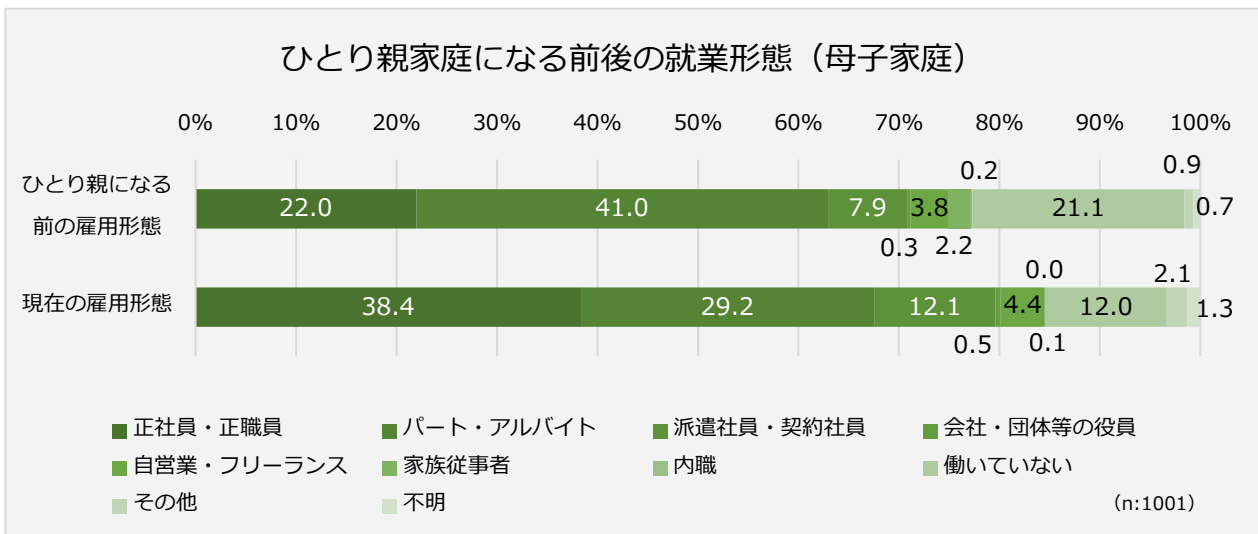


【雇用形態（母子家庭）（前回調査との比較）】

		就業している人のうちの割合				
		就業	正社員 正職員	パート アルバイト	派遣社員 契約社員	自営業
母子家庭	2017 年度	83.8%	35.2%	40.4%	17.8%	3.1%
	2022 年度	84.6%	45.3%	34.5%	14.3%	5.2%

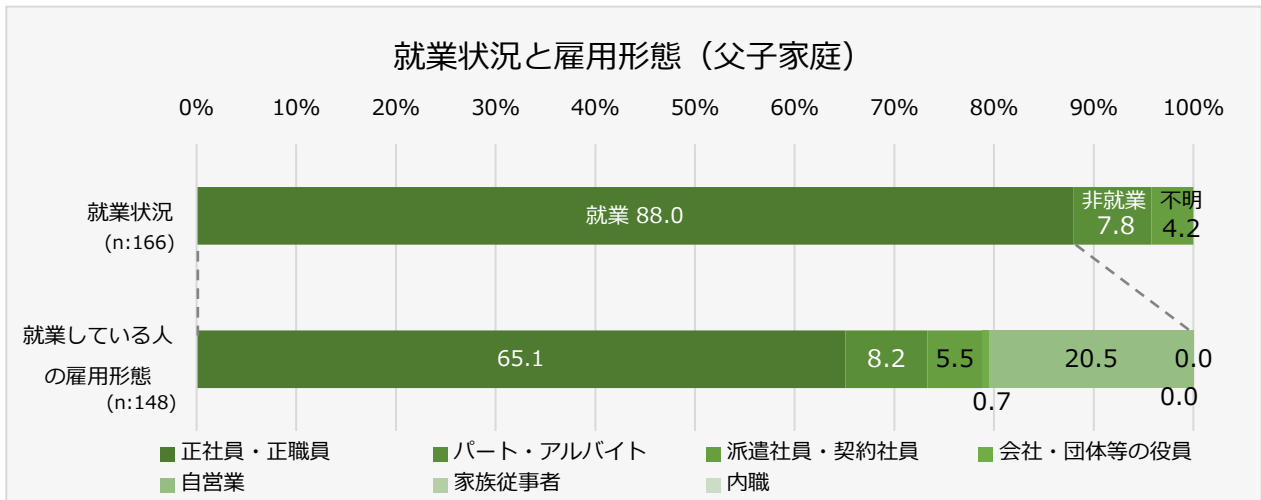
(2) ひとり親家庭になる前後の就業形態（母子家庭）

ひとり親家庭になる前後の就業形態について、「正社員・正職員」の割合が22.0%から38.4%に増加し、「働いていない」の割合が21.1%から12.0%に減少しています。



(3) 就業状況と雇用形態（父子家庭）

就業状況と雇用形態について、父子家庭の88.0%が「就業」しており、就業している人における雇用形態では、「正社員・正職員」（65.1%）の割合が最も高く、次いで「自営業」（20.5%）、「パート・アルバイト」（8.2%）となっています。

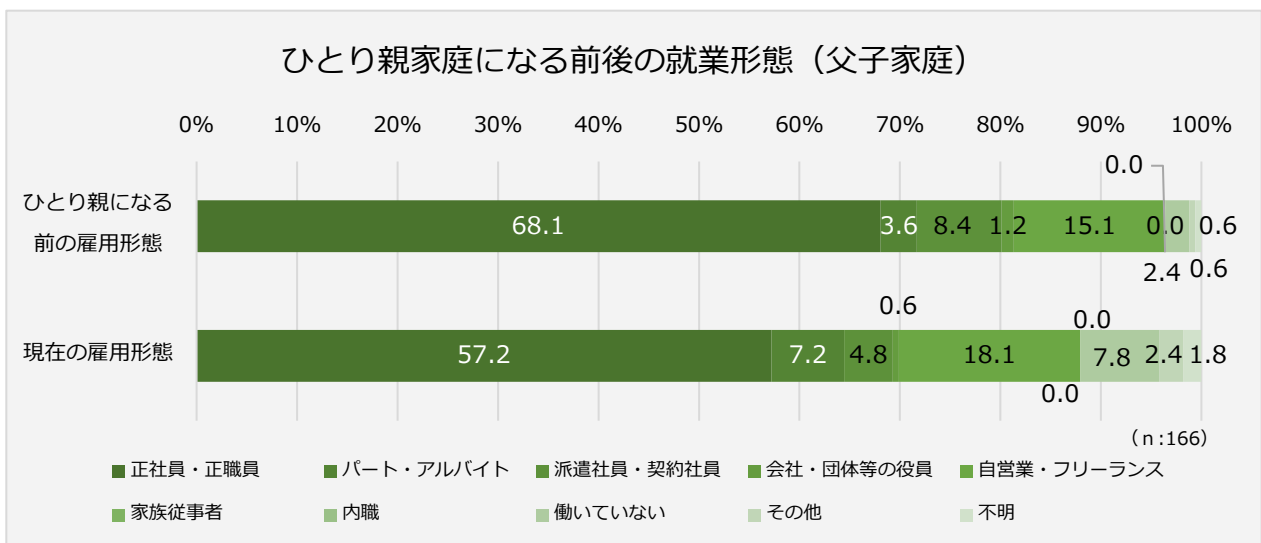


【雇用形態（父子家庭）（前回調査との比較）】

		就業している人のうちの割合				
		就業	正社員 正職員	パート アルバイト	派遣社員 契約社員	自営業
父子家庭	2017 年度	85.1%	58.8%	7.6%	8.4%	16.8%
	2022 年度	88.0%	65.1%	8.2%	5.5%	20.5%

(4) ひとり親家庭になる前後の就業形態（父子家庭）

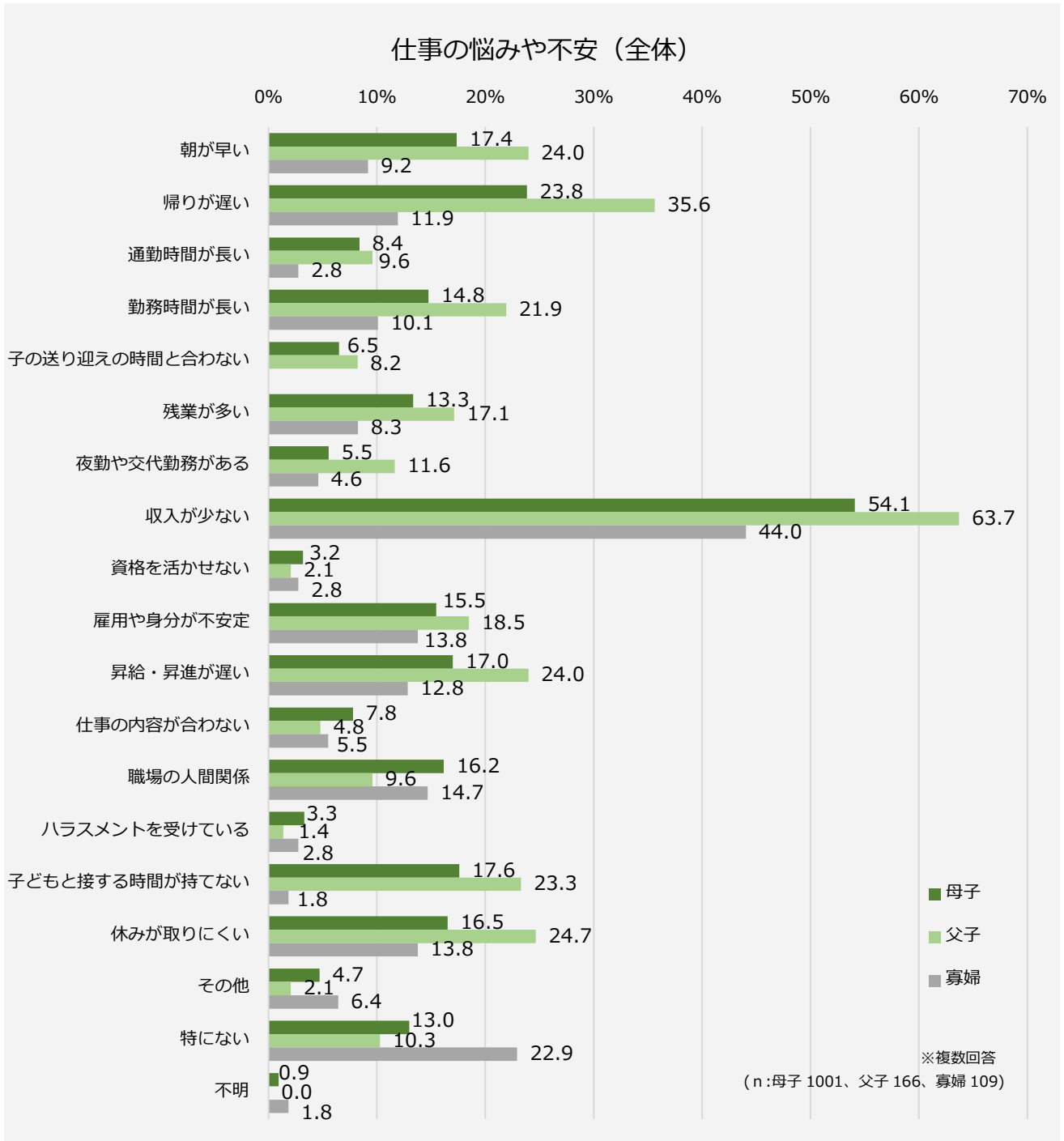
ひとり親家庭になる前後の就業形態について、「正社員・正職員」の割合が68.1%から57.2%に減少し、「働いていない」の割合が2.4%から7.8%に増加しています。



(5) 仕事の悩みや不安

仕事の悩みや不安の種類について、いずれの世帯類型においても、「収入が少ない」と回答した割合が最も多くなっています（母子家庭 54.1%、父子家庭 63.7%、寡婦 44.0%）。

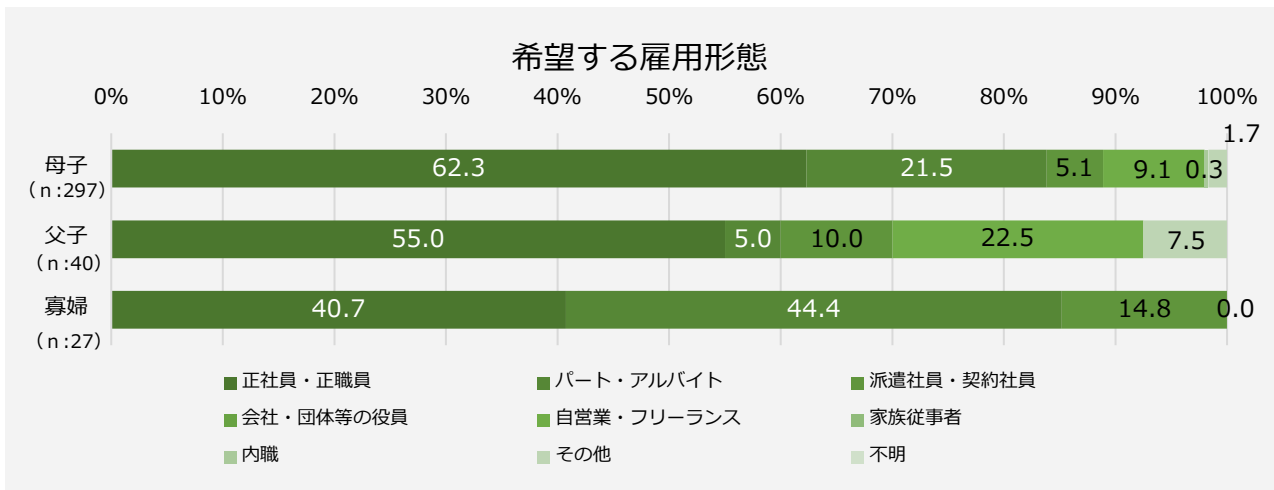
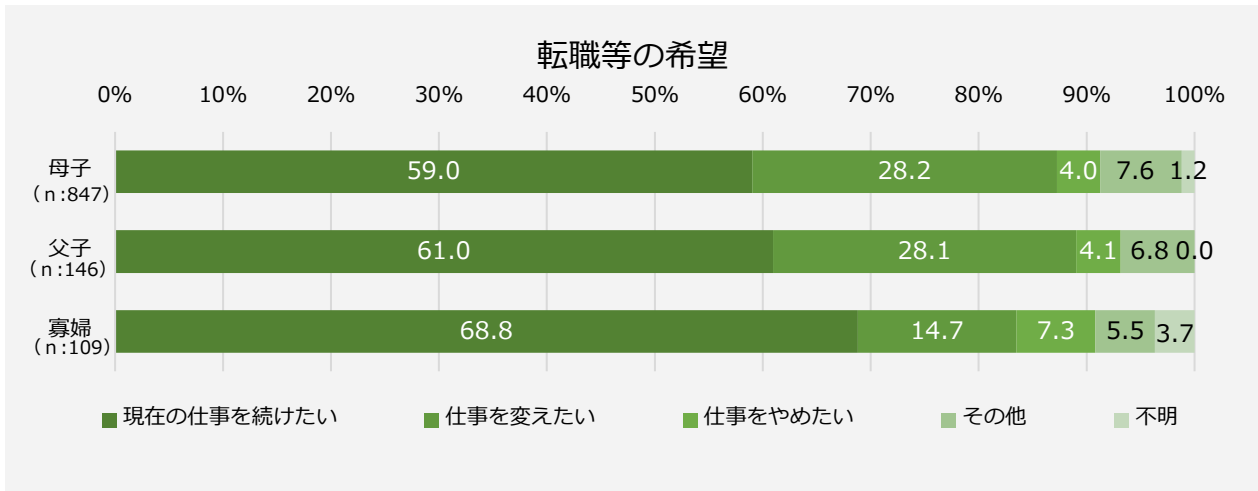
また、父子家庭は、母子家庭と比較して、ほとんどの項目で悩みを持つ割合が高い傾向にあります。



(6) 転職の希望と希望する雇用形態

転職の希望について、「今の仕事を続けたい」と回答した割合は、母子家庭 59.0%、父子家庭 61.0%、寡婦 68.8%となっており、いずれも「仕事を变えたい」と回答した人の割合を上回っています。

転職希望者または求職者の希望する雇用形態では、母子家庭では、「正社員・正職員」と回答した割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト」となっており、父子家庭では、「正社員・正職員」と回答した割合が最も高く、次いで「自営業・フリーランス」となっています。一方寡婦では、「パート・アルバイト」と回答した割合が最も高く、次いで「正社員・正職員」となっています。



※ 現在求職中または転職を考えている方への質問

【参考：令和3年厚生労働省労働力調査】

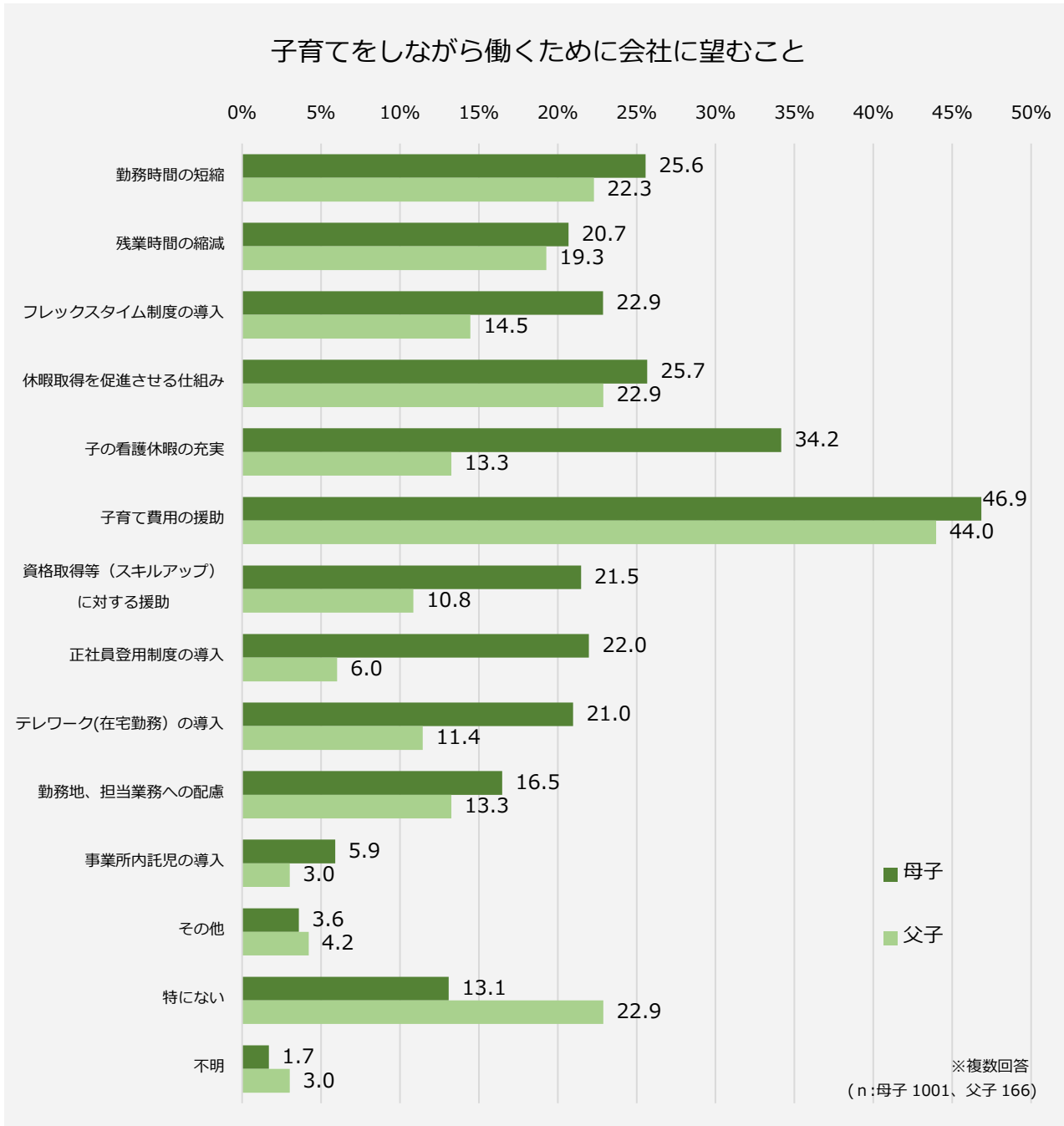
- 全国の雇用者の内の正規・非正規の割合：正規（63.3%）、非正規（36.7%）
- 札幌市の雇用者の内の正規・非正規の割合：正規（58.3%）非正規（41.7%）

(7) 子育てしながら働くために会社に望むこと

子育てをしながら働くために会社に望むことについて、母子家庭では、「子育て費用の援助」と回答した割合が最も高く、次いで「子の看護休暇の充実」となっています。

父子家庭では、「子育て費用の援助」と回答した割合が最も高く、次いで「休暇取得を促進させる仕組み」と「特にない」がともに22.9%となっています。

母子家庭と父子家庭で10%以上の差があった項目は「子の看護休暇の充実」(20.9%差)、「資格取得等に対する援助」(10.7%差)、「正社員登用制度の導入」(16.0%差)であり、いずれも母子家庭の割合が高くなっています。





仕事の状況から見えた課題

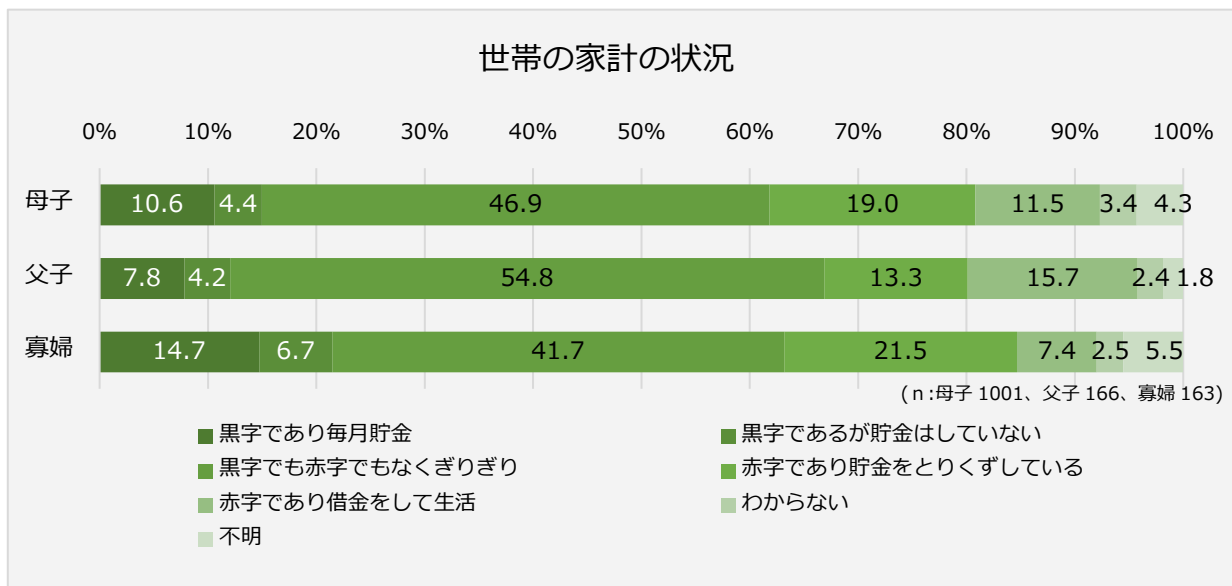
- 就業状況について、いずれの世帯類型においても、前回調査より就業している割合が増加しています。
- 就業している人の雇用形態では、いずれの世帯類型においても、「正社員・正職員」の割合が増加し、母子家庭・寡婦では「パート・アルバイト」の割合が減少しています。
- 母子家庭は、ひとり親家庭になったことにより、「正社員・正職員」の割合が増加しており、家計を支えるために就職・転職したものと推測されます。一方父子家庭は、ひとり親家庭になったことにより、「正社員・正職員」の割合が減少しており、子育ての時間を確保するために転職・退職したものと推測されます。
- 会社に望むこととして、費用援助以外では、母子家庭で「子の看護休暇の充実」、父子家庭で「休暇取得を促進させる仕組み」と回答した人が多い傾向がみられます。
- いずれの世帯類型においても、「仕事を変えたい」と回答した人よりも「今の仕事を続けたい」と回答した人の割合が高くなっています。
- 現状、就職・転職活動に関する支援施策と比較して、「今の仕事を続けるための支援」は手薄となっているため、今後どのような支援ができるか検討していきます。
- 病後児保育の充実や貸付制度の周知など、子育てと仕事の両立を支援するための取り組みを今後もすすめていく必要があります。
- 企業に対して、ワークライフバランスの確保等を含め、ひとり親家庭の家庭状況について理解を深めてもらうため働きかけていく必要があります。

家計の状況

(1) 世帯の家計の状況

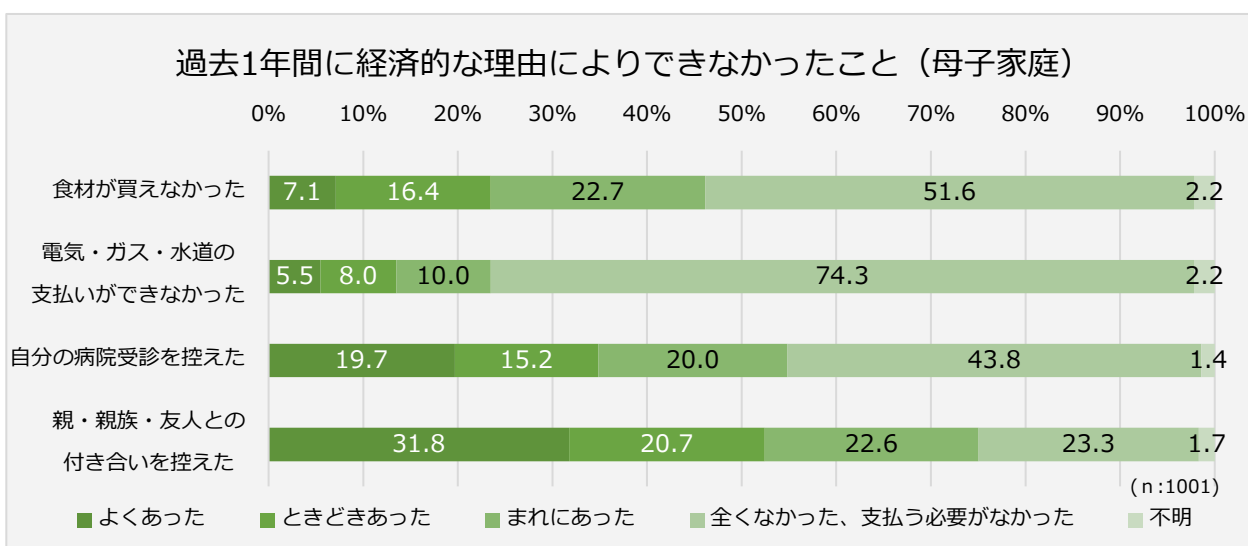
世帯の家計の状況について、母子家庭では「黒字であり毎月貯金」が10.6%、「黒字であるが貯金はしていない」が4.4%となっており、父子家庭では同7.8%、4.2%で、母子家庭・父子家庭ともに黒字と答えた割合は低くなっています。

寡婦も母子家庭・父子家庭より若干割合は高いものの、「黒字でも赤字でもなくぎりぎり」の割合が41.7%と最も高く、厳しい家計の状況がうかがえます。



(2) 経済的な理由によりできなかったこと（母子家庭）

経済的な理由によりできなかったことについて、「病院受診」や、「人との付き合い」を控えたことがあると回答した人の割合が高くなっています。

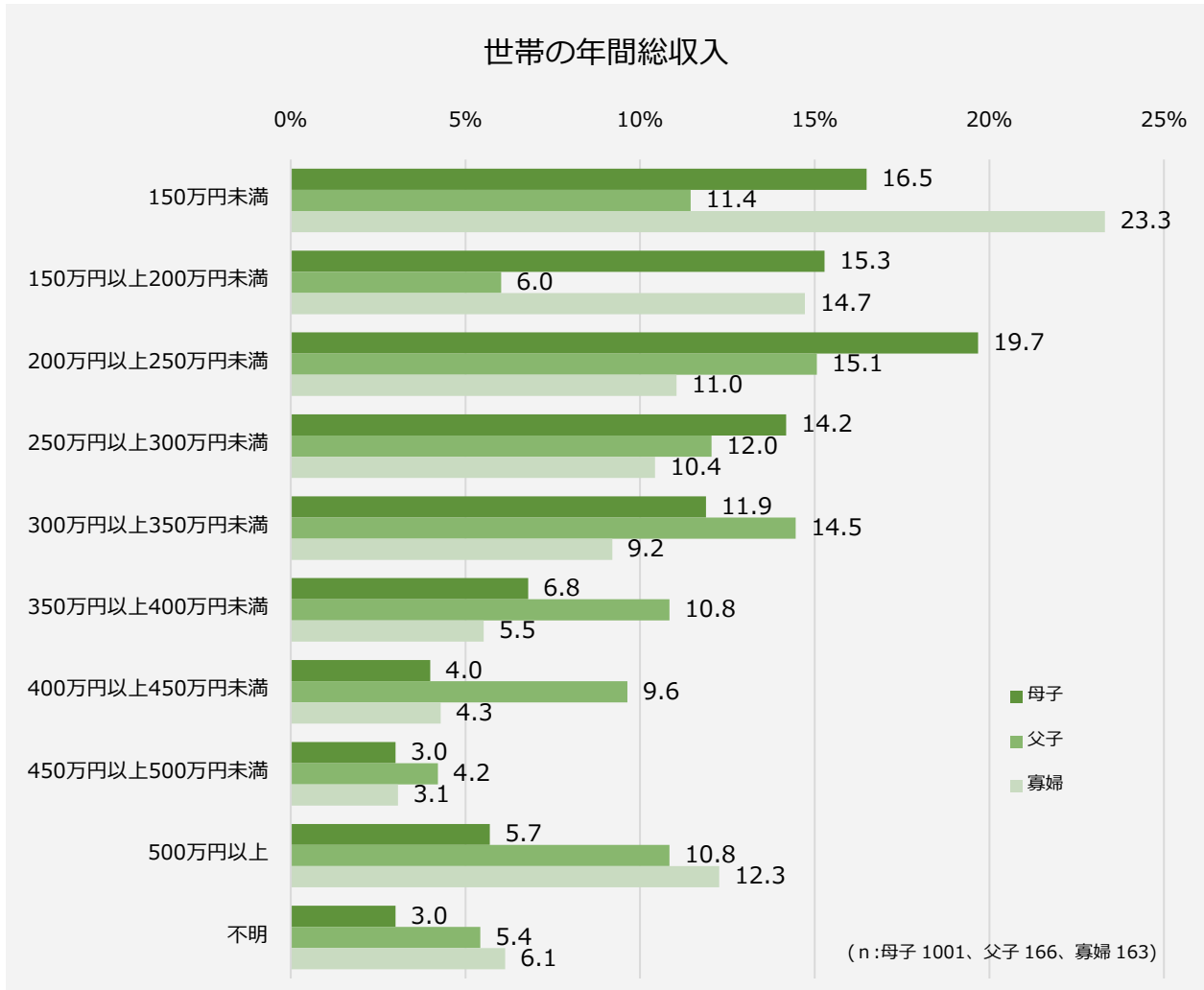


【参考：「令和3年度札幌市子どもの生活実態調査」より】

「経済的な理由により自分の病院受診を控えたことがある」と答えた人の割合：18.8%

(3) 世帯の年間総収入

世帯の年間総収入について、いずれの世帯類型においても、前回調査と比較して年間総収入が300万円未満の割合は低下しているものの、母子家庭では、依然として6割以上の世帯が300万円未満の収入で生計を立てています。

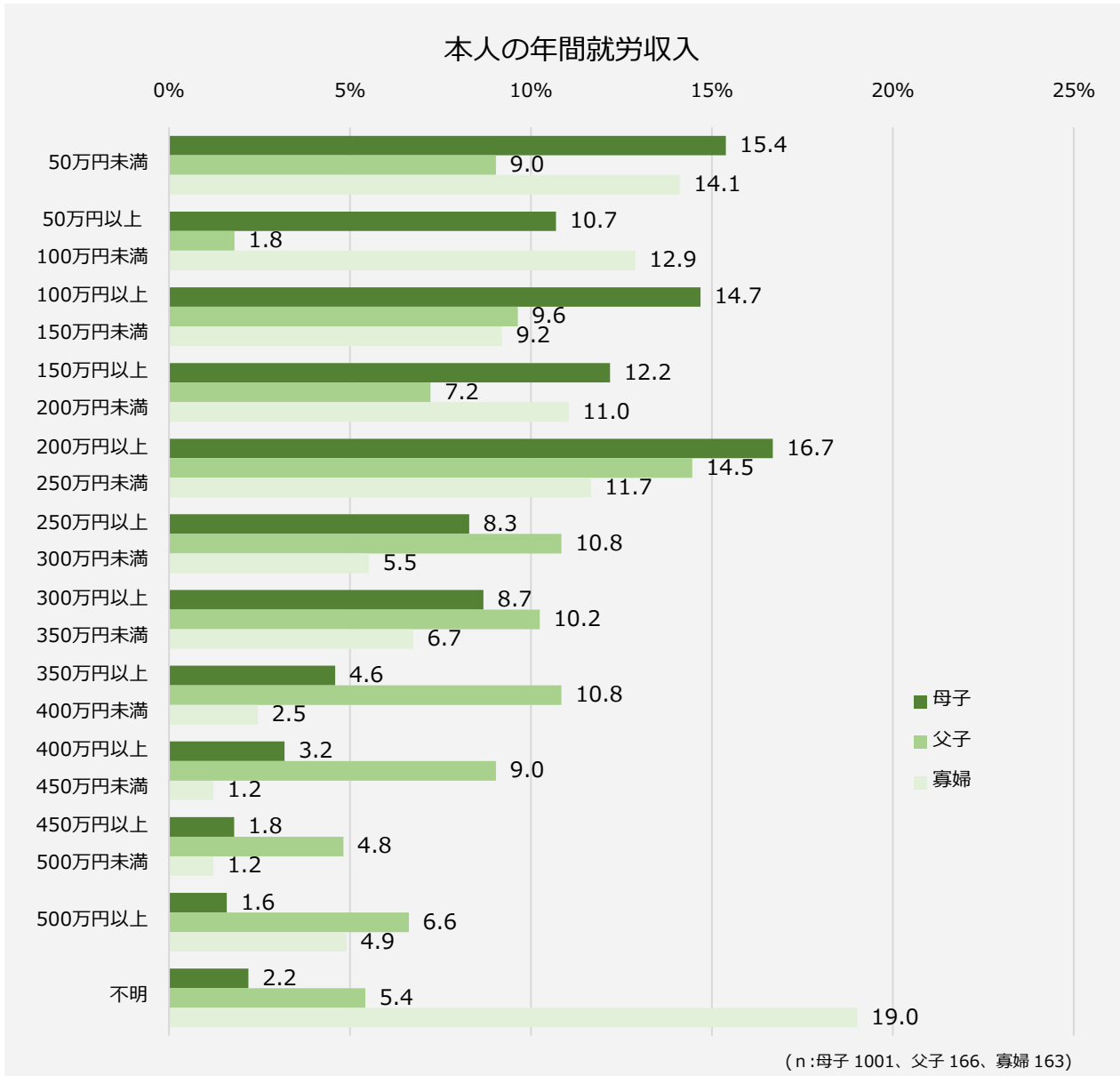


【世帯の年間総収入比較（前回調査との比較）】

		母子家庭	父子家庭	寡婦
年間総収入 300万円未満	2017年度	71.3%	59.7%	62.8%
	2022年度	65.6%	44.6%	59.5%

(4) 本人の年間就労収入

年間就労収入について、いずれの世帯類型においても、前回調査時と比較して年間就労収入が200万円未満の割合は低下しているものの、依然として母子家庭・寡婦の約5割が200万円未満となっています。



【本人の年間就労収入比較（前回調査との比較）】

	母子家庭	父子家庭	寡婦	
年間就労収入	2017 年度	62.8%	37.0%	56.0%
200 万円未満	2022 年度	52.9%	27.7%	47.2%

【参考：令和3年厚生労働省毎月勤労統計調査】

札幌市の年間平均賃金 男性：535万円、女性：304万円

(5) 雇用形態と年間就労収入

雇用形態と年間就労収入について、母子家庭では、年間就労収入 200 万円未満の割合が最も高かったのは「パート・アルバイト」(82.2%)であり、次いで「自営業」(72.7%)、「派遣社員・契約社員」(48.8%)となっています。

父子家庭では、年間就労収入 200 万円未満の割合が最も高かったのは「パート・アルバイト」(75.0%)であり、次いで「自営業」(63.3%)、「派遣社員・契約社員」(25.0%)となっています。

【各雇用形態における年間就労収入の金額ごとの割合（母子家庭）】

雇用形態	正社員 正職員 (384人)	パート アルバイト (292人)	派遣社員 契約社員 (121人)	会社等の 役員 (5人)	自営業 (44人)	内職 (1人)
200万円未満	20.1%	82.2%	48.8%	0.0%	72.7%	100.0%
200万円～300万円 未満	35.4%	14.7%	39.7%	40.0%	18.2%	0.0%
300万円以上	43.8%	2.1%	10.0%	60.0%	9.1%	0.0%

※ 不明除く

【各雇用形態における年間就労収入の金額ごとの割合（父子家庭）】

雇用形態	正社員 正職員 (95人)	パート アルバイト (12人)	派遣社員 契約社員 (8人)	会社・団体等 の役員 (1人)	自営業 (30人)
200万円未満	8.4%	75.0%	25.0%	0.0%	63.3%
200万円～300万円 未満	27.4%	25.0%	50.0%	0.0%	13.3%
300万円以上	61.1%	0.0%	25.0%	100.0%	23.3%

家計の状況から見た課題

- いずれの世帯類型においても、世帯の年間総収入が「300万円未満」と回答した割合及び年間就労収入が「200万円未満」と回答した割合が前回調査より減少しており、世帯収入としては増加傾向にあることが確認されました。
- 世帯収入は増加傾向にあるものの、家計の状況としては黒字世帯が母子家庭で15.0%、父子家庭で12.0%、寡婦で21.4%と低い割合となっています。
- 母子家庭では、年間の就労収入が「200万円未満」と回答した人の割合が、正社員で20.1%、パート・アルバイトでは82.2%と4倍以上の開きがみられるため、より安定した収入を得られる正規雇用への就職・転職支援を継続して行う必要があります。

Ⅰ 養育費の受け取り状況など

(1) ひとり親になった理由

ひとり親になった理由について、いずれの世帯類型においても、「離婚」が最も多く、父子家庭では「未婚」の割合は0.0%となっています。

【ひとり親になった理由】

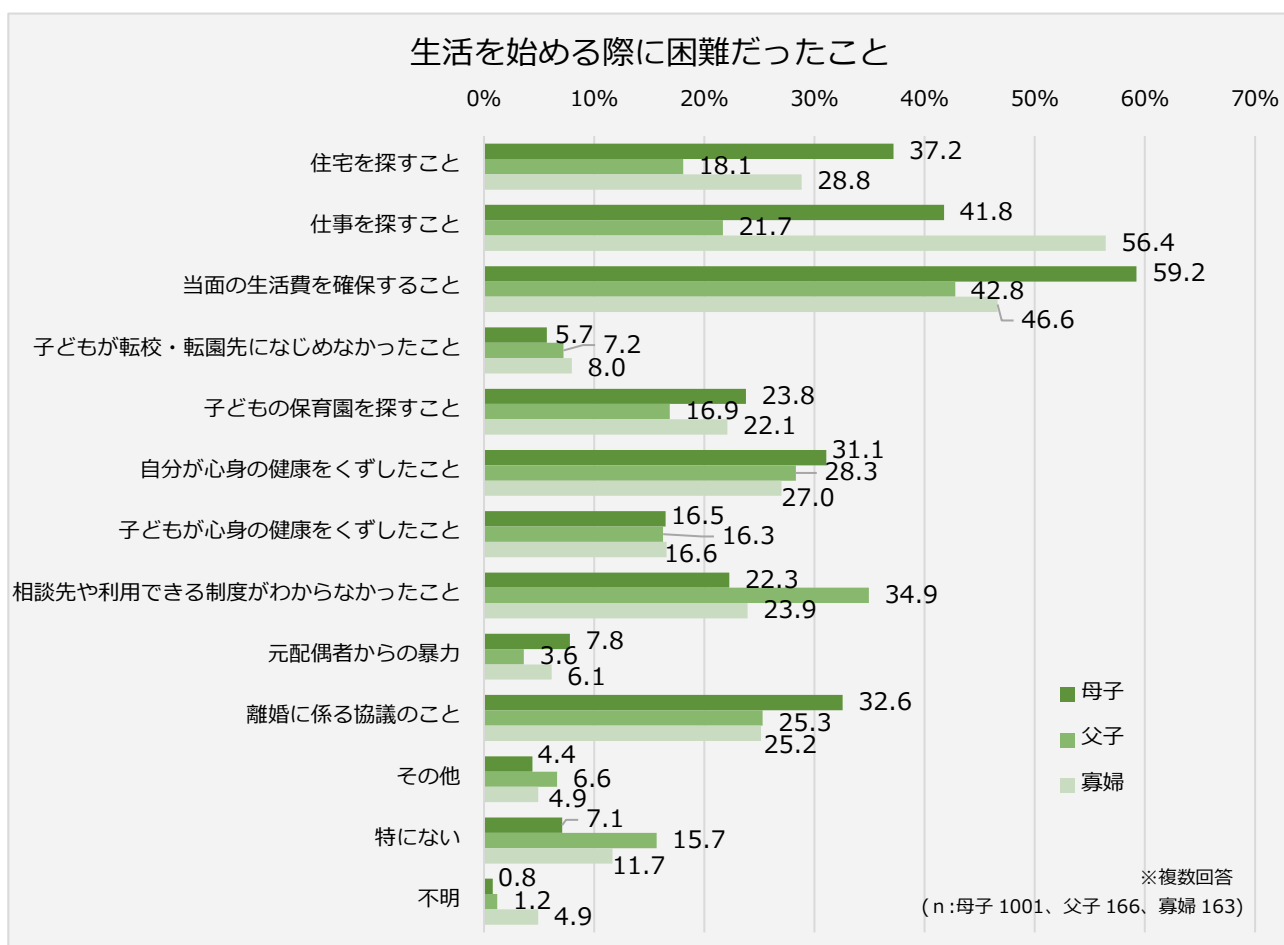
	離婚	未婚	死別	その他	不明
母子家庭	87.2%	10.8%	0.7%	0.7%	0.6%
父子家庭	90.4%	0.0%	6.6%	0.0%	3.0%
寡婦	73.0%	1.2%	22.7%	0.6%	2.5%

(2) ひとり親としての生活を始めるときに困難だったこと

ひとり親としての生活を始めるときに困難だったことについて、母子家庭では、「当面の生活費を確保すること」と回答した割合が最も高く、次いで「仕事を探すこと」、「住宅を探すこと」となっています。

父子家庭では、「当面の生活費を確保すること」と回答した割合が最も高く、次いで「相談先や利用できる制度がわからなかったこと」、「自分が心身の健康をくずしたこと」となっています。

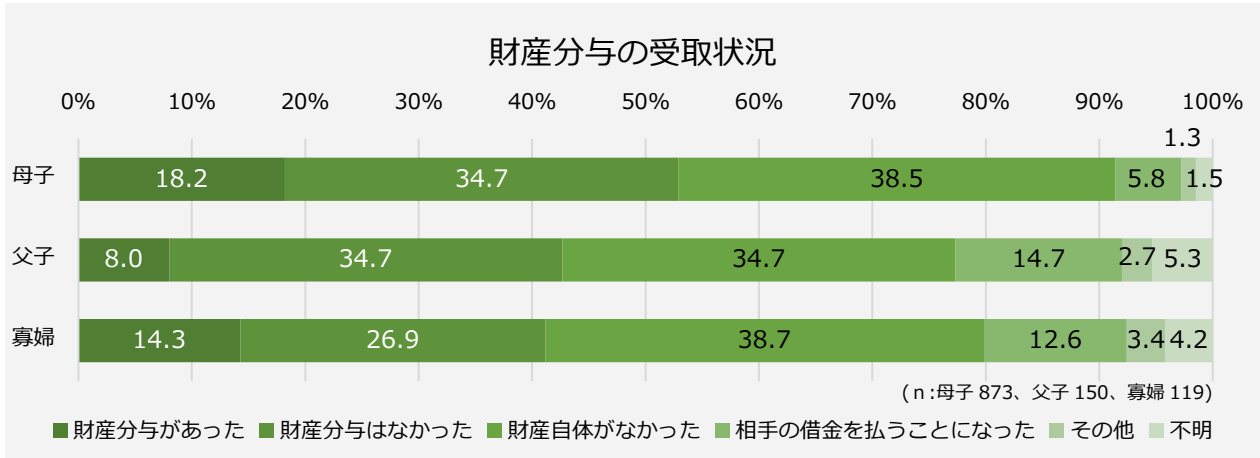
寡婦では、「仕事を探すこと」と回答した割合が最も高く、次いで「当面の生活費を確保すること」、「住宅を探すこと」となっています。



(3) 財産分与の状況

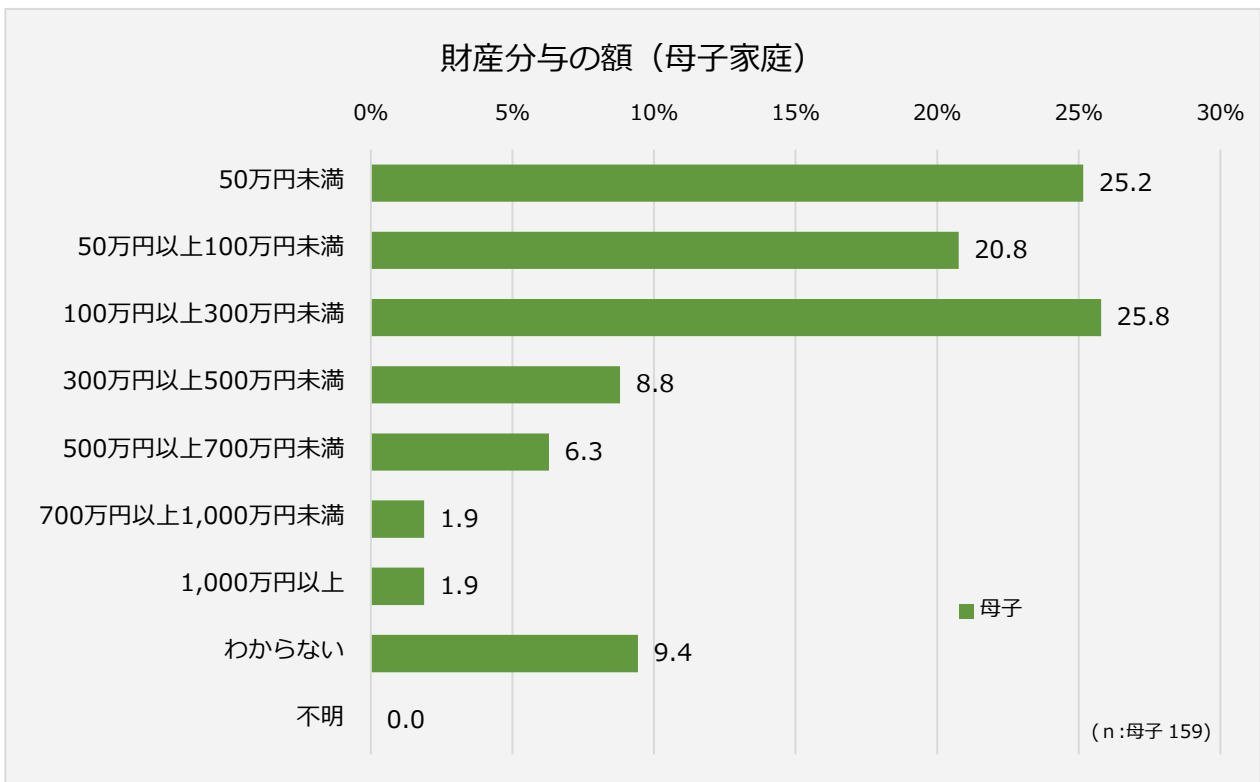
母子家庭では「財産分与があった」と回答した割合が18.2%であったのに対して、「財産分与はなかった」(34.7%)と「財産自体がなかった」(38.5%)の割合が高くなっています。

父子家庭では「財産分与があった」と回答した割合が8.0%と、母子家庭と比較して低くなっています。寡婦では、「財産分与があった」と回答した割合が14.3%であったのに対して、「財産分与はなかった」(26.9%)と「財産自体がなかった」(38.7%)の割合が高くなっています。



(4) 財産分与の受領額（母子家庭）

財産分与の額で最も回答者が多かったのは、「100万円以上300万円未満」(25.8%)となっています。

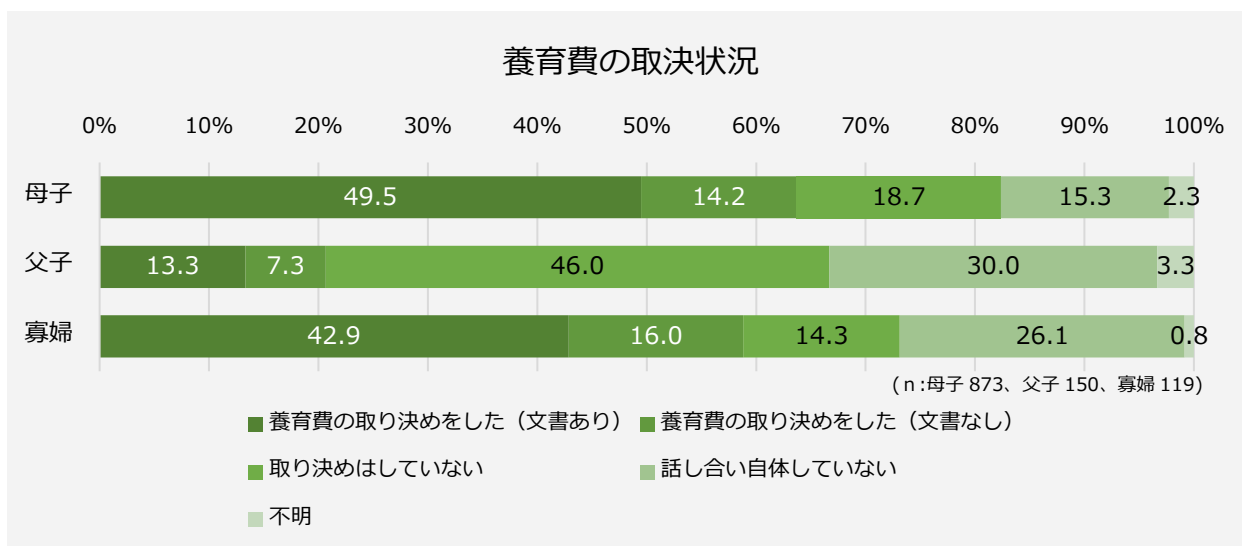


(5) 養育費の取決状況

養育費の取決状況について、母子家庭では、「養育費の取決めをした」（「文書あり」と「文書なし」と回答した割合が前回調査時と比べ 11.1%増加し 63.7%となっています。

父子家庭では、「養育費取決めをした」人の割合が、前回調査時とほぼ変わらず、20.7%となっています。

寡婦では、「養育費取決めをした」人の割合が 58.8%となっています。



【養育費の取決状況比較（前回調査との比較）】

		取決めをした	取決めをしなかった
母子家庭	2017 年度	52.6%	47.1%
	2022 年度	63.7%	34.0%
父子家庭	2017 年度	21.0%	76.6%
	2022 年度	20.7%	76.0%
寡婦	2022 年度	58.8%	40.3%

※ 前回調査時寡婦データなし

※ 「取決めをしなかった」は「取決めはしていない」と「話し合い自体していない」の合計

(6) 養育費の受取状況

養育費の受取状況について、母子家庭では「現在も受け取っている」と回答した割合が前回調査と比べ 9.6%増加し 43.6%となっています。

【養育費の受取状況（前回調査との比較）】

		現在も受け取っている	受け取ったことがある	受け取ったことがない
母子家庭	2017 年度	34.0%	16.5%	49.7%
	2022 年度	43.6%	15.9%	37.1%
父子家庭	2017 年度	6.5%	2.9%	87.8%
	2022 年度	6.0%	4.0%	86.7%

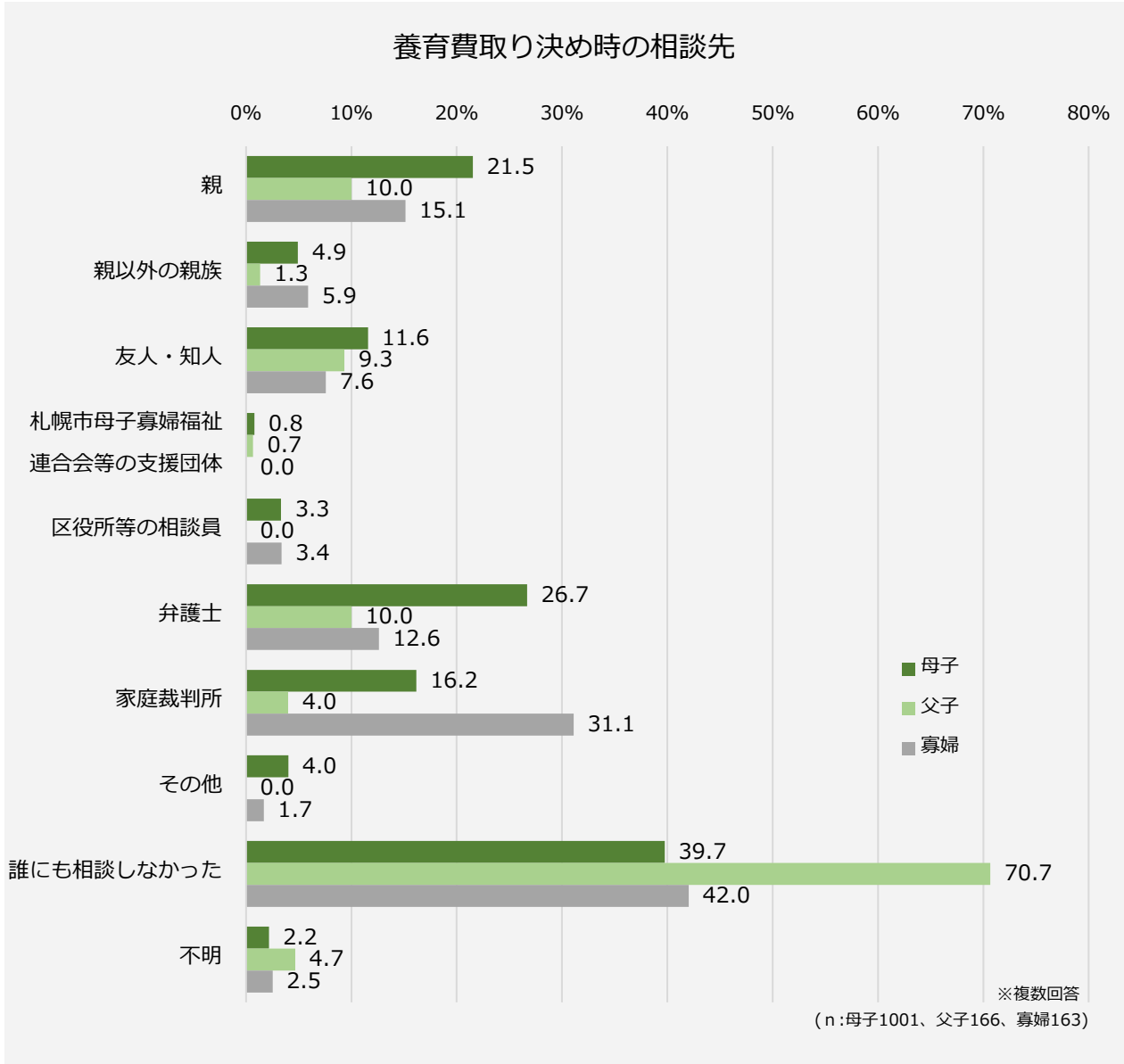
※ 「その他」・「不明」を除く

(7) 養育費取決め時の相談先

養育費取決め時の相談先について、母子家庭では、「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「弁護士」、「親」となっています。

父子家庭では、「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「親」・「弁護士」、「友人・知人」となっています。

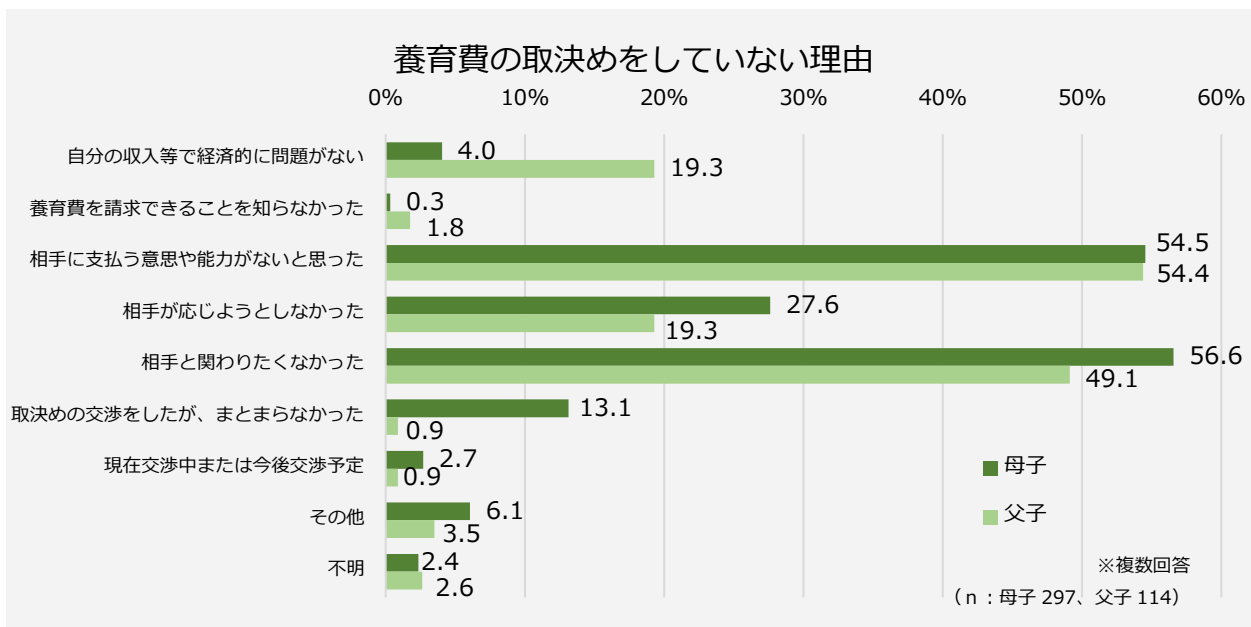
寡婦では、「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「家庭裁判所」、「親」となっています。



(8) 養育費の取決めをしていない理由

養育費の取決めをしていない理由について、母子家庭では、「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「相手に支払う意思や能力がないと思った」、「相手が応じようとしなかった」となっています。

父子家庭では「相手に支払う意思や能力がないと思った」と回答した割合が最も高く、次いで「相手と関わりたくなかった」、同率で「自分の収入等で経済的に問題がない」・「相手が応じようとしなかった」となっています。

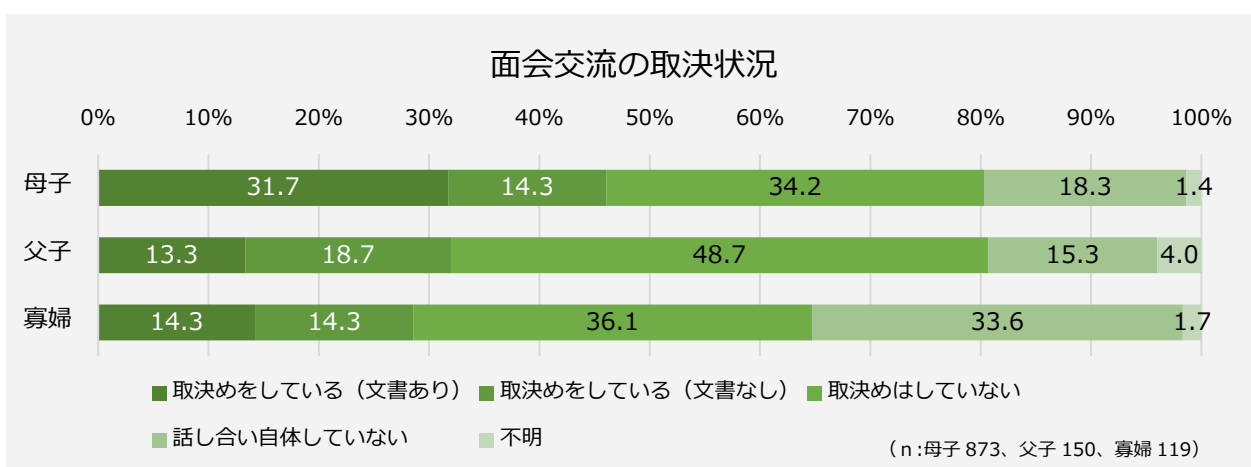


※ ひとり親になった理由が「離婚」かつ「養育費の取決めをしていない」と回答した人のみ

(9) 面会交流⁴の取決め状況

面会交流の取決め状況について、母子家庭では、「面会交流の取決めをした」と回答した割合が前回調査時より 9.5%増加し、46.0%となっています（「取決めをしている」（31.7%）と「取決めをしている（文書なし）」（14.3%）の合計）。

父子家庭では、「面会交流の取決めをした」と回答した割合が前回調査時より 3.5%減少し、32.0%となっています（「取決めをしている」（13.3%）と「取決めをしている（文書なし）」（18.7%）の合計）。



※ ひとり親になった理由を「離婚」と回答した人のみ

⁴ 面会交流 アンケートでは「離婚後、子どもと離れている親が、子どもと会ったりすること」として調査を行っている。昨年「親子交流」と呼称されてもいるが、調査結果に関する記述においては、調査時の「面会交流」を使用している。

【面会交流の取決め状況比較（前回調査との比較） ※前回調査時寡婦データなし】

	取決めをした		取決めをしなかった	
	2017年度	2022年度	2017年度	2022年度
母子家庭	36.5%	46.0%	63.0%	52.6%
父子家庭	35.5%	32.0%	63.8%	64.0%
寡婦		28.6%		69.7%

(10) 面会交流の実施状況

母子家庭、父子家庭とも「行ったことがない」と回答した割合が最も高く、次いで「過去に行ったことがあるが現在は行っていない」となっています。

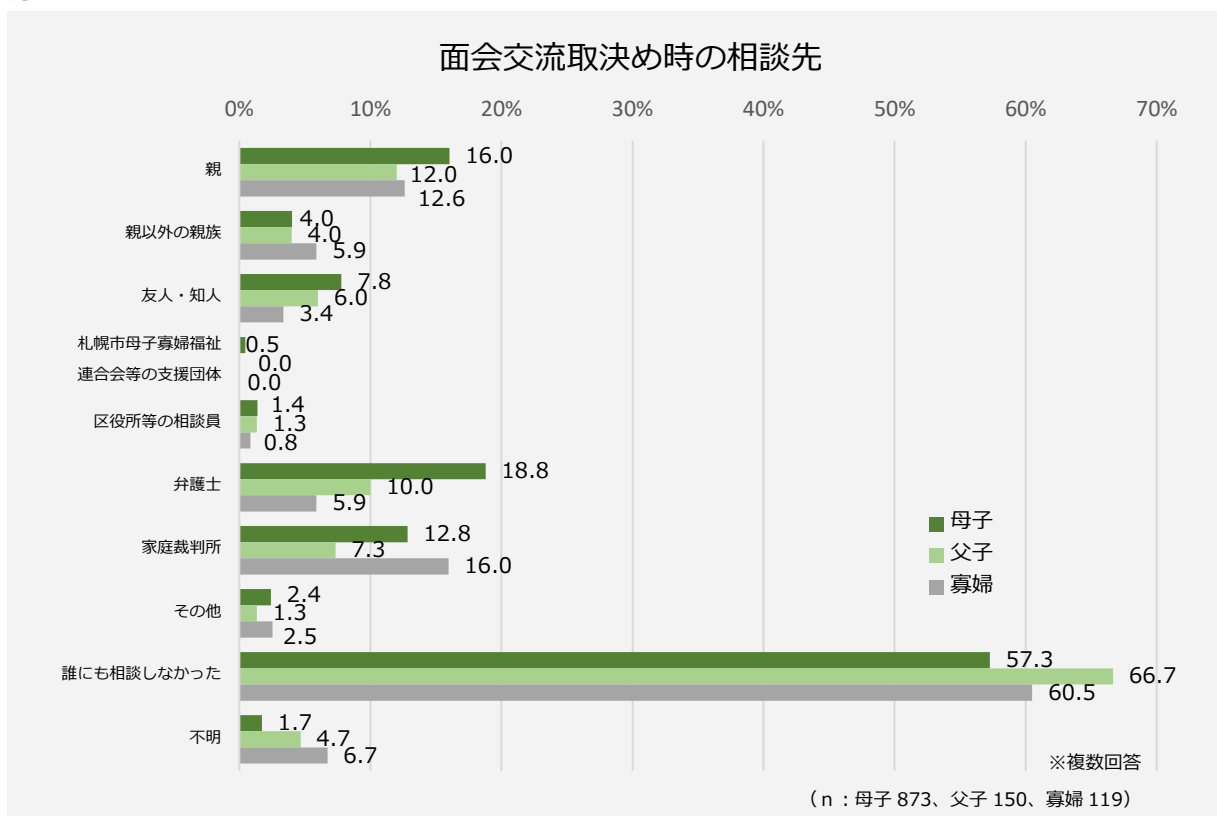
【面会交流の実施状況（前回調査との比較）】

		現在も行っている	過去に行ったことはあるが現在は行っていない	行ったことがない
		2017年度	2022年度	2017年度
母子家庭	2017年度	27.2%	15.3%	47.0%
	2022年度	32.8%	19.4%	38.4%
父子家庭	2017年度	34.7%	12.3%	38.4%
	2022年度	34.0%	14.0%	36.0%

※ 「現在も行っている」は「月2回以上」～「年に1回程度」の合計値

(11) 面会交流取決め時の相談先

面会交流取決め時の相談先について、いずれの世帯類型においても、「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高く、次いで母子家庭では「弁護士」、父子家庭では「親」、寡婦では「家庭裁判所」となっています。



※ ひとり親になった理由を「離婚」と回答した人のみ

(12) 面会交流の取決めをしていない理由

面会交流の取決めをしていない理由について、母子家庭では「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「相手が養育費を支払わないから」、「取決めをしなくても交流できている」となっています。

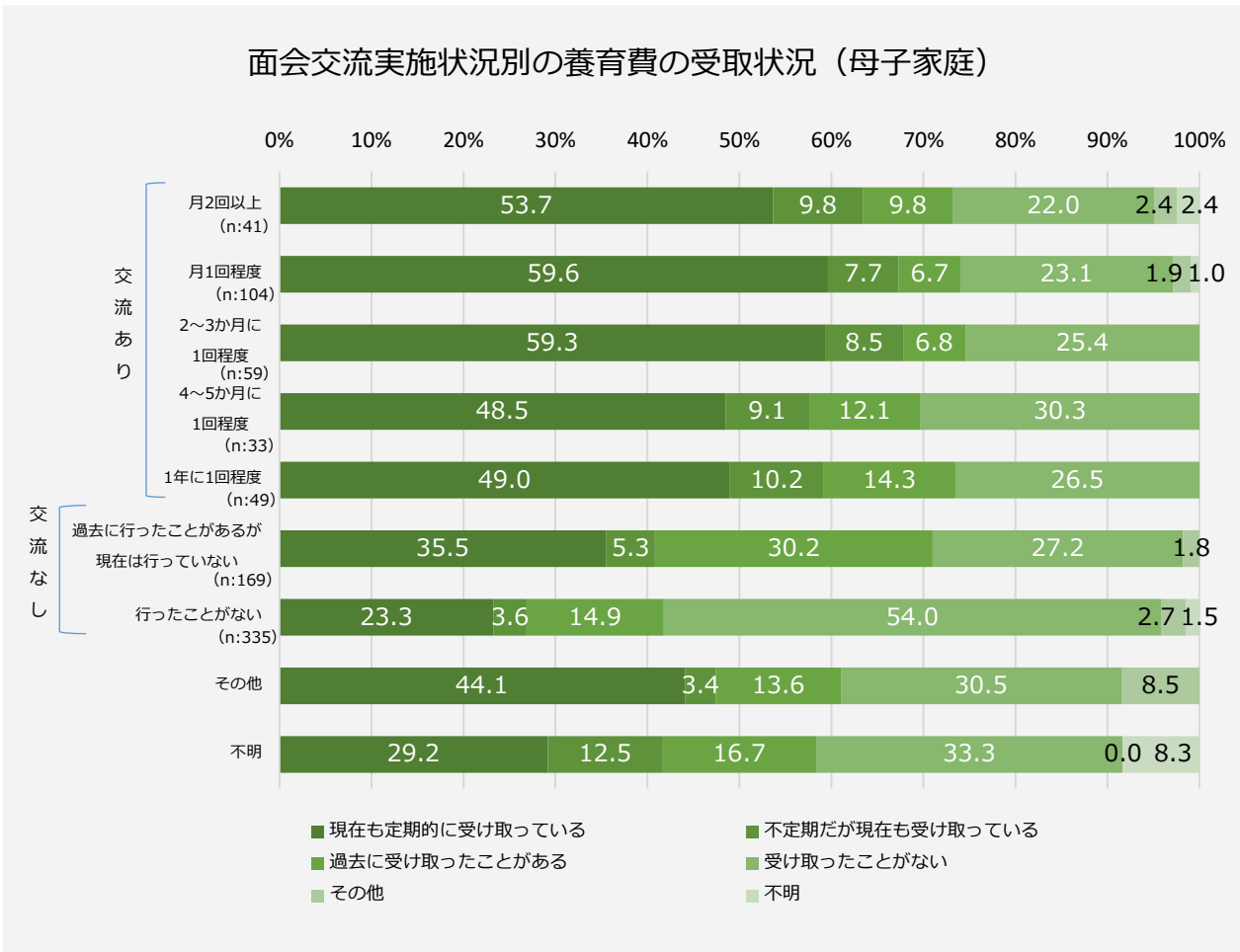
父子家庭では「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「取決めをしなくても交流できている」、「子どもが会いたがらない」となっています。

【面会交流の取決めをしていない理由上位3つの比較（前回調査との比較）】

		1位	2位	3位
母子家庭	2017年度	相手と関わりたくなかった (50.1%)	相手が養育費を支払わないから (22.0%)	子どもが会いたがらない (18.5%)
	2022年度	相手と関わりたくなかった (45.3%)	相手が養育費を支払わないから (19.8%)	取決めをしなくても交流できている (19.4%)
父子家庭	2017年度	相手と関わりたくなかった (58.0%)	子どもが会いたがらない (14.8%)	取決めをしなくても交流できている (11.4%)
	2022年度	相手と関わりたくなかった (36.5%)	取決めをしなくても交流できている (24.0%)	子どもが会いたがらない (21.9%)

(13) 面会交流実施状況別の養育費の受取状況（母子家庭）

養育費の受取率を面会交流の実施状況別にみると、定期的な面会交流を行っている人のほうが現在面会交流を行っていない人よりも養育費の受取率が高い傾向にあります。





養育費や親子交流（面会交流）から見えた課題

- 母子家庭では、養育費の取決め・受取率は上昇しているものの、「取決めをしていない」と回答した人の割合が34.0%、「受け取ったことがない」と回答した人の割合が37.1%となっています。
- 親子交流（面会交流）の取決めをしていない理由について、前回調査時より「取決めをしなくても交流できている」と回答した人の割合が増加している状況が確認できました。
- 養育費及び親子交流（面会交流）取決め時の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高く、また、市の相談窓口である「区役所等の相談員」、「札幌市母子寡婦福祉連合会（ひとり親家庭支援センター）」が相談相手になっている割合が極めて低くなっており、ここでも公的機関の相談窓口の認知が進んでいない状況が明らかとなっています。
- 母子家庭で、養育費を「受け取ったことがない」と回答した人の割合は、親子交流（面会交流）の実施状況が「月2回以上」と回答した人では22.0%であるのに対し、「行ったことがない」と回答した人では54.0%となっているため、親子交流（面会交流）の実施は養育費という経済的な面にも影響を与えている可能性もうかがえます。
- 養育費の取決めをしている割合は増加傾向であり、引き続き実効性のある支援を行っていく必要があります。
- 離婚の届け出の場面などにおいて、相談窓口を周知するなどの取組が必要です。
- 「面会交流の取決めをしていない理由」に「子どもの連れ去りや虐待の恐れがある」、「子どもが会いたがらない」と回答した人も少なからずおり、また、離婚の原因がDVである場合等、親子交流（面会交流）の推進がひとり親家庭の福祉向上に繋がるわけではない場合もあると推測されます。支援については様々な可能性を考慮しつつ、慎重な対応をする必要があると考えられます。

支援制度等

(1) 支援制度の利用率・認知度

① 母子家庭

支援制度の利用率・認知度について、新規事業である「養育費確保支援事業」以外の全ての事業で認知度が向上しています。

今回の調査で最も利用率が高かったのは「母子・婦人相談員」(12.8%)であり、最も認知度が高かったのは「自立支援教育訓練給付金」の51.2%（「利用あり」と「知っている」の合計）でした。

今回の調査で最も利用率が低かったのは「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」(0.0%)であり、最も「知らない」の割合が高かったのは新規事業である「養育費確保支援事業」の77.4%でした。

【支援制度の利用率・認知度（母子家庭）（前回調査との比較）】

		利用あり	利用はないが 知っている	知らない	認知度の推移 （「利用あり」＋ 「知っている」）
母子・婦人相談員	2017年度	10.1%	26.0%	49.0%	36.1%→41.7%
	2022年度	12.8%	28.9%	53.0%	➡
母子父子寡婦 福祉資金貸付金	2017年度	3.3%	29.6%	52.5%	32.9%→41.7%
	2022年度	3.1%	38.6%	53.1%	➡
自立支援 教育訓練給付金	2017年度	3.4%	33.5%	48.3%	36.9%→ 51.2%
	2022年度	3.1%	48.1%	43.6%	➡
高等職業訓練 促進給付金	2017年度	3.8%	22.7%	58.1%	26.5%→42.1%
	2022年度	3.2%	38.9%	52.4%	➡
高等職業訓練 促進資金貸付金	2017年度	1.4%	22.3%	60.6%	23.7%→36.7%
	2022年度	2.0%	34.7%	57.8%	➡
高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	2017年度	0.1%	11.6%	71.5%	11.7%→25.3%
	2022年度	0.0%	25.3%	68.9%	➡
母子生活支援施設	2017年度	2.5%	32.7%	49.1%	35.2%→38.8%
	2022年度	1.6%	37.2%	55.6%	➡
養育費確保支援事業	2017年度	—	—	—	(新規)→16.8%
	2022年度	0.1%	16.7%	77.4%	
ひとり親家庭 支援センター	2017年度	6.5%	28.4%	50.3%	34.9%→49.1%
	2022年度	6.5%	42.6%	45.8%	➡
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	2017年度	1.3%	18.6%	64.2%	19.9%→26.3%
	2022年度	1.5%	24.8%	68.1%	➡
学習支援 ボランティア事業	2017年度	2.7%	24.1%	57.6%	26.8%→32.1%
	2022年度	4.5%	27.6%	62.5%	➡

② 父子家庭

支援制度の利用率・認知度について、新規事業である「養育費確保支援事業」以外の全ての事業で認知度が向上しています。

今回の調査で最も利用率が高かったのは「ひとり親家庭支援センター」の4.2%で、最も認知度が高かったのは「自立支援教育訓練給付金」の26.5%（「利用あり」と「知っている」の合計）でした。

今回の調査で最も「知らない」の割合が高かったのは、「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の74.7%でした。

【支援制度の利用率・認知度（父子家庭）（前回調査との比較）】

		利用あり	利用はないが 知っている	知らない	認知度の推移 （「利用あり」＋ 「知っている」）
母子・婦人相談員	2017年度	2.6%	9.1%	74.7%	11.7%→27.1%
	2022年度	3.6%	23.5%	63.3%	➡
母子父子寡婦 福祉資金貸付金	2017年度	0.0%	7.8%	77.9%	7.8%→22.3%
	2022年度	1.8%	20.5%	68.1%	➡
自立支援 教育訓練給付金	2017年度	0.6%	8.4%	76.6%	9.0%→26.5%
	2022年度	0.0%	26.5%	63.3%	➡
高等職業訓練 促進給付金	2017年度	0.6%	7.8%	77.9%	8.4%→24.1%
	2022年度	0.6%	23.5%	65.7%	➡
高等職業訓練 促進資金貸付金	2017年度	0.0%	4.5%	81.2%	4.5%→19.9%
	2022年度	0.0%	19.9%	69.9%	➡
高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	2017年度	0.0%	3.9%	81.8%	3.9%→15.1%
	2022年度	0.6%	14.5%	74.7%	➡
養育費確保支援事業	2017年度	—	—	—	（新規）→7.8%
	2022年度	0.0%	7.8%	61.4%	
ひとり親家庭 支援センター	2017年度	1.9%	14.9%	70.1%	16.8%→25.3%
	2022年度	4.2%	21.1%	45.2%	➡
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	2017年度	0.6%	9.1%	76.0%	9.7%→14.5%
	2022年度	0.6%	13.9%	54.8%	➡
学習支援 ボランティア事業	2017年度	0.6%	9.1%	76.0%	9.7%→10.2%
	2022年度	1.2%	9.0%	59.0%	➡

③ 寡婦

支援制度の利用率・認知度について、新規事業である「養育費確保支援事業」以外の全ての事業で認知度が向上しています。

今回の調査で最も利用率が高かったのは「母子・婦人相談員」の30.7%で、最も認知度が高かったのは「母子生活支援施設」の54.6%（「利用あり」と「知っている」の合計）でした。

また、今回の調査で最も「知らない」の割合が高かったのは、新規事業である「養育費確保支援事業」の43.6%でした。

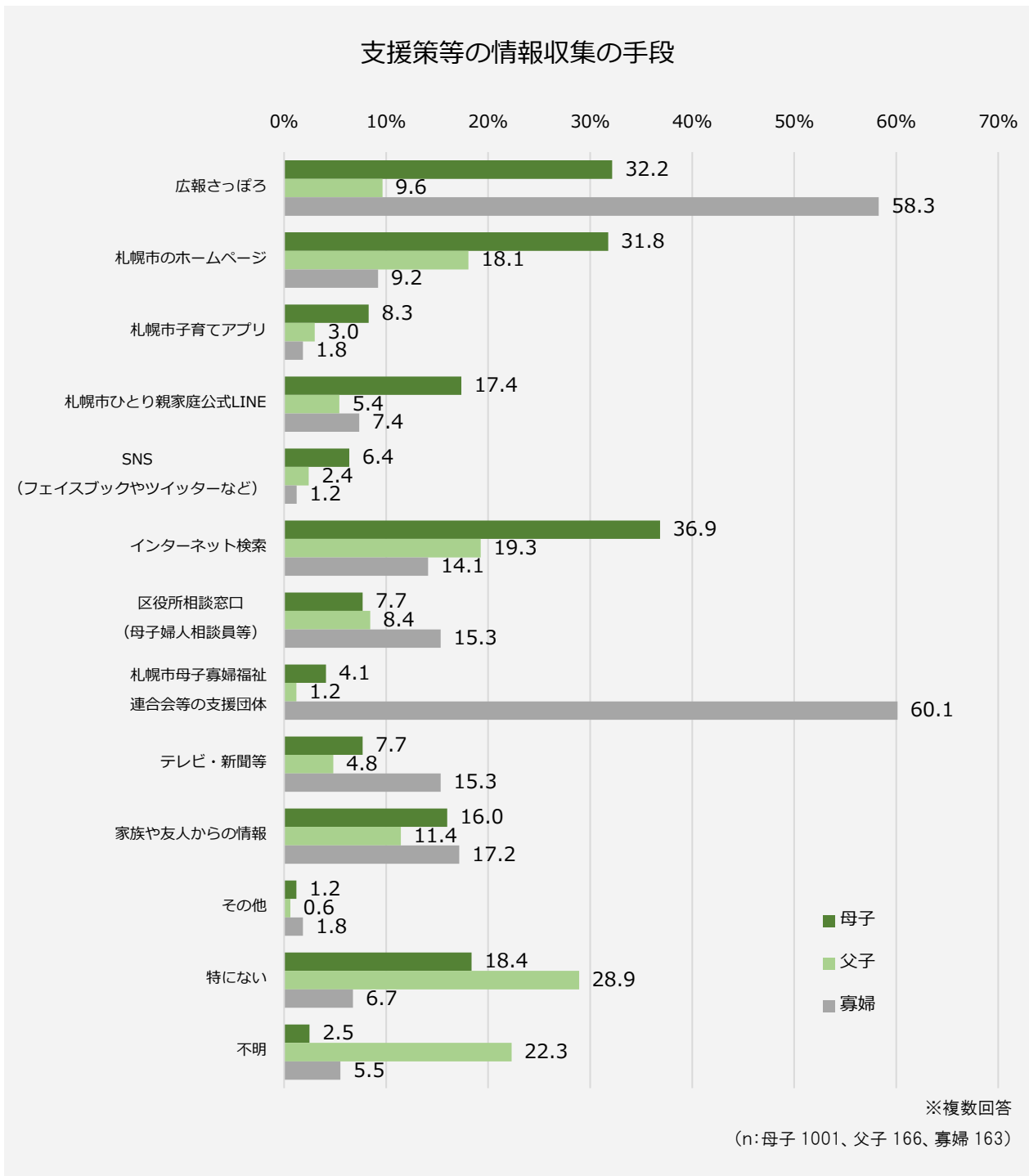
【支援制度の利用率・認知度（寡婦）（前回調査との比較）】

		利用あり	利用はないが 知っている	知らない	認知度の推移 （「利用あり」＋ 「知っている」）
母子・婦人相談員	2017年度	25.7%	33.0%	15.2%	58.6%→65.0%
	2022年度	30.7%	34.4%	21.5%	➡
母子父子寡婦 福祉資金貸付金	2017年度	20.9%	38.7%	15.2%	59.7%→62.6%
	2022年度	17.8%	44.8%	17.8%	➡
自立支援 教育訓練給付金	2017年度	4.2%	41.4%	19.4%	45.5%→54.0%
	2022年度	4.3%	49.7%	20.9%	➡
高等職業訓練 促進給付金	2017年度	2.6%	35.6%	26.2%	38.2%→44.8%
	2022年度	4.9%	39.9%	29.4%	➡
高等職業訓練 促進資金貸付金	2017年度	0.5%	33.0%	30.9%	33.5%→46.6%
	2022年度	0.6%	46.0%	26.4%	➡
高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	2017年度	0.0%	20.4%	40.8%	20.4%→35.0%
	2022年度	0.0%	35.0%	37.4%	➡
母子生活支援施設	2017年度	2.1%	42.4%	19.4%	44.5%→54.6%
	2022年度	4.3%	50.3%	20.2%	➡
養育費確保支援事業	2017年度	—	—	—	（新規）→28.8%
	2022年度	0.0%	28.8%	43.6%	➡
ひとり親家庭 支援センター	2017年度	10.5%	39.3%	17.3%	49.7%→56.4%
	2022年度	13.5%	42.9%	20.9%	➡
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	2017年度	3.7%	38.2%	22.0%	41.9%→46.6%
	2022年度	6.1%	40.5%	26.4%	➡
学習支援 ボランティア事業	2017年度	2.6%	44.0%	17.3%	46.6%→54.6%
	2022年度	4.9%	49.7%	19.6%	➡

(2) 支援策等の情報収集の手段

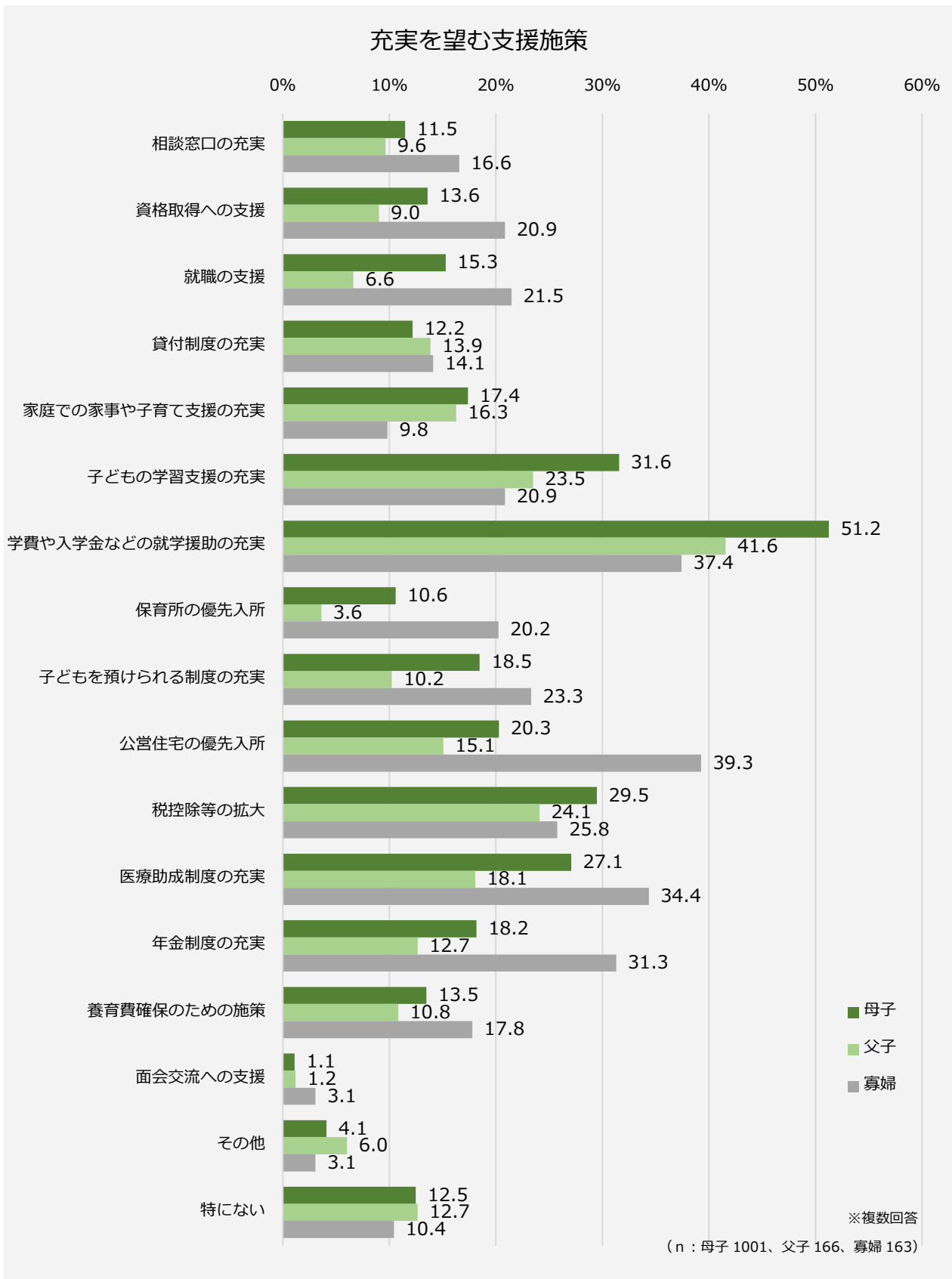
支援策等の情報収集の手段について、母子家庭・父子家庭では、いずれも「インターネット検索」（母子 36.9%、父子 19.3%）や「札幌市ホームページ」（母子 31.8%、父子 18.1%）の割合が高くなっています。

父子家庭では、他の世帯類型と比べて「特にない」（28.9%）と回答した割合が高く、寡婦では、「札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体」（60.1%）や「広報さっぽろ」（58.3%）等、インターネット以外で情報収集をしている割合が高い傾向にありました。



(3) 充実を望む支援施策

充実を望む支援施策について、母子家庭・父子家庭では「学費や入学金などの就学援助の充実」の割合が最も高く（母子家庭 51.2%、父子家庭 41.6%）、寡婦では「公営住宅の優先入所」の割合が 39.3%で最も高くなっています。



✓ 支援制度等から見た課題

- 支援制度について、新規事業以外の全ての事業において認知度の向上がみられ、ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子の配布や、児童扶養手当現況届への制度案内チラシ同封、ホームページへの掲載、「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」での発信等、各種広報による成果がみられています。
- 情報収集の手段では、母子家庭・父子家庭ともに「インターネット検索」や「札幌市のホームページ」と回答した割合が高い傾向にあります。
- 情報収集の手段で、令和3年度（2022年度）に開始した「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」と回答した人の割合が、母子家庭で17.4%、父子家庭で5.4%となっています（令和5年（2023年）8月末時点での登録者5,515人）。
- 情報収集の手段が「特にない」と回答した人が一定割合おり、父子家庭では特に28.9%と高い割合になっています。
- 充実を望む支援施策では、すべての世帯類型で「就学援助の充実」が多く選ばれ、母子家庭及び父子家庭では、他に「子どもの学習支援の充実」や「税控除等の拡大」を望む人の割合が高く、寡婦では、「公営住宅の優先入所」や「医療助成制度の拡充」を望む人の割合が高くなっています。
- 情報伝達の方法については、必要とする人に必要な支援情報が届くよう、引き続き検討していく必要があります。
- 各種窓口に来所・相談する人は、ひとり親になった直後や相談したいことがある時など、困りごとを抱えている可能性が高いことを改めて意識し、親身な対応を心がけるよう職員の意識共有することが重要であると考えます。

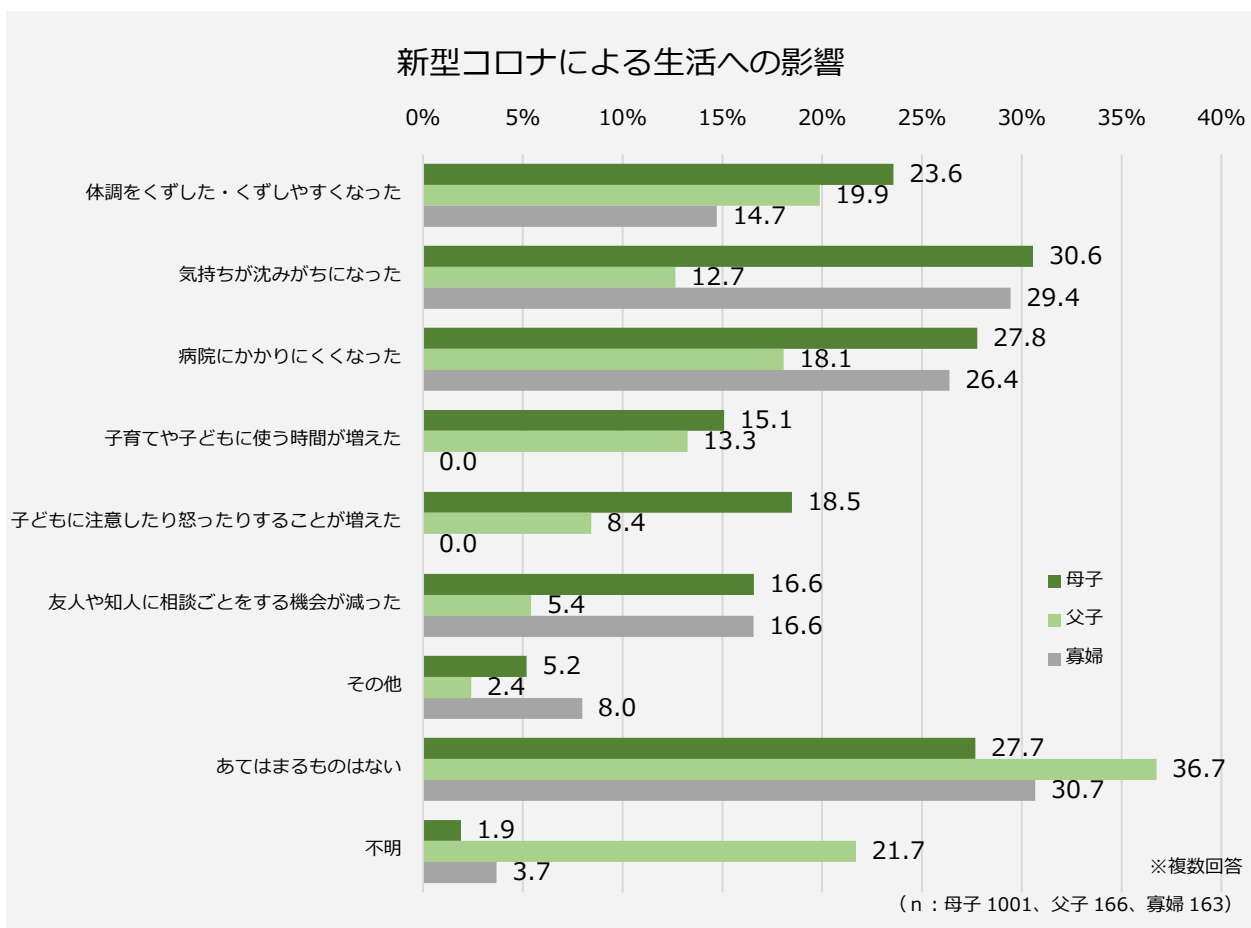
1 新型コロナウイルス感染症について

(1) 新型コロナによる生活への影響

生活への影響について、母子家庭では「気持ちが沈みがちになった」と回答した割合が最も高く、次いで「病院にかかりにくくなった」となっており、心身の状況に関する項目の割合が高くなっています。

父子家庭では「あてはまるものはない」と回答した割合が最も高く、次いで「体調をくずした・くずしやすくなった」となっています。

また、寡婦では「あてはまるものはない」と回答した割合が最も高く、次いで「気持ちが沈みがちになった」となっています。



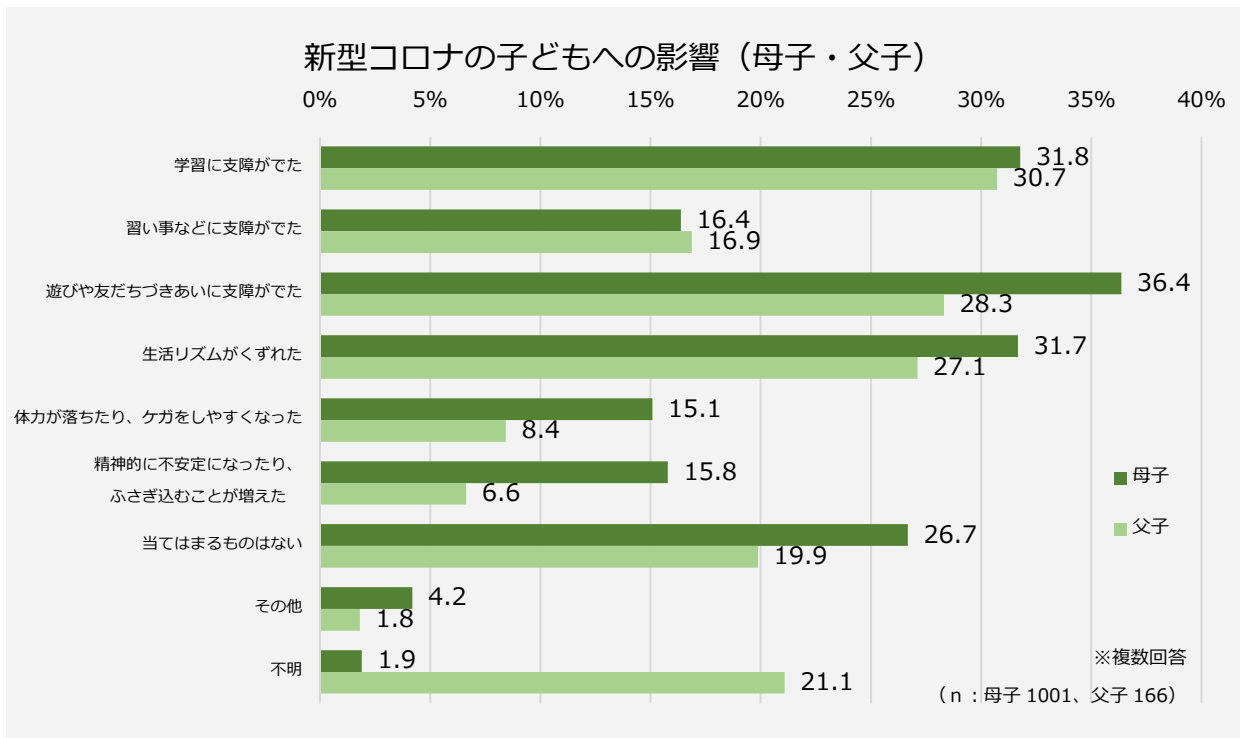
【参考「令和3年度札幌市子どもの生活実態調査」との比較】

	くずしやすくなった	体調をくずした・ た	気持ちが沈みがちになっ た	病院にかかりにくく なった	子育てや子どもに使う 時間が増えた	子どもに注意したり怒っ たりすることが増えた	友人や知人に相談ごとを する機会が減った	その他	あてはまるものはない
母子家庭	23.6%	30.6%	27.8%	15.1%	18.5%	16.6%	5.2%	27.7%	
父子家庭	19.9%	12.7%	18.1%	13.3%	8.4%	5.4%	2.4%	36.7%	
寡婦	14.7%	29.4%	26.4%	—	—	16.6%	8.0%	30.7%	
参考（子どもの生活実態 調査：保護者全体）	8.6%	21.1%	15.5%	21.5%	18.9%	18.2%	—	40.4%	

(2) 新型コロナによる子どもへの影響（母子・父子）

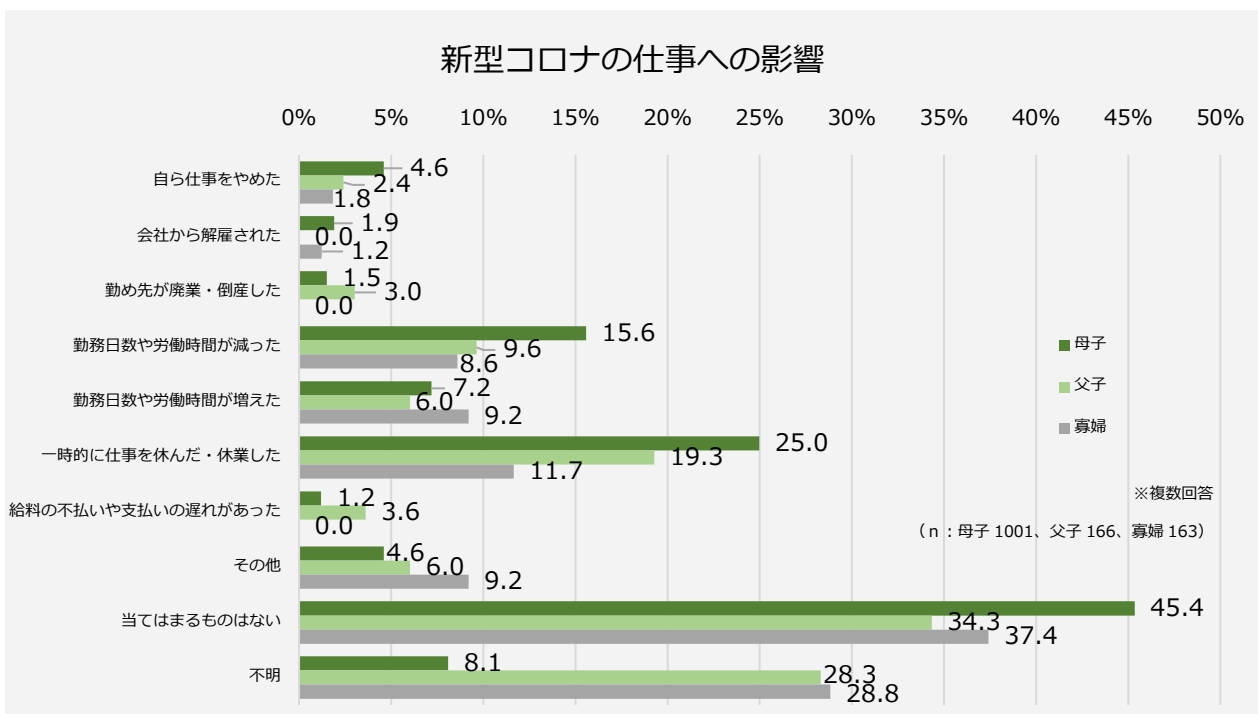
子どもへの影響について、母子家庭では「遊びや友だちつきあいに支障がでた」と回答した割合が最も高く、次いで「学習に支障がでた」となっています。

父子家庭では「学習に支障がでた」と回答した割合が最も高く、次いで「遊びや友だちつきあいに支障がでた」となっています。



(3) 新型コロナによる仕事への影響

仕事への影響について、いずれの世帯類型においても、「当てはまるものはない」と回答した割合が最も高く、次いで「一時的に仕事を休んだ・休業した」となっています。



※新型コロナウイルス感染症に関する調査結果については、状況の把握に努めるものとし、結果の記載のみとしています。

4

第4章 第4次計画の実施状況

1 これまでの取組

第4次計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもの健やかな成長」を基本理念に、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保及び適切な面会交流⁵の推進」、「経済的支援の推進」、「利用者目線に立った広報の展開」の5つの基本目標を定め、ひとり親家庭等を巡る様々な状況や、国の基本方針などを踏まえ、新たな施策を加えながら、ひとり親家庭等への支援の充実に取り組んできました。

また、この計画は「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019（令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度））」や、子ども施策に係る総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））」等と連動し、また、支援の対象者や支援策が重なる部分の多い「札幌市子どもの貧困対策計画（平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度））」とは、緊密な連携を図りながら取り組みを進めてきました。

2 各基本目標の主な成果

計画期間である、平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）に実施した施策の主な成果は次のとおりです。

基本目標1 子育て・生活支援の充実

● 区保育・子育て支援センター（ちあふる）の拡充

全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、常設子育てサロンなどの様々な機能を持つ区保育・子育て支援センター（ちあふる）を設置。

（実績）

平成31/令和元年度 市内9か所目の「ちあふる・あつべつ」設置

令和5年度 市内10か所目の「ちあふる・ちゅうおう」開設により、全10区への設置完了

● 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結び付ける体制の強化

子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携して必要な支援や重層的な見守りへとつなげる事業を実施。平成30年度（2018年度）の市内6区から令和4年度（2022年度）は市内全10区に拡大。

（相談受理件数）

平成30年度～令和4年度（5年間） 1,603件

● 学習支援ボランティア事業の実施

学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、各種相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、身近なモデルとなる大学生と接することで将来を考えるきっかけとなることを目的とした事業を市内全10区で実施。令和3年度には、新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインでの支援も行った。

（参加延べ人数）

平成30年度～令和4年度（5年間） 15,280人

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業休止期間あり

⁵ 第4章はこれまでの取組の振り返りであるため、用語については従前のおりとしている。

基本目標2 就業支援の充実

● ひとり親家庭等就業支援センターにおける就業支援事業の実施

個々に応じた就業相談や職業紹介のほか、就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会などを実施し、ひとり親家庭等の就労による自立促進を図る事業を実施。

(相談延べ件数)		(開講講座数及び参加人数)	
平成30年度	6,508件	平成30年度	17講座(222人)
平成31/令和元年度	6,372件	平成31/令和元年度	17講座(148人)
令和2年度	5,583件	令和2年度	9講座(69人)
令和3年度	5,896件	令和3年度	11講座(80人)
令和4年度	5,530件	令和4年度	18講座(143人)

● 高等職業訓練促進給付金事業の充実

保育士や看護師などの就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給。令和3年度から情報系の資格も対象とするなどの制度拡充を実施。

(支給実績)	
平成30年度	131,075千円(120人)
平成31/令和元年度	164,063千円(132人)
令和2年度	139,335千円(108人)
令和3年度	197,520千円(192人)
令和4年度	251,112千円(234人)

● 保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、時間外保育、病後児保育、休日保育等を実施。

(実績)	
平成30年度	時間外保育：410施設、病後児保育：6か所、休日保育：7施設
令和4年度	時間外保育：527施設、病後児保育：7か所、休日保育：12施設

基本目標3 養育費の確保及び適切な面会交流の推進

● 養育費及び面会交流相談の推進

各区の母子・婦人相談員のほか、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談など養育費に係る相談を実施。また、令和3年(2021年)7月から養育費に関する取決めや保証契約に係る費用の一部を補助する「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」を開始。

(養育費に関する相談件数)		
各区母子・婦人相談員	平成30年度～令和4年度(5年間)	1,945件
ひとり親家庭支援センター	平成30年度～令和4年度(5年間)	1,295件

基本目標4 経済的支援の推進

● 児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給

各種広報により児童扶養手当制度に関する情報提供を実施し、また、全部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し（年3回から年6回）により、適切な手当の支給を実施。

（各年度3月末時点手当受給者数）

平成30年度	21,024人	（児童数28,931人）
平成31/令和元年度	19,034人	（児童数27,029人）
令和2年度	18,570人	（児童数26,508人）
令和3年度	18,143人	（児童数25,858人）
令和4年度	17,409人	（児童数24,812人）

● ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の保健の向上や福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の母親又は父親及びその子に係る医療費の一部を助成（子は入院及び通院、親は入院のみ対象）。

（助成実績）

平成30年度～令和4年度（5年間） 助成件数1,205,398件、助成金額2,836,235千円

● ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金（促進資金貸付）の貸付けを実施。また、令和3年度より、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親を対象とした家賃相当の貸付け（住宅貸付）を実施。

（貸付件数）

促進資金貸付	平成30年度～令和4年度（5年間）	173件
住宅貸付	令和3年度～令和4年度（2年間）	30件

基本目標5 利用者目線に立った広報の展開

● 必要とされる情報を確実に届ける広報の展開

ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子の配布や、児童扶養手当現況届への制度案内チラシの同封、「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」による情報発信等、必要な情報を確実に届けるための広報活動を実施。

（令和4年度実績）

「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」発行部数	：10,000部
児童扶養手当現況届同封チラシの発行部数	：21,500部
「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」登録者数	：約4,300人

3 成果指標に対する達成度

この計画では、計画期間中の成果を把握するため、あらかじめ成果指標を設定しています。

成果指標は、計画全体及び基本目標別に設定し、アンケート調査の結果を基に点検を行うこととしています。

今回は、令和4年度（2022年度）のアンケート調査結果に基づき成果指標の点検を行っています。

計画全体の成果指標

- 今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	88.0%	89.2%	80.0%
父子家庭	84.4%	88.6%	80.0%
寡婦	66.0%	82.2%	60.0%

基本目標1（子育て・生活支援の充実）の成果指標

- 子どもに対して悩みを持っている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	80.9%	80.5%	70.0%
父子家庭	79.9%	83.0%	70.0%

- 18～19歳世代⁶の大学進学⁶の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
ひとり親家庭	30.1%	29.1%	38.0%

基本目標2（就業支援の充実）の成果指標

- 仕事に対して悩みを持っている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	91.9%	87.0%	80.0%
父子家庭	90.8%	89.7%	80.0%

- 就業している方のうちの正社員・正職員の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	35.2%	45.3%	45.0%
父子家庭	58.8%	65.1%	62.0%

⁶ 高校生を除外した平成14.10～平成16.11生まれの子を母数とする割合

基本目標3（養育費の確保及び適切な面会交流の推進）の成果指標

● 養育費の取決めをしている方の割合

	平成 29 年度	令和 4 年度	目標値
母子家庭	52.6%	63.7%	60.0%
父子家庭	21.0%	20.7%	30.0%

● 面会交流の取決めをしている方の割合

	平成 29 年度	令和 4 年度	目標値
母子家庭	35.6%	46.0%	40.0%
父子家庭	35.5%	32.0%	40.0%

基本目標4（経済的支援の推進）の成果指標

● 家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合

	平成 28 年度	令和 4 年度	目標値
ひとり親家庭	78.2%	78.2%	65.0%

※平成 28 年度は「平成 28 年度札幌市子ども若者生活実態調査」から算出された数値ですが、令和 4 年度は今回のアンケート結果に基づく数値であるため、それぞれ対象者が異なっています。

基本目標5（利用者目線に立った広報の展開）の成果指標

● 支援制度の認知度（母子家庭）

	平成 29 年度	令和 4 年度	目標値
母子・婦人相談員	36.0%	41.7%	46.0%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	33.0%	41.7%	43.0%
自立支援教育 訓練給付金	37.0%	51.1%	47.0%
高等職業訓練 促進給付金	26.4%	42.1%	38.4%
高等職業訓練 促進資金貸付金	23.7%	36.7%	33.7%
高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業	11.7%	25.3%	21.7%
母子生活支援施設	35.2%	38.8%	45.2%
ひとり親家庭 支援センター	34.9%	49.1%	44.9%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	19.9%	26.3%	30.3%
学習支援 ボランティア	26.9%	32.1%	36.9%

● 支援制度の認知度（父子家庭）

	平成 29 年度	令和 4 年度	目標値
母子・婦人相談員	11.7%	27.1%	21.7%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	7.8%	22.3%	17.8%
自立支援教育 訓練給付金	9.1%	26.5%	19.1%
高等職業訓練 促進給付金	8.4%	24.1%	18.4%
高等職業訓練 促進資金貸付金	4.5%	19.9%	14.5%
高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業	3.9%	15.1%	13.9%
ひとり親家庭 支援センター	16.9%	25.3%	26.9%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	9.7%	14.5%	26.9%
学習支援 ボランティア	9.7%	10.2%	19.7%

● 支援制度の認知度（寡婦）

	平成 29 年度	令和 4 年度	目標値
母子・婦人相談員	58.6%	65.0%	68.6%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	59.7%	62.6%	69.7%
ひとり親家庭 支援センター	49.7%	56.4%	63.0%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	41.9%	46.6%	51.9%

｜ 第 4 次計画の一部改定にあたって

第 4 次計画の一部改定にあたり、令和 4 年度（2022 年度）までの取組状況や、アンケート調査結果から継続して対応すべき課題があることが明らかになったことを踏まえ、成果指標はこれまでと同じ指標を定めることとし、目標値についても同様の扱いとします。

4 計画の進捗状況

第4次計画では、国の基本方針による「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」、「経済的支援の推進」に加え、平成29年度（2017年度）に実施したアンケート調査により明らかになった、支援制度の認知度という課題に対応するため「利用者目線に立った広報の展開」という5つ目の基本目標を設定し、様々な施策に取り組んできました。

令和4年（2022年）10月に実施した今回のアンケート調査では、計画全体の成果指標である「今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合」については、前回調査と比べ、すべての世帯類型で不安が高まっているという結果になりました。また、悩みや不安等の心理的な状況に関する結果では、基本目標1の成果指標である「子どもに対して悩みを持っている方の割合」は改善が見られず、基本目標2の成果指標である「仕事に対して悩みを持っている方の割合」もほぼ横ばいとなっています。

就業状況に関しては、母子家庭・父子家庭ともに正規雇用の割合が増えており（基本目標2「就業している方のうちの正社員・正職員の割合」）、いずれも計画策定当初の目標値を超えています。これは、社会情勢の変化や資格取得支援等の就業支援策等によるものと考えられます。また、今回のアンケート調査では、転職よりも「現在の仕事を続けたい」と回答した人の割合が高くなっており、今後は就職・転職支援のみならず、今の仕事を続けるための支援も検討が必要です。

基本目標3の「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」では、父子家庭では大きな変化が見られなかったものの、母子家庭では養育費・面会交流ともに「取決めをしている」が増加しており、引き続き適切な支援に取り組むことが重要です。

家計の状況では、正規雇用の割合や世帯収入が増加傾向であるにもかかわらず、基本目標4の成果指標「家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合」は前回調査時と変化がなく、家計は依然として厳しい状況であることが明らかになっています。

第4次計画から新たに加わった基本目標5「利用者目線に立った広報の展開」については、前回調査と比較可能なすべての事業において認知度が向上しています。これらは各種広報活動の成果であると考えられます。ただ、依然として各事業を「知らない」と回答した人も多く、また、特に父子家庭では、アンケート調査において「相談先や利用できる制度が分からなかった」「（情報収集の手段が）特にない」とした人の割合が高いことから、今後もより一層効果的な広報を実施していく必要があります。

5

第5章 施策の展開

1 基本的な方向性

札幌市では、「札幌市母子家庭等自立促進計画」を、平成 17 年度（2005 年度）及び平成 20 年度（2008 年度）に策定し、その後、国における支援対象が父子家庭にも拡大されたことなどに伴い、名称を「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に改め、平成 25 年度（2013 年度）からの第 3 次計画、平成 30 年度（2018 年度）からの第 4 次計画を策定し、各施策の推進を図ってきました。

第 4 次計画策定時の状況

平成 29 年（2017 年）8 月に行った「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」（12 ページ参照）の結果では、ひとり親家庭の困っていることの上位が家計と仕事であることや、雇用や身分の不安定さが今後の生活への不安につながっていること、また、資格の取得が就業とりわけ正規雇用に有利に働いていることなどが明らかとなったことを踏まえ、就業支援の一層の充実に取り組んできたところです。

また、支援制度の認知度について、多くの事業において、平成 24 年度（2012 年度）調査よりも「知らない」と回答した人の割合が増えていたことから、支援を必要としている方に情報を届け、認知度の向上を図る取組をしっかりと行い、制度利用者の増加、就業率の増加、経済的な自立へとつなげていくために、広報活動の充実に努めてきました。

基本理念については、第 3 次までの計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」としていましたが、安定はもちろんのこと、ステップアップを望む方には、その機会を提供することができるよう、第 4 次計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもの健やかな成長」としています。

「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保の推進」、「経済的支援の推進」としていた 4 つの基本目標について、アンケート調査等から明確になった支援制度の認知度という課題に対応するため、第 4 次計画では、「利用者目線に立った広報の展開」を加えた 5 つの基本目標により各施策の推進を図ってきました。

第 4 次計画の一部改定にあたって

今回の一部改定にあたり、令和 4 年（2022 年）10 月に実施した「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」では、平成 29 年（2017 年）調査時と比較して正社員の割合が増加していること、各種支援制度の認知度が向上していることなどの状況が確認されましたが、今後の生活への不安を感じている人の割合も増加しており、第 4 次計画策定時に定めた 5 つの基本目標については課題が残っています。

また、令和 5 年（2023 年）4 月から、こども家庭庁が設置され、6 月には少子化対策の強化に向けて「こども未来戦略方針」が閣議決定され、「ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題である」とされています。

こうした状況を踏まえ、札幌市におけるひとり親家庭等の支援を継続的に行っていくために、引き続き基本理念である「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長」と 5 つの基本目標の達成に向け、各種支援の充実に取り組んでまいります。

2 基本理念

| ひとり親家庭等の生活の安定と向上、 その子どもたちの健やかな成長 |

母子及び父子並びに寡婦福祉法には、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために必要な措置を講じること、児童が置かれている環境にかかわらず心身ともに健やかに育成されることが規定されています。

日々の生活や子育てに大きな不安を抱えているひとり親家庭等が安心して生活を送ることができるように、また、ひとり親家庭の子どもたちが、どのような環境に生まれ育っても、健やかに成長できるように、行政、地域の福祉団体、NPO 法人、民間企業、そして身近な地域住民などが一体となり、ひとり親家庭等を支える社会を実現していくという思いを込めて、本計画においても基本理念を定めています。

3 基本目標

本計画では、基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を設定し、各施策を展開していきます。

基本目標 1 | 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実します。

基本目標 2 | 就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実します。

基本目標 3 | 養育費の確保及び適切な親子交流（面会交流）の推進

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な親子交流（面会交流）が行われるよう、養育費及び親子交流（面会交流）に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進します。

基本目標 4 | 経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進します。

基本目標 5 | 利用者目線に立った広報の展開

情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、必要にしている方に確実に届くような広報を展開します。

4 施策の体系

基本理念

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長

基本目標

基本目標 1

子育て・生活支援の充実

基本目標 2

就業支援の充実

基本目標 3

養育費の確保及び適切な親子交流（面会交流）の推進

基本目標 4

経済的支援の推進

基本目標 5

利用者目線に立った広報の展開

基本施策

1 子育て支援の推進

2 生活支援の推進

3 子どもの育ちと学びへの支援の推進

1 就業相談・就業機会創出等の推進

2 資格・技能習得等の支援の推進

3 女性のための就業支援の推進

4 働きやすい環境づくりの推進

1 養育費及び親子交流（面会交流）に関する相談体制の強化

2 養育費及び親子交流（面会交流）に関する広報・啓発活動の推進

1 給付型支援の実施

2 経済的負担の軽減

3 貸付金による支援の推進

1 利用者目線に立った広報の展開

※計画全体及び基本目標ごとの成果指標は 57～59 ページに記載の指標を継続します。

5 施策の展開

基本目標 1 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合があります。

また、アンケート調査の結果からは、現在困っていることの上位が家計や仕事となっていること、今後の生活への不安を感じている割合が高い一方で相談相手がいない人が一定数いること、大学への進学率が一般世帯と比較して低いことなどが明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

基本施策 1 子育て支援の推進

子育てサロン	子育て家庭の孤立や不安の解消を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めるため、乳幼児をもつ親子が集まり、自由に交流できる場所として、子育てサロンを設置・運営します。	母子 父子
区保育・子育て支援センター (ちあふる)	保育機能に加え常設子育てサロンなどの様々な機能を持つ、区保育・子育て支援センター(ちあふる)の運営により、すべての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図ります。	母子 父子
こそだてインフォメーション	各区のこそだてインフォメーションで、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談に応じるとともに、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設及び子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。	母子 父子
利用者支援事業	子育て家庭の身近な場所である、区保育・子育て支援センターとこそだてインフォメーションに「利用者支援専門員」が常駐し、個別のニーズに応じた適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	母子 父子
保育所等の利用調整	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。	母子 父子
私立保育所等整備補助事業	私立保育所等の整備により保育の受け皿を確保するとともに、老朽化した施設の更新により安全な教育・保育環境を確保するため、必要な整備費の補助を実施します。	母子 父子

病児・病後児保育事業	<p>子育てと就労の両立を支援するため、子どもが病気の際、就労などで自宅での保育が困難な場合に、一時的に病児・病後児保育を実施します。令和6年度から、国が定める病児対応型類型の追加を行います。</p>	母子 父子
休日保育	<p>保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、日曜、祝日に保育を実施します。</p>	母子 父子
夜間保育事業	<p>就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時（一部は午後10時）までの保育を実施します。</p>	母子 父子
時間外保育事業	<p>私立認可保育所等が開所時間の11時間を超えて、18時以降に1時間または2時間の時間外保育を実施します。</p>	母子 父子
一時預かり事業	<p>認可保育施設での一時預かりを実施します。（一般型保育所タイプ・一般型幼稚園タイプ・幼稚園型）</p>	母子 父子
市立幼稚園預かり保育事業	<p>市立幼稚園において、就労等様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容の充実や園と子育ての支援等について研究する中で、子どもの健やかな育ちと保護者が安心して子育てができる環境を整えます。</p>	母子 父子
ファミリー・サポート・センター事業	<p>子育ての援助を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援します。日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。</p>	母子 父子
子育て短期支援事業（子どもショートステイ）	<p>児童を養育している家庭の保護者が、病気、出産や育児疲れ等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育します。</p>	母子 父子
各区こども家庭センター機能の整備	<p>各区保健センターに「こども家庭センター」の機能を整備し、身近な地域において、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を行います。</p>	母子 父子

基本施策2 生活支援の推進

母子・婦人相談員	各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかな相談支援を行います。 母子 父子 寡婦
子どものくらし支援コーディネート事業	子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。また、巡回施設の拡大に向けて、ニーズ調査を行います。 母子 父子
ひとり親家庭支援センターの生活支援事業	休日・夜間も開設している一般相談のほか、弁護士による法律相談、臨床心理士による心療相談を実施するほか、専門の相談員による父子相談を行います。 母子 父子 寡婦
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親が、就職活動や疾病、冠婚葬祭等により一時的に家事の手助けや保育サービスが必要な場合等日常生活を営むのに支障がある場合に家庭生活支援員を派遣し、生活援助を行います。 母子 父子 寡婦
母子生活支援施設の運営	母子生活支援施設で、生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、自立に向けてその生活を支援します。また、「札幌市の母子生活支援施設の目指すべき方向性」における検討結果を踏まえ、心理療法担当職員による相談支援の拡充や、妊婦支援等の機能強化について検討します。 母子
住宅確保要配慮者居住支援事業	子どもを養育している方や高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、札幌市居住支援協議会を運営し、入居から退去までの困りごとをサポートします。 母子 父子 寡婦
市営住宅への優先入居	安心して子どもを生き育てられる居住環境づくりの一環として、市営住宅の入居申込みに際して、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるように優遇措置を行います。また、一部の市営住宅において、子育て家庭に配慮した募集を行います。 母子 父子

基本施策3 子どもの育ちと学びへの支援の推進

ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供します。 母子 父子
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子がより良い条件で就職や転職ができるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了及び合格したときに受講費用の一部を支給します。 母子 父子
地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組	地域全体で子どもを見守る環境を充実させ、安心して過ごすことのできる地域の居場所づくりを推進するため、子ども食堂などの子どもの居場所づくりの活動等に対し費用の一部を補助するほか、市ホームページでの広報等により活動を支援します。地域の子どもの居場所づくり活動の多様化にとめない、補助対象の拡大を検討します。 母子 父子
放課後の居場所づくりの推進	児童会館やミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。今後は既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校等と併設した児童会館として再整備を進めていくほか、放課後子ども教室や民間児童育成会への支援を通じて、子どもの放課後の居場所づくりの充実を図ります。 母子 父子
ヤングケアラー支援推進事業	ヤングケアラーが安心して暮らし学ぶことができるよう、普及啓発、支援者向け研修を実施します。令和5年度以降、当事者同士の情報交換の場を拡充するとともに、専門相談窓口を開設するほか、家事援助などの支援を実施します。 母子 父子
児童手当	子育て家庭等の生活安定と児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。（国による制度改正を受けて対象の拡大を予定。） 母子 父子
児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親または母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給します。 母子 父子
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に障がいをもつ20歳未満の児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給します。 母子 父子

札幌市奨学金支給事業	<p>意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生または生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。令和6年度以降に支給人数を拡大し、高等学校や大学等への進学支援の充実に取り組めます。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
札幌市特別奨学金支給事業	<p>経済的に困窮している世帯の子どもが技能習得を目的とした高等学校等に通うために必要な学資を支給します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
就学援助	<p>経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
特別支援教育就学奨励費	<p>札幌市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒、通常学級に在籍しているが重度の障がいや疾病のある児童生徒、通級指導教室に通級している児童生徒がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業	<p>札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
高等学校定時制課程教科用図書給与	<p>高等学校定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校定時制課程に在学する有職生徒に教科用図書を給与します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
認可外保育施設等利用給付事業	<p>国の基準に基づき、施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した方を対象に、支払い後の還付による利用料の給付を行います（給付額上限あり）。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
学校給食費負担軽減事業	<p>昨今の物価高騰を踏まえ、子育て世帯への支援として、学校給食費の負担軽減を継続します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>

札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性について

札幌市には、生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、自立に向けてその生活を支援するための児童福祉施設である母子生活支援施設があります。これまで母親と子どもを一緒に受け入れ、自立のために必要な支援を行ってきており、令和5年4月1日時点で札幌市内には公設1施設、民設4施設の計5施設がこうした役割を担っています。

現在の施設の状況について、平成30年（2018年）と令和5年（2023年）にそれぞれ1施設の改築を行っていますが、建物の老朽化が進んでいる施設もあり、今後も施設の更新等が必要な状況となっています。

また、生活スタイルの変化や施設環境（建物の古さ・設備仕様など）があわないことなどにより、入所者数は減少傾向となっています。

こうした背景を踏まえ、札幌市では第4次計画の一部改定とあわせて、札幌市における母子生活支援施設の今後の在り方について検討を進めてきました。

母子家庭支援において、母子生活支援施設の母と子を一体として支援できるという特性を生かし、様々な困難を抱える母子家庭に対して必要な支援を行っていくために次のとおり今後の方向性を整理しています。（詳細については巻末参考資料集116ページをご覧ください）

今後の方向性

①事業の認知度向上

- 母子一体で支援を受けることができる施設の特長等を様々な困難を抱える母子家庭に効果的に周知するとともに、関係機関に対しても施設の特長を理解してもらう取組を行い、各機関の更なる連携強化を図っていく。

②機能強化を見据えた施設・設備更新

- 老朽化が進んでいる施設の改築や設備の更新、また、妊婦支援や職員による24時間対応などの新たな機能について、各施設の状況を踏まえながら機能強化について検討を行っていく。

③支援を支える人材の確保・育成

- 支援を担う施設職員の確保・育成を行う。キャリアパスの仕組みの検討など、職員の専門性を高める取組を検討する。

④持続可能な運営の確保

- 札幌市しらぎく荘休止後の札幌市全体における規模（定員数）については、機能強化に伴う利用希望の変化を注視しながら、札幌市における適正な規模を確保し、また、各施設における運営の安定化を目指していく。

基本目標 2 就業支援の充実

ひとり親の就業率や正規雇用の割合は改善傾向にありますが、アンケート調査の結果からは、雇用や身分の不安定さが今後の生活の不安につながっていることや、仕事と子育ての両立が困難であることなどが課題として明らかになっています。

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

基本施策 1 就業相談・就業機会創出等の推進

ひとり親家庭支援センターにおける就業支援事業

ひとり親家庭支援センターにおける各就業支援により、ひとり親家庭等の就業による自立の促進を図ります。

<就業相談・職業紹介>

就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供します。

<就業支援講習会>

就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な知識、心構えなどを身に付けるための就職準備・離転職セミナー等、就業のための講座の充実を図ります。

<母子・父子自立支援プログラム>

個々の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進します。

<企業への訪問活動>

ひとり親家庭等の就業を促進するため、企業への訪問を積極的に行い、雇用への理解と協力を求めます。

<関係機関との連携>

ハローワーク、札幌市就業サポートセンター、母子・婦人相談員等と日常的に連携を図り、ひとり親家庭等の就業支援を推進します。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

就業サポートセンター等事業

ハローワークと民間職業紹介業者が共同窓口を設置し、無料の職業紹介や求職者を対象としたセミナー、カウンセリングなどを行う「就業サポートセンター」、ハローワークによる無料職業相談、相談員による職業相談やカウンセリングなどを行う「あいワーク」において、職業紹介業務等を推進します。また、求職者の早期就労実現のため、資格取得や職場体験を通じた就職の支援を推進します。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

母子・父子福祉団体への支援	<p>公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の優先的な事業発注により、母子・父子福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭等の交流の場となっている母子・父子福祉団体の会員拡大への支援を行います。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 寡婦 </p>
---------------	--

| 基本施策2 資格・技能習得の支援の推進

自立支援教育訓練給付金事業	<p>就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に、教育訓練終了後に入学料及び受講料の一部を支給します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
高等職業訓練促進給付金事業	<p>保育士や看護師等の正規雇用につながりやすい資格取得を目的とする養成機関を受講する際に、受講期間中の生活負担軽減のための給付金を支給します。対象となる資格については、国の動向も踏まえて拡充等について検討します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度	<p>就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行います。また、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃相当の住宅資金貸付けを行います。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (再掲)	
就業サポートセンター等事業 (再掲)	

| 基本施策3 女性のための就業支援の推進

女性の活躍サポートの推進	<p>女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行います。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 寡婦 </p>
女性起業家の育成事業	<p>起業を目指す女性が情報交換等を行うことができるコワーキングスペースの運営や、託児付き起業セミナーを開催するほか、他の関係機関等との連携により経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 寡婦 </p>
女性社員が活躍しつづけるための支援事業	<p>産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産や育児を機に仕事をやめてしまうことがないように、キャリアプランを立てるための支援事業を実施します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 寡婦 </p>

働くことへの不安解消への支援（女性の多様な働き方支援窓口運営事業）

子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性を支援する女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」を運営します。

| 母子 | 寡婦 |

| 基本施策4 働きやすい環境づくりの推進

ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度及び育児休業等取得助成金事業

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準により認証します。また、認証企業のうち従業員数 300 人以下の企業が、育児休業取得者の代替要員を雇用した場合や、子の看護休暇を有給制度として改正し従業員が利用した場合などに助成金の支給を行う等の支援を行います。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

保育所等の利用調整（再掲）

私立保育所等整備補助事業（再掲）

病児・病後児保育事業（再掲）

休日保育（再掲）

夜間保育事業（再掲）

時間外保育事業（再掲）

一時預かり事業（再掲）

市立幼稚園預かり保育事業（再掲）

ファミリー・サポート・センター事業（再掲）

子育て短期支援事業（子どもショートステイ）（再掲）

ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）

基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流（面会交流）の推進

離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、いまだその確保が十分でないのが実態です。

また、アンケート調査の結果からは、養育費及び親子交流（面会交流）の取決状況は改善されてはいるものの、離婚時に養育費や親子交流（面会交流）について誰にも相談していない方が多くいることなどが課題として明らかになっています。

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、また、適切な親子交流（面会交流）が行われるよう、養育費及び親子交流（面会交流）に関する社会的機運の醸成等を推進するため、次の各事業に取り組みます。

なお、養育費や親子交流（面会交流）に関しては、法務省法制審議会家族法制部会で家族法制の見直しについて議論が行われ、令和5年（2023年）12月19日には「家族法制の見直しに関する要綱案（案）」が示されました。これまでの議論の中で、DV等の危険性についても意見がでており、引き続き各家庭の事情について配慮が必要です。

基本施策1 養育費及び親子交流（面会交流）に関する相談体制の強化

養育費及び親子交流（面会交流）の相談

区役所の母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターで、養育費や親子交流（面会交流）に関する相談や、専門機関への橋渡し等を行います。ひとり親家庭支援センターでは弁護士による特別相談により、養育費や親子交流（面会交流）に関する相談も実施します。相談業務に従事する職員のスキルアップのため、研修を行い相談体制の充実を図ります。また、相談の機会を通じて養育費や親子交流（面会交流）に対する市民の意識向上に努めます。

| 母子 | 父子 |

基本施策2 養育費及び親子交流（面会交流）に関する広報・啓発活動の推進

ひとり親家庭等養育費確保支援事業

ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の取決めや保証に係る費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。さらに、不払い発生時における強制執行手続きに係る費用の一部も補助します。

| 母子 | 父子 |

養育費・親子交流（面会交流）に関する広報・啓発の推進

専門機関や母子・父子福祉団体、関係部局等と連携しながら、ホームページやSNS、パンフレット等の媒体を用いて、養育費や親子交流（面会交流）に関する広報・啓発活動を推進します。また、離婚届を受け取りに来た方にパンフレットを交付することで、養育費や親子交流（面会交流）に対する市民の意識向上に努めます。

| 母子 | 父子 |

基本目標 4 経済的支援の推進

2022（令和4）年国民生活基礎調査では、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率が44.5%という結果となっており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあります。

また、アンケート調査の結果からは、ひとり親家庭は年間総収入、年間就労収入とも低い傾向にあることなどが課題として明らかになっています。

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進するため、次の各事業に取り組みます。

基本施策 1 給付型支援の実施

災害遺児手当及び入学等支度資金	交通事故、労働災害等その他不慮の災害により、父、または母等を失った（重度障がいとなった場合を含む。）義務教育終了前の遺児を扶養する方に手当を支給するとともに、遺児が小・中学校等及び高等学校に入学する際または中学校等卒業後、就職する際に支度金を支給します。	母子 父子
児童手当（再掲）		
児童扶養手当（再掲）		
特別児童扶養手当（再掲）		
自立支援教育訓練給付金事業（再掲）		
高等職業訓練促進給付金事業（再掲）		
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再掲）		
就学援助（再掲）		
札幌市奨学金支給事業（再掲）		
札幌市特別奨学金支給事業（再掲）		

基本施策2 経済的負担の軽減

第2子以降の保育料無償化事業	特定教育・保育施設等を利用している多子世帯の保育料を軽減するため、同時入所要件を撤廃し、世帯の所得や子の年齢差によらず、第2子以降の保育料無償化を実施します。	母子 父子
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。令和6年8月からは、新たに住民税非課税世帯の親の通院にかかる医療費の助成を実施します。	母子 父子
子ども医療費助成	小学生以下の入院・通院及び中学生の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。令和6年4月以降、段階的に、高校3年生まで助成対象を拡大します。	母子 父子
JR 通勤定期の特別割引制度	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、JR 通勤定期の料金が割引となる特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。	母子 父子

基本施策3 貸付金による支援の推進

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。	母子 父子 寡婦
ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度（再掲）		

基本目標5 利用者目線に立った広報の展開

アンケート調査の結果から、新規事業以外の全ての支援制度について認知度の向上がみられ、基本目標に沿った各種広報活動の成果が徐々にあらわれているところですが、依然として認知度が低い事業も多く、引き続き支援を必要とする方に情報を届けることが課題とされるところです。

情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、また、必要にしている方に確実に届くような広報を展開するため、次の各事業に取り組みます。

基本施策1 利用者目線に立った広報の展開

必要な支援につなげるためのパンフレット等の作成	必要な情報が必要なときに得られるよう、ひとり親家庭になったばかりの方を対象としたガイドブックを作成し、離婚届けの提出窓口やひとり親相談窓口等で配布するなど、制度利用の促進を図ります。	母子 父子
必要とされる情報を確実に届ける広報の展開	ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関することなど、必要な情報が確実に届くよう、SNSや児童扶養手当現況届への制度案内同封なども活用したプッシュ型の広報等に取り組みます。	母子 父子
子育て情報サイトおよびアプリ	すべての子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、子育て情報に特化したウェブサイトおよびスマートフォンアプリにて、利用者の立場に立った子育て情報を提供します。	母子 父子
SNSの活用による広報の展開	ひとり家庭向けの支援制度や相談窓口等についてのプッシュ型の情報提供のための公式LINEアカウントを運営し、制度利用の促進を図ります。	母子 父子 寡婦
AIチャットボットの活用	支援を必要とする方が手軽に情報を入手できるよう、子育て支援に関する質問に対し24時間365日自動で回答するAIチャットボットを運用し、利用者の利便性の向上を図ります。	母子 父子 寡婦
関係機関との情報連携の推進	北海道労働局やハローワーク等、ひとり親家庭等の支援に関係する機関・団体等との情報連携を行います。	母子 父子 寡婦
こそだてインフォメーション(再掲)		

6

第6章 計画の推進体制

1 関係機関・団体との連携

ひとり親家庭等の生活の安定及び向上並びに子どもの健やかな成長を図るためには、生活全般にわたるきめ細やかで総合的な支援体制が必要です。

このことから、本計画に基づく施策の実施にあたっては、国、北海道、札幌市等の関係機関が緊密に連携するとともに、母子・父子福祉団体をはじめとした地域の福祉団体、NPO 法人、民間企業等の理解と協力のもとで施策を推進していきます。

札幌市だけでは実現が困難な課題に対しても、広報や意見の表明により、社会全体でひとり親家庭等を支援する意識の醸成に努めていきます。

2 実施状況の公表

本計画に掲げた施策については、その実施状況を市民に対してホームページ等で公表するとともに、関係機関に対しても、施策の進捗状況や国のひとり親家庭等に関する施策の動向など、事業推進に必要な情報を提供し情報の共有を図ります。

3 計画の運用

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定された国の基本方針は、第4次計画策定時に対象期間が平成31年度（2019年度）までとされており、その後令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を対象期間とする新たな基本方針が制定されました。

これを受け、本計画の計画期間を国の基本方針の計画期間に合わせることで、第4次計画を2年間延長した一部改定版を策定しました。

今後の国の動向や外部環境の変化等に柔軟に対応しながら本計画を推進していきます。

4 計画の評価と検証

本計画では、基本理念の実現を目指すため、引き続き57ページに記載の成果指標に基づきながら、効果的・効率的に各施策に取り組み、ひとり親家庭等の自立の促進を図っていきます。

参考資料集

令和4・5年度札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会
ひとり親家庭等自立促進計画作業WG委員名簿

所属	職名等	氏名
北海道児童養護施設協議会	顧問	大場 信一
北海道大学大学院教育学研究院	准教授	加藤 弘通
弁護士		椎木 仁美
北星学園大学短期大学部生活創造学科	教授	藤原 里佐
札幌市母子寡婦福祉連合会	理事長	箭原 恭子
母子生活支援施設もいわ荘	施設長	猪狩 ふみの
北海道労働局職業安定部職業安定課	課長補佐	村山 光明

(敬称略)

ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート（母子家庭）

父子家庭には女性に限定された事業以外は同様の内容で、寡婦には同様の内容から子どもに関する設問を除いた調査票によりアンケート調査を実施しました。

1 あなたとご家族の状況について

質問 1 あなたの年齢を教えてください。あてはまるもの1つに〇をつけてください。

- | | | | |
|------------|-------------|------------|------------|
| 1. ~19 歳 | 2. 20~24 歳 | 3. 25~29 歳 | 4. 30~34 歳 |
| 5. 35~39 歳 | 6. 40~44 歳 | 7. 45~49 歳 | 8. 50~54 歳 |
| 9. 55~59 歳 | 10. 60~64 歳 | 11. 65 歳以上 | |

質問 2 あなたのお子さんの生年月日について、元号に〇をつけ、四角の中に数字を記入してください。また、性別、同居の別、就学・就労状況欄のあてはまるもの1つに〇をつけてください。

生年月	性別	同居の別	就学・就労状況
1. 平成 2. 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女 3. その他 4. 答えたくない	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 幼保連携型認定こども園 5. 小学校 6. 中学校 7. 高校 8. 高専・専門学校等 9. 短大 10. 大学 11. 大学院 12. 就労 13. その他 ()
1. 平成 2. 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女 3. その他 4. 答えたくない	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 幼保連携型認定こども園 5. 小学校 6. 中学校 7. 高校 8. 高専・専門学校等 9. 短大 10. 大学 11. 大学院 12. 就労 13. その他 ()
1. 平成 2. 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女 3. その他 4. 答えたくない	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 幼保連携型認定こども園 5. 小学校 6. 中学校 7. 高校 8. 高専・専門学校等 9. 短大 10. 大学 11. 大学院 12. 就労 13. その他 ()

質問3 お子さん以外に同居している方について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|-----------|-----------|-------------|
| 1. あなたの父 | 2. あなたの母 | 3. あなたの兄弟姉妹 |
| 4. あなたの祖父 | 5. あなたの祖母 | 6. その他 () |

質問4 あなたを含めて、同居されている方全員の人数を記入してください。

	人
--	---

質問5 あなたの最終学歴（最後に卒業した学校）について、あてはまるもの1つに○をつけてください。（例：高校を中途退学した場合は、「1. 中学校」に○をつけてください）

- | | | | |
|--------|--------|-------------|-------|
| 1. 中学校 | 2. 高校 | 3. 高専・専門学校等 | 4. 短大 |
| 5. 大学 | 6. 大学院 | 7. その他 () | |

質問6 あなたは、今後の生活（家計や子育て等）に不安を感じていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1. 感じている | 2. どちらかといえば感じている |
| 3. どちらともいえない | 4. どちらかといえば感じていない |
| 5. 感じていない | |

質問7 現在、あなたが困っていることについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|-------------|--------------|------------|
| 1. 住居 | 2. 家計 | 3. 仕事 |
| 4. 子育て | 5. 家事 | 6. 自分の健康 |
| 7. 親の健康 | 8. 親以外の親族の健康 | 9. 交際相手のこと |
| 10. 元配偶者のこと | 11. その他 () | |
| 12. 特にない | | |

質問 8 あなたの困ったときや悩みの相談相手について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 親 | 2. 親以外の親族 |
| 3. 友人・知人 | 4. 交際相手 |
| 5. 職場の同僚や上司 | 6. 保育所や学校等の先生 |
| 7. 区役所等の相談員 | 8. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体 |
| 9. インターネットサイトやSNSへの書き込み | 10. その他 () |
| 11. 特にいない | |

質問 9 あなたの現在の健康状態等について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1. 健康である | 2. 通院している |
| 3. 入院中である | 4. 通院していないが体調が悪い |
| 5. 障がい認定を受けている（難病をのぞく） | 6. 指定難病の認定を受けている |
| 7. その他 () | |

質問 10 次のAからFの質問について、あなたはここ1か月の間はどのようであったか、A～Fのそれぞれについてあてはまるもの1つに○をつけてください。

	いつも	たいてい	ときどき	少しだけ	まったくない
A 神経過敏に感じましたか ※1	1	2	3	4	5
B 絶望的だと感じましたか	1	2	3	4	5
C そわそわ、落ち着かなく感じましたか	1	2	3	4	5
D 気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか	1	2	3	4	5
E 何をするのも骨折りと感じましたか※2	1	2	3	4	5
F 自分は価値のない人間だと感じましたか	1	2	3	4	5

※1 神経過敏…外部からの刺激が過剰に感じられ、苦痛や不快を感じる事

※2 骨折り …苦労だと感じる事

質問 11 お子さんの健康・発達の状況についておたずねします。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1. 通院している病気がある子がいる | 2. 入院している子がいる |
| 3. 通院していないが体調が悪い子がいる | 4. 障がいがある子がいる（難病をのぞく） |
| 5. 指定難病の認定を受けている子がいる | 6. 発達に遅れのある子がいる |
| 7. 1～6にあてはまる子はいない（みんな健康である） | |
| 8. その他 () | |

<この質問は、小学校入学前のお子さんがいる方におたずねします>

質問 12-1 あなたの小学校入学前のお子さんは、日中、どこで過ごされていますか。主なもの
1つに○をつけてください。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 |
| 3. あなたの親以外の親族の家 | 4. あなたの友人・知人の家 |
| 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. 保育所等の保育施設 |
| 7. 幼稚園 | 8. 幼保連携型認定こども園 |
| 9. その他 () | |

<同じく、小学校入学前のお子さんがいる方におたずねします>

質問 12-2 あなたの小学校入学前のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○
をつけてください。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 |
| 3. しつけ・家庭内ルールが守られない | 4. 保育所等での生活 |
| 5. 交友関係 | 6. 希望した保育所に預けられない |
| 7. その他 () | 8. 特にない |

<この質問は、小学校低学年（1～3年生）のお子さんがいる方におたずねします>

質問 13-1 あなたの小学校低学年のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの
1つに○をつけてください。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 |
| 3. あなたの親以外の親族の家 | 4. あなたの友人・知人の家 |
| 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. クラブ活動 |
| 7. 習い事・塾 | 8. 児童会館・放課後児童クラブ |
| 9. その他 () | |

<同じく、小学校低学年（1～3年生）のお子さんがいる方におたずねします>

質問 13-2 あなたの小学校低学年のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○
をつけてください。

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 |
| 3. しつけ・家庭内ルールが守られない | 4. 学校での生活 |
| 5. 交友関係 | 6. 非行・不良行為 |
| 7. 会話の時間が持てない | 8. 親子関係 |
| 9. ひとり親になった理由の伝え方 | 10. 不登校・ひきこもり |
| 11. その他 () | 12. 特にない |

<この質問は、小学校高学年（4～6年生）のお子さんがいる方におたずねします>

質問 14-1 あなたの小学校高学年のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なものの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 |
| 3. あなたの親以外の親族の家 | 4. あなたの友人・知人の家 |
| 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. クラブ活動 |
| 7. 習い事・塾 | 8. 児童会館・放課後児童クラブ |
| 9. その他（ ） | 10. わからない |

<同じく、小学校高学年（4～6年生）のお子さんがいる方におたずねします>

質問 14-2 あなたの小学校高学年のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 |
| 3. しつけ・家庭内ルールが守られない | 4. 学校での生活 |
| 5. 交友関係 | 6. 非行・不良行為 |
| 7. 会話の時間が持てない | 8. 親子関係 |
| 9. ひとり親になった理由の伝え方 | 10. 不登校・ひきこもり |
| 11. その他（ ） | 12. 特にない |

<この質問は、中学生のお子さんがある方におたずねします>

質問 15-1 あなたの中学生のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 |
| 3. あなたの親以外の親族の家 | 4. あなたの友人・知人の家 |
| 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. 部活動 |
| 7. 習い事・塾 | 8. 児童会館 |
| 9. その他（ ） | 10. わからない |

<同じく、中学生のお子さんがある方におたずねします>

質問 15-2 あなたの中学生のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 |
| 3. しつけ・家庭内ルールが守られない | 4. 学校での生活 |
| 5. 交友関係 | 6. 非行・不良行為 |
| 7. 会話の時間が持てない | 8. 親子関係 |
| 9. ひとり親になった理由の伝え方 | 10. 不登校・ひきこもり |
| 11. 就職 | 12. その他（ ） |
| 13. 特にない | |

<この質問は、高校生のお子さんがいる方におたずねします>

質問 16-1 あなたの高中生のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 |
| 3. あなたの親以外の親族の家 | 4. あなたの友人・知人の家 |
| 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. 部活動 |
| 7. 習い事・塾 | 8. 児童会館 |
| 9. その他 () | 10. わからない |

<同じく、高校生のお子さんがある方におたずねします>

質問 16-2 あなたの高中生のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 |
| 3. しつけ・家庭内ルールが守られない | 4. 学校での生活 |
| 5. 交友関係 | 6. 非行・不良行為 |
| 7. 会話の時間が持てない | 8. 親子関係 |
| 9. ひとり親になった理由の伝え方 | 10. 不登校・ひきこもり |
| 11. 就職 | 12. その他 () |
| 13. 特にない | |

<ここからは、皆さまにおたずねします>

質問 17 あなたが、お子さんと一緒に朝食をとるのは、週のうち何日くらいですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1. ほとんど毎日 | 2. 週の半分くらい | 3. ほとんどない |
|-----------|------------|-----------|

質問 18 あなたが、お子さんと一緒に夕食をとるのは、週のうち何日くらいですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1. ほとんど毎日 | 2. 週の半分くらい | 3. ほとんどない |
|-----------|------------|-----------|

質問 19 あなたが病気等のとき、お子さんやあなたの身の回りの世話をどなたに頼みますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. あなたの親（同居） | 2. あなたの親（別居） |
| 3. 親以外の親族 | 4. 友人・知人 |
| 5. 職場の同僚や上司 | 6. 札幌市母子寡婦福祉連合会の支援員 |
| 7. ホームヘルパー | 8. さっぽろ子育てサポートセンター |
| 9. こども緊急サポートネットワーク | 10. 児童施設などの一時入所 |
| 11. その他 () | 12. 特にない |

質問 20 あなたが、お子さんに期待する最終学歴について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------|------------|-------------|
| 1. 中学校 | 2. 高校 | 3. 高専・専門学校等 |
| 4. 短大 | 5. 大学 | 6. 大学院 |
| 7. わからない | 8. その他 () | |

2 住居の状況について

質問 21 あなたの現在のお住まいについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 持ち家（あなた名義） | 2. 持ち家（あなた名義以外） |
| 3. 借家・アパート・賃貸マンション | 4. 公営住宅等（都市再生機構や公社を含む） |
| 5. 親の家に同居 | 6. 親以外の親族の家に同居 |
| 7. その他 () | |

質問 22 あなたは、お住まいを決めるうえで、何を重要視しますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|--------------|----------|
| 1. 家賃 | 2. 子どもの通園・通学 | 3. 通勤 |
| 4. 部屋の広さ・間取り | 5. 建物の新しさ | 6. 周囲の環境 |
| 7. その他 () | | |

<この質問は、転居を検討されている方におたずねします>

質問 23 あなたの希望する転居先について、主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 持ち家（一戸建、分譲マンション） | 2. 借家・アパート・賃貸マンション |
| 3. 公営住宅等（都市再生機構や公社を含む） | 4. 親の家に同居 |
| 5. 親以外の親族の家に同居 | |
| 6. その他 () | |

3 仕事の状況について

質問 24 あなたのひとり親家庭になる前の雇用形態について、主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員 | 2. パート・アルバイト |
| 3. 派遣社員・契約社員 | 4. 会社・団体等の役員 |
| 5. 自営業・フリーランス | 6. 家族従事者 |
| 7. 内職 | 8. 働いていない |
| 9. その他 () | |

質問 25 あなたの現在の雇用形態について、主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員 | 2. パート・アルバイト |
| 3. 派遣社員・契約社員 | 4. 会社・団体等の役員 |
| 5. 自営業・フリーランス | 6. 家族従事者 |
| 7. 内職 | 8. 働いていない |
| 9. その他 () | |

<この質問は、現在働いている方におたずねします>

質問 26 あなたの現在の仕事への悩みや不安について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 朝が早い | 2. 帰りが遅い |
| 3. 通勤時間が長い | 4. 勤務時間が長い |
| 5. 子の送り迎えの時間と合わない | 6. 残業が多い |
| 7. 夜勤や交代勤務がある | 8. 収入が少ない |
| 9. 資格を活かせない | 10. 雇用や身分が不安定 |
| 11. 昇給・昇進が遅い | 12. 仕事の内容が合わない |
| 13. 職場の人間関係 | 14. ハラスメントを受けている |
| 15. 子どもと接する時間が持てない | 16. 休みが取りにくい |
| 17. その他 () | 18. 特にない |

<同じく、現在働いている方におたずねします>

質問 27 あなたは、現在の仕事について、どのように考えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 現在の仕事を続けたい | 2. 仕事を变えたい |
| 3. 仕事をやめたい | 4. その他 () |

<この質問は、現在働いていない方におたずねします>

質問 28 あなたが仕事に就いていない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 子どもの預け先が見つからない | 2. 自分の病気や怪我 |
| 3. 親の世話・介護 | 4. 親以外の親族の世話・介護 |
| 5. 条件の合う仕事が見つからない | 6. 資格取得等のため学校に通っている |
| 7. 働かなくても生活できている | 8. その他 () |

<ここからは、皆さまにおたずねします>

質問 30 下の表のア～モの資格について、「持っているもの」「現在の仕事に役立っているもの」「今後取得したいもの」それぞれ、あてはまるものすべてに○をつけてください。

	資格・免許	持っているもの	現在の仕事に役立っているもの	今後取得したいもの
記載例	キ. 介護福祉士	①	②	3
	ク. 保育士	1	2	3
	ケ. 理学療法士・作業療法士	1	2	③
	ア. 自動車一種免許（普通）	1	2	3
	イ. 自動車二種免許（大型・小型）	1	2	3
	ウ. 教員	1	2	3
	エ. 幼稚園教諭	1	2	3
	オ. 看護師	1	2	3
	カ. 准看護師	1	2	3
	キ. 介護福祉士	1	2	3
	ク. 保育士	1	2	3
	ケ. 理学療法士・作業療法士	1	2	3
	コ. 言語聴覚士	1	2	3
	サ. 歯科衛生士・歯科技工士	1	2	3
	シ. はり師・きゅう師	1	2	3
	ス. 柔道整復師	1	2	3
	セ. 臨床検査技師・臨床工学技師	1	2	3
	ソ. 診療放射線技師	1	2	3
	タ. 視能訓練士	1	2	3
	チ. 義肢装具士	1	2	3
ツ. 自動車整備士	1	2	3	
テ. 美容師・理容師	1	2	3	
ト. 調理師・製菓衛生師	1	2	3	
ナ. 保健師・助産師	1	2	3	
ニ. 栄養士	1	2	3	
ヌ. 社会福祉士	1	2	3	
ネ. 精神保健福祉士	1	2	3	
ノ. あん摩マッサージ師	1	2	3	
ハ. 医療事務	1	2	3	
ヒ. ホームヘルパー	1	2	3	
フ. 簿記・珠算・速記	1	2	3	
ヘ. パソコン・Web 関係（例：MOS 資格（※）、Web デザイナー検定 など）	1	2	3	
ホ. その他（ ）	1	2	3	
マ. その他（ ）	1	2	3	
ミ. その他（ ）	1	2	3	
ム. その他（ ）	1	2	3	
メ. その他（ ）	1	2	3	
モ. その他（ ）	1	2	3	

※ワード、エクセルなどの利用スキルを証明する資格

質問 31 あなたが、子育てをしながら働きやすくなるために、勤務先に望むことすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------------------|------------------|
| 1. 勤務時間の短縮 | 2. 残業時間の縮減 |
| 3. フレックスタイム制度※1 の導入 | 4. 休暇取得を促進させる仕組み |
| 5. 子の看護休暇※2 の充実 | 6. 子育て費用の援助 |
| 7. 資格取得等(スキルアップ※3) に対する援助 | 8. 正社員登用制度※4 の導入 |
| 9. テレワーク（在宅勤務）の導入 | 10. 勤務地、担当業務への配慮 |
| 11. 事業所内託児の導入 | 12. その他 |
| 13. 特にない | |

※1 自分で労働時間や始業時間等を設定できる制度

※2 病気やけがをした子どもの世話をするための休暇

※3 仕事を行う上での能力の向上

※4 派遣社員や契約社員、パート、アルバイトなどから正社員になることができる制度

4 家計の状況について

質問 32 あなたの世帯（同居のご家族全員）のふだんの家計について、もっとも近いもの1つに○をつけてください。（住宅ローンや車のローンも支出に含めてお答えください）

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 黒字であり毎月貯金している | 2. 黒字であるが貯金はしていない |
| 3. 黒字でも赤字でもなくぎりぎりである | 4. 赤字であり貯金をとりくずしている |
| 5. 赤字であり借金をして生活をしている | 6. わからない |

質問 33 過去1年間に、経済的な理由で、次のようなことがありましたか。①～⑧のそれぞれについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった、支払う必要がない
① 家族が必要とする食材が買えなかった	1	2	3	4
② 家族が必要とする衣服を買えなかった	1	2	3	4
③ 電気・ガス・水道などの支払いができなかった	1	2	3	4
④ 家賃・住宅ローンが支払えなかった	1	2	3	4
⑤ 学校や幼稚園・保育園への支払いができなかった	1	2	3	4
⑥ あなたの病院への受診を控えた	1	2	3	4
⑦ 子どもの病院への受診を控えた	1	2	3	4
⑧ 親や親族、友人との会食などの付き合いを控えた	1	2	3	4

質問 34 あなたの世帯（同居のご家族全員）の昨年1年間の総収入について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

収入には、給与や年金のほか、児童手当、児童扶養手当、養育費（よういくひ）※、生活保護費などを含みます。給与は税金や保険料などが引かれる前の金額で計算してください。

1年間の金額が分からない場合は1か月分の金額を12倍するなどして計算してください。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 150万円未満 | 2. 150万円以上 200万円未満 |
| 3. 200万円以上 250万円未満 | 4. 250万円以上 300万円未満 |
| 5. 300万円以上 350万円未満 | 6. 350万円以上 400万円未満 |
| 7. 400万円以上 450万円未満 | 8. 450万円以上 500万円未満 |
| 9. 500万円以上 | |

※養育費：離婚後、子どもの衣食住・教育などのために子どもと離れている親が支払う費用

質問 35 あなたご自身の昨年1年間の就労収入について、あてはまるもの1つに○をつけてください。就労収入には、年金や児童手当、児童扶養手当、養育費、生活保護費などを含みません。税金や保険料などが引かれる前の金額で計算してください。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 50万円未満 | 2. 50万円以上 100万円未満 |
| 3. 100万円以上 150万円未満 | 4. 150万円以上 200万円未満 |
| 5. 200万円以上 250万円未満 | 6. 250万円以上 300万円未満 |
| 7. 300万円以上 350万円未満 | 8. 350万円以上 400万円未満 |
| 9. 400万円以上 450万円未満 | 10. 450万円以上 500万円未満 |
| 11. 500万円以上 | |

質問 36 あなたの世帯（同居のご家族全員）の収入の種類について、主なものから順に3つまで番号を記入してください。

- | | | |
|--------------|----------|--------------------------------|
| 1. 給与収入 | 2. 年金 | 3. 家賃・利子などの収入 |
| 4. 親・親族からの援助 | 5. 養育費 | 6. 児童手当 |
| 7. 児童扶養手当 | 8. 生活保護費 | 9. その他（ ） |

①	②	③
---	---	---

<この質問は、小学生から高校生のお子さんがある方におたずねします>

質問 37 あなたの、お子さんお一人にかかる教育費の1か月当たりの平均金額を記入してください。お子さんの該当する学校の種類ごとにご記入いただき、例えば、小学生のお子さんが2人いる場合は、平均の額を記入してください。塾や習い事に通っていない場合は、この欄に0を記入、または、空白のままとしてください。

	1. 小学生	2. 中学生	3. 高校生
ア. 学校にかかるお金 （教材費、給食費等）	約 円	約 円	約 円
イ. 学校以外にかかるお金 （塾・習い事）	約 円	約 円	約 円

5 養育費の受取状況などについて

質問 38 あなたがひとり親家庭になった理由について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------|------------|
| 1. 離婚 | 2. 未婚 |
| 3. 死別 | 4. その他 () |

質問 39 ひとり親家庭での生活を始める前後で対応が難しかったこと、困ったことはなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | |
|--------------------------|
| 1. 住宅を探すこと |
| 2. 仕事を探すこと |
| 3. 当面の生活費を確保すること |
| 4. 子どもが転校・転園先になじめなかったこと |
| 5. 子どもの保育園を探すこと |
| 6. 自分が心身の健康をくずしたこと |
| 7. 子どもが心身の健康をくずしたこと |
| 8. 相談先や利用できる制度がわからなかったこと |
| 9. 元配偶者からの暴力 |
| 10. 離婚に係る協議のこと |
| 11. その他 () |
| 12. 特にない |

質問 40 ひとり親家庭での生活をはじめるにあたり、相談又は利用したところがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 家庭裁判所 | 2. 弁護士・司法書士 |
| 3. 区役所・保健センターの相談窓口 | 4. ひとり親家庭支援センター |
| 5. 札幌市配偶者暴力相談センター | 6. 北海道立女性相談援助センター |
| 7. NPO等の相談機関 | 8. 法テラス |
| 9. 親 | 10. 親以外の親族 |
| 11. 友人・知人 | 12. 職場の同僚や上司 |
| 13. その他 () | 14. 相談も利用もしていない |

＜ここから質問 50 までは、質問 38 で「1. 離婚」と答えた方におたずねします。ひとり親家庭になった理由が「離婚以外」の方は質問 51 にお進みください＞

質問 41 あなたが離婚したとき、財産(ざいさん)分与(ぶんよ)※はありましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1. 財産分与があった | 2. 財産分与はなかった |
| 3. 財産自体がなかった | 4. 相手の借金を払うこととなった |
| 5. その他 () | |

※財産分与：婚姻中の夫婦の財産を、離婚に伴って個人の財産に分けること

<この質問は、質問41で「1.財産分与があった」を選んだ方におたずねします>

質問41-1 財産分与の額について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 50万円未満 | 2. 50万円以上100万円未満 |
| 3. 100万円以上300万円未満 | 4. 300万円以上500万円未満 |
| 5. 500万円以上700万円未満 | 6. 700万円以上1,000万円未満 |
| 7. 1,000万円以上 | 8. わからない |

質問42 あなたが離婚したとき、養育費(よういくひ)※の取決めをしましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | |
|--------------------------|
| 1. 文書を交わして取り決めをしている |
| 2. 文書は交わしていないが、取り決めをしている |
| 3. 取決めはしていない |
| 4. 話し合い自体していない |

※養育費：離婚後、子どもの衣食住・教育などのために子どもと離れている親が支払う費用

質問43 あなたが離婚したとき、養育費の取決めについて誰かに相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1. 親 | 2. 親以外の親族 |
| 3. 友人・知人 | 4. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体 |
| 5. 区役所等の相談員 | 6. 弁護士 |
| 7. 家庭裁判所 | 8. その他 () |
| 9. 誰にも相談しなかった | |

質問44 あなたは、現在、養育費を受け取っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | |
|------------------------------|
| 1. 現在も定期的に受け取っている |
| 2. 不定期だが現在も受け取っている |
| 3. 過去に受け取ったことがあるが現在は受け取っていない |
| 4. 受け取ったことがない |
| 5. その他 () |

<この質問は、質問42で「1.文書を交わして取り決めをしている」または、「2.文書は交わしていないが、取り決めをしている」を選んだ方におたずねします>

質問45 お子さん一人当たりの取決めの額について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 1万円未満 | 2. 1万円以上2万円未満 |
| 3. 2万円以上3万円未満 | 4. 3万円以上4万円未満 |
| 5. 4万円以上5万円未満 | 6. 5万円以上6万円未満 |
| 7. 6万円以上7万円未満 | 8. 7万円以上8万円未満 |
| 9. 8万円以上 | 10. 金額を決めていない |
| 11. 子どもの成長により変動する | 12. その他 () |

＜この質問は、質問 42 で「3. 取決めはしていない」または、「4. 話し合い自体していない」を選んだ方におたずねします＞

質問 46 あなたが、養育費の取決めをしていない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 自分の収入等で経済的に問題がなかった
2. 養育費を請求できることを知らなかった
3. 相手に支払う意思や能力がないと思った
4. 相手が応じようとしなかった
5. 相手と関わりたくなかった
6. 取決め交渉をしたが、まとまらなかった
7. 現在交渉中または今後交渉予定
8. その他 ()

質問 47 あなたが離婚したとき、面会(めんかい)交流(こうりゅう)※の取決めをしましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 文書を交わして取り決めをしている
2. 文書は交わしていないが、取り決めをしている
3. 取決めはしていない
4. 話し合い自体していない

※面会交流：離婚後、子どもと離れている親が、子どもと会ったりすること

質問 48 あなたが離婚したとき、面会交流の取決めについて誰かに相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1. 親 | 2. 親以外の親族 |
| 3. 友人・知人 | 4. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体 |
| 5. 区役所等の相談員 | 6. 弁護士 |
| 7. 家庭裁判所 | 8. その他 () |
| 9. 誰にも相談しなかった | |

質問 49 あなたは、現在、面会交流を行っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1. 月2回以上 | 2. 月1回程度 |
| 3. 2～3か月に1回程度 | 4. 4～5か月に1回程度 |
| 5. 1年に1回程度 | 6. 過去に行ったことがあるが、現在は行っていない |
| 7. 行ったことがない | 8. その他 () |

＜この質問は、質問47で「3. 取決めはしていない」または、「4. 話し合い自体していない」を選んだ方におたずねします＞

質問50 あなたが、面会交流の取決めをしていない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 子どもの連れ去りや虐待の恐れがある
2. 面会交流の取決めをできることを知らなかった
3. 子どもが会いたがらない
4. 相手が応じようとしなかった
5. 相手と関わりたくなかった
6. 相手が養育費を支払わないから
7. 取決めをしなくても交流できている
8. 取決めの交渉をしたが、まとまらなかった
9. 現在交渉中または今後交渉予定
10. その他 ()

6 支援制度について

質問51 下記の制度はひとり親家庭等を支援するための制度です。あなたは下記の制度を利用したことがありますか。ア～サそれぞれについて、「利用したことがある」「利用したことはないが、知っている」「知らない」のいずれか1つに○をつけてください。

	利用したことがある	利用したことはないが知っている	知らない
記載例 区役所の母子・婦人相談員	①	2	3
記載例 母子父子寡婦福祉資金貸付金	1	②	3
ア. 区役所の母子・婦人相談員	1	2	3
イ. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	1	2	3
ウ. 自立支援教育訓練給付金	1	2	3
エ. 高等職業訓練促進給付金	1	2	3
オ. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金	1	2	3
カ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	1	2	3
キ. 母子生活支援施設	1	2	3
ク. 養育費確保支援事業	1	2	3
ケ. ひとり親家庭支援センター	1	2	3
コ. ひとり親家庭等日常生活支援事業	1	2	3
サ. ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	1	2	3

※ア～クは各区役所、ケ～サは札幌市母子寡婦福祉連合会で御案内しています。

【各制度の説明】

ア. 区役所の母子・婦人相談員

各区の保健センターで、専門の相談員がひとり親家庭等の福祉向上のために様々な相談を受けています。

イ. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、お子さんの修学資金など 12 種類の資金を無利子または低利子で貸付けする制度です。

ウ. 自立支援教育訓練給付金

就業を目指して資格取得のために教育訓練講座を受けるひとり親家庭の親に給付金（受講費用の一部）を支給する制度です。

エ. 高等職業訓練促進給付金

看護師等の就職に有利な資格取得に係る養成機関で修業するひとり親に、生活の負担軽減を図り、資格取得を促進するための給付金（非課税世帯 100,000 円/月、課税世帯 70,500 円/月、上限 4 年）を支給する制度です。

オ. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金

資格取得を目指して養成機関に通うひとり親をさらに後押しするため、準備費用が多く掛かる入学時と就職時に資金の貸付けを行う制度です。

エの高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、入学準備金（上限 50 万円）と就職準備金（上限 20 万円）の貸付けを受けることができます。

カ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職につなげることを目的に、給付金（高卒認定講座の受講料等の一部）を支給する制度です。

キ. 母子生活支援施設（旧名称：母子寮）

生活や住宅、就職、子育て等に困難のある母子世帯が入所し、自立のための支援を行う施設です。

札幌市内に 5 施設あり、入所している母子に対して、生活の場を提供するとともに、自立のための相談や指導などを行っています。

ク. 養育費確保支援事業

養育費の確保を支援するため、裁判外紛争解決手続きの利用、公正証書の作成、養育費保証計画に関する費用の一部について補助を行っています。

ケ. ひとり親家庭支援センター

専門の相談員による生活や養育費等の相談、教育講座の開催のほか、就業に係る相談や就職あっせんなどを行っている施設です。札幌市社会福祉総合センター（中央区大通西 19 丁目）の 1 階にあり、ひとり親家庭等の方であればどなたでも利用できます。

コ. ひとり親家庭等日常生活支援事業

修学や疾病等の理由で生活援助や保育サービスが必要な場合に、各ご家庭に家庭生活支援員を派遣する制度です。

生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は無料で、児童扶養手当支給水準の世帯の方は 1 時間あたり 150 円、それ以上の所得の方は一時間あたり 300 円で利用できます。

サ. ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

小学校 3 年生～中学校 3 年生を対象に、大学生等のボランティアが学習支援や進路相談を行っています。

札幌市内 10 か所（各区 1 か所）を会場に、土曜日もしくは日曜日の週 1 回 2 時間程度開催しています。

※より詳しくお知りになりたい方は札幌市のホームページ「さっぽろ子育て情報サイト」でご確認ください。

質問 52 あなたは、ひとり親家庭等への支援策等の情報を得るためにどのようなものを参考にしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 広報さっぽろ | 2. 札幌市のホームページ |
| 3. さっぽろ子育てアプリ | 4. 札幌市ひとり親家庭公式 LINE |
| 5. SNS（フェイスブックやツイッターなど） | 6. インターネット検索 |
| 7. 区役所窓口（母子婦人相談員等） | 8. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体 |
| 9. テレビ・新聞等 | 10. 家族や友人からの情報 |
| 11. その他（ | ） 12. 特にない |

質問 53 あなたは、市のひとり親家庭等への支援施策で不足していると感じているものがありますか。支援施策で特に充実を望むものに○をつけてください。（複数回答可）

- | | | |
|---------------------|-----------------|---|
| 1. 相談窓口の充実 | 2. 資格取得への支援 | |
| 3. 就職の支援 | 4. 貸付制度の充実 | |
| 5. 家庭での家事や子育て支援の充実 | 6. 子どもの学習支援の充実 | |
| 7. 学費や入学金などの就学援助の充実 | 8. 保育所の優先入所 | |
| 9. 子どもを預けられる制度の充実 | 10. 公営住宅の優先入所 | |
| 11. 税控除等の拡大 | 12. 医療助成制度の充実 | |
| 13. 年金制度の充実 | 14. 養育費確保のための施策 | |
| 15. 面会交流への支援 | 16. その他（ | ） |
| 17. 特にない | | |

7 新型コロナウイルス感染症について

質問 54 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、あなたの生活や体調はどのような影響を受けたか、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. 体調をくずした・くずしやすくなった | |
| 2. 気持ちが沈みがちになった | |
| 3. 病院にかかりにくくなった | |
| 4. 子育てや子どもに使う時間が増えた | |
| 5. 子どもに注意したり怒ったりすることが増えた | |
| 6. 友人や知人に相談ごとをする機会が減った | |
| 7. その他（ | ） |
| 8. あてはまるものはない | |

第4次計画の施策の実施状況

第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画（平成30年度～令和4年度）に掲げる各施策について、実施状況を次のとおり整理しました。なお、令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年度）の実績は、一部新型コロナウイルス感染症の影響により例年と大きく数値が異なる部分があります。

基本目標1 子育て・生活支援の充実

基本施策1 子育て支援の推進

母子、父子、寡婦

施策の概要及び実施状況	実績
<p>① 子育てサロン</p> <p>全ての子育て中の親子が気軽に集い、親子同士の自由な交流や情報交換ができ、遊び等を通じた地域の人たちとふれあいの中で、子育ての悩みや不安を解消する場である地域主体の子育てサロンに加え、常設子育てサロンの設置を推進しました。また、サロンの利用の促進を図るため、ホームページやパンフレット等により幅広く周知を行いました。</p>	<p>【子育てサロン開催実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域主体の子育てサロン <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度：163か所（利用者数 62,234人） 令和元年度：177か所（利用者数 58,436人） 令和2年度：179か所（利用者数 10,661人） 令和3年度：172か所（利用者数 11,494人） 令和4年度：158か所（利用者数 27,350人） ・ひろば型常設子育てサロン <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度：16か所（利用者数 57,785人） 令和元年度：16か所（利用者数 50,523人） 令和2年度：16か所（利用者数 33,464人） 令和3年度：16か所（利用者数 33,888人） 令和4年度：16か所（利用者数 45,451人） ・児童館型子育てサロン <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度：102か所（利用者数 281,179人） 令和元年度：103か所（利用者数 225,306人） 令和2年度：103か所（利用者数 139,287人） 令和3年度：103か所（利用者数 85,919人） 令和4年度：103か所（利用者数 170,402人） ・まちなかキッズサロンおどりんこ <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度：利用者数 26,601人 令和元年度：利用者数 21,666人 令和2年度：利用者数 6,462人 令和3年度：利用者数 7,352人 令和4年度：利用者数 14,310人
<p>② 区保育・子育て支援センター（ちあふる）</p> <p>全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、常設子育てサロンなどの様々な機能を持つ、区保育・子育て支援センター（ちあふる）を拡充しました。</p>	<p>【ちあふる整備実績】</p> <p>平成31年度 市内9か所目となる「ちあふる・あつべつ」開設 令和5年4月1日「中央区保育・子育て支援センター（ちあふる・ちゅうおう）」の開設により、全10区に設置完了</p>

③ 子育て支援総合センター

地域社会全体による子育て支援を推進するため、全市の子育て支援事業の拠点施設である子育て支援総合センターによる支援を推進しました。年末年始以外の毎日開館し、親子の交流の場である常設の子育てサロンや子育て講座の開催、安心して子育てができる情報の提供など、ひとり親家庭を含む全ての子育て家庭を対象とした支援の充実を図りました。

※「中央区保育・子育て支援センター（ちあふる・ちゅうおう）」の開設により、令和5年3月31日閉館。

【子育て支援総合センター利用実績】

- ・常設子育てサロン利用者数
平成30年度：36,642人
令和元年度：29,534人
令和2年度：8,195人
令和3年度：5,814人
令和4年度：13,259人
- ・利用者支援事業（情報提供、相談、個別支援）
平成30年度：1,652件
令和元年度：2,431件
令和2年度：1,118件
令和3年度：1,496件
令和4年度：2,057件

④ こそだてインフォメーション（旧：子育て情報室）

各区のこそだてインフォメーションでは、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談のほか、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設、子どもに関する各種制度等の情報提供を行いました。

【こそだてインフォメーション利用者数】

- 平成30年度：49,547組（96,000人）
令和元年度：47,368組（88,230人）
令和2年度：27,549組（50,968人）
令和3年度：26,615組（46,952人）
令和4年度：24,882組（49,339人）

⑤ 保育所の優先入所

ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動中や就職後における保育所入所の優遇制度（選考における評点の加点）を引き続き実施しました。

⑥ ニーズに応じた保育施設等の整備

保育ニーズを踏まえた保育定員の確保を図るため、幼稚園等から幼保連携型認定こども園への移行、老朽化した既存保育所の増改築整備、保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業の新規整備を行いました。

【認可保育施設等の利用定員数】

- 平成30年度：31,147人
令和元年度：32,518人
令和2年度：34,218人
令和3年度：35,610人
令和4年度：35,860人

⑦ 保育サービスの充実

<時間外保育>

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、夕刻1時間又は2時間の時間外保育を推進しました。

【時間外保育実施施設数】

- 平成30年度：410施設
令和元年度：442施設
令和2年度：480施設
令和3年度：510施設
令和4年度：527施設

<休日保育>

現に認可保育所等に入所している児童について、日曜・祝日に常態的に勤務する保護者のために、休日保育を推進しました。

【休日保育実施施設数】

- 平成30年度：7施設
令和元年度：9施設
令和2年度：11施設
令和3年度：12施設
令和4年度：12施設

<一時預かり>

保護者が就労やリフレッシュ等の理由により保育が必要な場合に児童を一時的に預かる一時預かりを推進しました。

【一時預かり定員数】

- 平成29年度：4,316人
平成30年度：4,800人
令和元年度：5,948人

令和2年度 : 6,119 人

令和3年度 : 7,146 人

令和4年度 : 8,488 人

<病後児保育>

病気回復期にあり集団保育ができない児童を医療機関に付設した専用施設で一時的に保育する病後児保育を推進しました。

【病後児保育（病後児デイサービス）実施実績】

平成30年度 : 6施設（利用者延べ2,122人）

令和元年度 : 6施設（利用者延べ2,218人）

令和2年度 : 6施設（利用者延べ857人）

令和3年度 : 6施設（利用者延べ1,687人）

令和4年度 : 7施設（利用者延べ1,488人）

<夜間保育>

午前0時（一部施設は午後10時）までの保育を実施しました。

【夜間保育実施施設数】

市内3施設で実施

⑧ ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、保育所等への送迎やその後の預かりなど日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児・病後児の預かりに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」を推進しました。併せて、病児・病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施しました。

【利用登録会員数】

平成30年度 : 10,907 人

令和元年度 : 13,486 人

令和2年度 : 15,132 人

令和3年度 : 16,058 人

令和4年度 : 16,859 人

【さっぽろ子育てサポートセンター派遣件数】

平成30年度 : 10,025 件

令和元年度 : 10,272 件

令和2年度 : 6,498 件

令和3年度 : 5,319 件

令和4年度 : 4,426 件

【札幌市こども緊急サポートネットワーク派遣件数】

平成30年度 : 1,742 件

令和元年度 : 1,698 件

令和2年度 : 246 件

令和3年度 : 433 件

令和4年度 : 475 件

⑨ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

ひとり親家庭を含めた子育て家庭の保護者が病気や出産、出張等により一時的に養育できなくなった場合に、児童養護施設等において児童を預かる子育て短期支援事業（子どもショートステイ）を推進しました。

【子どもショートステイ利用延べ日数】

平成30年度 : 2,973 日

令和元年度 : 2,878 日

令和2年度 : 1,796 日

令和3年度 : 1,456 日

令和4年度 : 1,351 日

施策の概要及び実施状況	実績
<p>① 母子・婦人相談員</p> <p>各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の相談に応じました。また、利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行いました</p>	<p>【母子・婦人相談件数】</p> <p>平成30年度：3,979件 令和元年度：2,361件 令和2年度：2,835件 令和3年度：3,029件 令和4年度：2,888件</p>
<p>② 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結び付ける体制の強化（子どものくらし支援コーディネート事業）</p> <p>子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や、重層的な見守りへとつなげる事業を実施しました。</p>	<p>【コーディネーター巡回対象地区】</p> <p>平成30年度：6区30地区 令和元年度：10区50地区 令和2年度：10区61地区 令和3年度：市内全域 令和4年度：市内全域</p> <p>【相談受理件数】</p> <p>平成30年度：374件 令和元年度：460件 令和2年度：288件 令和3年度：293件 令和4年度：188件</p> <p>【支援継続件数】</p> <p>平成30年度：292件 令和元年度：738件 令和2年度：605件 令和3年度：687件 令和4年度：584件</p>
<p>③ ひとり親家庭支援センター</p> <p>ひとり親家庭等の生活一般に関する相談や弁護士による法律相談、臨床心理士による心療相談を実施しました。また、ひとり親家庭等が比較的時間に余裕のある夜間、休日の相談業務も行いました。相談の利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行いました。</p>	<p>【一般相談（延べ件数）】</p> <p>平成30年度：母子1,811件、寡婦410件、父子308件 令和元年度：母子2,024件、寡婦642件、父子411件 令和2年度：母子2,057件、寡婦456件、父子531件 令和3年度：母子2,187件、寡婦626件、父子302件 令和4年度：母子2,012件、寡婦771件、父子255件</p>
<p>④ ひとり親家庭等日常生活支援事業</p> <p>ひとり親家庭等が、就職・修学等の自立に必要な事由や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合や、母子家庭、父子家庭になって間がなく、日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、ひとり親家庭等の生活の安定を目的として、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行いました。また、制度の認知度向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知を行いました。</p>	<p>【派遣実績（延べ回数）】</p> <p>・平成30年度：157回 ・令和元年度：238回 ・令和2年度：313回 ・令和3年度：351回 ・令和4年度：353回</p>

⑤ 母子生活支援施設

生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする母子生活支援施設（市内5施設）において、入所者の抱える様々な課題に応じた、きめ細やかな支援や相談、指導を行うことで自立の促進を図りました。

⑥ 市営住宅入居の優遇措置

ひとり親家庭の市営住宅への入居申込みに際して、抽選時の当選確率を高めるなどの優遇措置（一般世帯比3倍）を引き続き実施しました。また、一部市営住宅において、ひとり親家庭を含めた子育て家庭に配慮した募集を行いました。

【ひとり親世帯、多子世帯、児童養育世帯専用申込枠】

平成30年度：26戸
令和元年度：30戸
令和2年度：30戸
令和3年度：26戸
令和4年度：25戸

⑦ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の円滑な入居を促進するための賃貸住宅について、登録制度の運用及び情報提供を進めました。

【住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録数】

平成30年度：19戸（12棟）
令和元年度：51戸（32棟）
令和2年度：2,670戸（425棟）
令和3年度：2,872戸（453棟）
令和4年度：3,034戸（479棟）

⑧ ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度

男女が共に働きやすい社会の実現を目的として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準により認証し、助成金の支給等の支援を行いました。

【認証取得企業数（累計）】

平成30年度：326社
令和元年度：465社
令和2年度：609社
令和3年度：764社
令和4年度：884社

【助成金支給件数（累計）】

平成30年度：182件
令和元年度：198件
令和2年度：233件
令和3年度：314件
令和4年度：406件

基本施策3 子どもの育ちと学びへの支援の推進

| 母子、父子、寡婦 |

施策の概要及び実施状況

実績

① 地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組

子どもが安心して過ごすことのできる、地域の子どもの居場所づくりを推進するため、子ども食堂を立ち上げる場合、機能拡充をする場合の費用の一部を補助しました。また、市ホームページへの市内子ども食堂一覧の掲載や子どもの居場所づくりガイドブックの活用などにより、居場所の利用、支援や開設に向けた情報提供を行いました。

【子ども食堂活動支援補助金交付決定団体数】

令和2年度：11団体
令和3年度：14団体
令和4年度：16団体

② 放課後の居場所づくりの推進

児童会館やミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図りました。今後は既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校等と併設した児童会館として再整備を進めていくほか、放課後子ども教室や民間児童育成会への支援を通じて、子どもの放課後の居場所づくりの充実を図りました。

③ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供しました。

④ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給しました。

⑤ 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、ひとり親家庭を含む全ての児童（満15歳に到達した日以後の最初の年度末まで）に児童手当を支給しました。また、幅広く制度に関する周知を行い、適切な支給を実施しました。

⑥ 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父母が婚姻を解消した児童を養育する父又は母等を対象として、原則として、児童が満18歳に到達した日以後の最初の年度末まで児童扶養手当を支給しました。また、全部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し（年3回から年6回）を行いました。

⑦ 就学援助

小・中学生がおり、児童扶養手当を受給している世帯等や収入が一定額以下となるような世帯に対し、学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成しました。また、支給費目の追加など制度の充実に取り組みしました。

【小学校等と併設した児童会館（新規整備）】

平成30年度：4館

（栄西小はなのき、上野幌、石山、澄川）

令和元年度：3館（東白石、羊丘、発寒）

令和2年度：2館（エルムの森、常盤）

令和3年度：3館（中央、発寒南さくら、二十四軒）

令和4年度：1館（苗穂・本町）

【放課後の居場所のある小学校区数】

193小学校区で放課後児童クラブを実施

【参加児童延べ人数及び開催回数】

平成30年度：4,746人、476回

令和元年度：3,491人、437回

令和2年度：3,056人、393回

令和3年度：1,503人、227回

令和4年度：2,484人、461回

【児童手当受給者数】

平成30年度：131,532人（児童数207,102人）

令和元年度：130,129人（児童数205,025人）

令和2年度：128,793人（児童数202,985人）

令和3年度：127,228人（児童数200,385人）

令和4年度：119,127人（児童数186,853人）

【児童扶養手当受給者数】

平成30年度：21,024人（児童数28,931人）

令和元年度：19,034人（児童数27,029人）

令和2年度：18,570人（児童数26,508人）

令和3年度：18,143人（児童数25,858人）

令和4年度：17,409人（児童数24,812人）

【対象児童生徒数】

平成30年度：小学生12,072人、中学生6,725人

令和元年度：小学生11,642人、中学生6,475人

令和2年度：小学生11,607人、中学生6,469人

令和3年度：小学生11,353人、中学生6,522人

令和4年度：小学生10,966人、中学生6,321人

上記のほか、小学校入学者に対する入学準備金の入学前支給を実施。

8 札幌市奨学金

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な大学生、高校生等に返還義務のない奨学金を支給しました。

【奨学生採用人数】

平成30年度：高校等 1,055 人、大学等 251 人
令和元年度：高校等 1,037 人、大学等 254 人
令和2年度：高校等 1,240 人、大学等 260 人
令和3年度：高校等 1,240 人、大学等 260 人
令和4年度：高校等 1,240 人、大学等 260 人

9 札幌市特別奨学金

技能の習得を目的として、普通科以外の職業学科を有する高等学校等に学ぶ、経済的に困窮している世帯の高校生等に返還義務のない特別奨学金を支給しました。

【特別奨学金受給者数】

平成30年度：203 人
令和元年度：237 人
令和2年度：205 人
令和3年度：186 人
令和4年度：146 人

| 基本目標 2 就業支援の充実

基本施策 1 就業相談・就業機会創出等の推進

| 母子、父子、寡婦 |

施策の概要及び実施状況

実績

① ひとり親家庭等就業支援センター

ひとり親家庭等就業支援センターの各事業を推進し、ひとり親家庭等の就労による自立の促進を図りました。

<就業相談・職業紹介>

就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供する職業紹介業務を推進しました。

【相談延べ件数】

平成30年度：6,508 件
令和元年度：6,372 件
令和2年度：5,583 件
令和3年度：5,896 件
令和4年度：5,530 件

<就業支援講習会>

就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な知識、心構えなどを身に付けるための就職準備・離転職セミナー等、就業のための講座の充実を図りました。

【開講講座数、参加人数】

平成30年度：17 講座、222 人
令和元年度：17 講座、148 人
令和2年度：9 講座、69 人
令和3年度：11 講座、80 人
令和4年度：18 講座、143 人

<母子・父子自立支援プログラム>

個々のひとり親家庭の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進しました。

【策定人数（就職決定者内数）】

平成30年度：15 人（14 人）
令和元年度：9 人（8 人）
令和2年度：1 人（1 人）
令和3年度：5 人（3 人）
令和4年度：36 人（26 人）

<企業への訪問活動>

ひとり親家庭等の就業を促進するため、企業への訪問を積極的に行い、雇用への理解と協力を求めました。

＜関係機関との連携＞

ハローワーク、札幌市就業サポートセンター、母子・婦人相談員等と日常的に連携を図り、ひとり親家庭等の就業支援を推進しました。

＜広報＞

ひとり親家庭等就業支援センターで行っている支援業務について、ホームページやパンフレット等により幅広く周知を図りました。

② 職業紹介業務の推進

ハローワークと民間職業紹介業者が共同窓口を設置し、無料の職業紹介や求職者を対象としたセミナー、カウンセリング、職場体験などを行う「就業サポートセンター」、ハローワークによる無料職業相談、相談員による職業相談やカウンセリングなどを行う「あいワーク」において、職業紹介業務等を推進しました。

【就業サポートセンター（あいワーク）利用者数】

平成30年度：113,372人
令和元年度：107,060人
令和2年度：90,114人
令和3年度：82,817人
令和4年度：66,611人

【就業サポートセンター（あいワーク）就職者数】

平成30年度：5,996人
令和元年度：5,318人
令和2年度：4,303人
令和3年度：4,198人
令和4年度：4,086人

③ ひとり親家庭就業機会創出事業

ひとり親家庭の個々の状況に応じた就業先が見つかるよう、ひとり親家庭に理解がある企業を開拓し、その採用に意欲のある企業とのマッチングの場を提供する合同就職説明会を開催しました。また、就業機会の拡充を図るとともに、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図りました（平成31年度に「ひとり親家庭スマイル応援事業」に名称変更）。

【参加企業数、参加人数】

平成30年度：40社、211人
令和元年度：20社、106人
令和2年度：27社、85人（オンライン開催）
令和3年度：38社（求人掲載）、127人
令和4年度：41社（求人掲載）、173人

④ 母子・父子福祉団体への支援

公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の優先的な事業発注により、母子・父子福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行いました。また、ひとり親家庭等の交流の場となっている母子・父子福祉団体の会員拡大への支援を行いました。

【優先的な事業発注】

毎年、自動販売機の設置及び清掃業務の優先的な事業発注について理解を求める文書を公的施設所管部署に発出。

【団体への支援】

「ひとり親家庭スマイル応援事業」の実施会場で、母子・父子寡婦福祉団体のブースを出展。

基本施策2 資格・技能習得等の支援の推進

| 母子、父子、寡婦 |

施策の概要及び実施状況

実績

① 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の就業をより効果的に促進することを目的として、自ら就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に対し、教育訓練終了後に、入学金及び受講料の一部を給付金として支給しました。

【給付金支給実績】

平成30年度：1,463千円（32人）
令和元年度：2,203千円（50人）
令和2年度：6,849千円（53人）
令和3年度：7,516千円（44人）
令和4年度：10,895千円（57人）

② 高等職業訓練促進給付金事業

保育士や看護師等の資格取得を目的とする養成機関を利用する際の生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、1年制以上（令和3年度以降は6か月以上）の養成機関で受講する期間の給付金を支給するとともに、対象資格の追加などにより、利用の促進を図りました。

【促進給付金支給実績】

平成30年度：131,075千円（120人）
令和元年度：164,063千円（132人）
令和2年度：139,335千円（108人）
令和3年度：197,520千円（192人）
令和4年度：251,112千円（234人）

③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再掲）

④ 就業サポートセンター事業

求職者の早期就労実現のため、資格取得や職場実習を通じた就職の支援を推進しました。

【修了支援給付金】

平成30年度：1,450千円（32人）
令和元年度：1,325千円（29人）
令和2年度：2,050千円（50人）
令和3年度：1,925千円（42人）
令和4年度：3,725千円（84人）

【スキルアップ講座参加者数】

平成30年度：178人
令和元年度：163人
令和2年度：202人
令和3年度：111人
令和4年度：158人

【職場体験実施日数】

平成30年度：254日
令和元年度：202日
令和2年度：121日
令和3年度：52日
令和4年度：141日

基本施策3 女性のための就業支援の推進

| 母子、寡婦 |

施策の概要及び実施状況

実績

① 女性の再就職への支援

（女性の多様な働き方支援窓口運営事業）

働くことに対して漠然とした悩みを持つ女性に対して就労や保育などの様々な面における不安解消をサポートし、個々の希望に合った働き方を実現できるよう、一人ひとりの状況に応じた相談支援を実施しました。

また、就業サポートセンターにおいて、女性を含む求職者の再就職に向けた知識習得のためのセミナーや、個々の状況に応じた相談を実施しました。

【就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合】

平成30年度：32.0%
令和元年度：61.3%
令和2年度：46.7%
令和3年度：50.3%
令和4年度：72.5%

【スキルアップ講座参加者数（再掲）】

平成30年度：178人
令和元年度：163人
令和2年度：202人
令和3年度：111人
令和4年度：158人

② 女性の活躍サポートの推進

女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行いました。

【セミナー等開催回数（参加者数）】

平成30年度：9回（412人）
令和元年度：6回（496人）
令和2年度：3回（49人）
令和3年度：7回（109人）
令和4年度：7回（112人）

③ 女性起業家の育成事業

起業を目指す女性が情報交換等を行うことができるコワーキングスペースの運営や、託児付き起業セミナーを開催するほか、他の関係機関等との連携により経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施しました。

【女性向けコワーキングスペース利用延べ人数】

平成30年度：1,697人
令和元年度：1,604人
令和2年度：1,207人
令和3年度：1,191人
令和4年度：1,156人

【起業セミナー開催回数（参加者数）】

平成30年度：2回（23人）
令和元年度：2回（58人）
令和2年度：7回（102人）
令和3年度：5回（92人）
令和4年度：3回（58人）

【相談会開催回数（参加者数）】

平成30年度：2回（23人）
令和元年度：2回（28人）
令和2年度：-
令和3年度：4回（12人）
令和4年度：-

④ 女性社員が活躍しつづけるための支援事業

産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないように、キャリアプランを立てるための支援事業を実施しました。

【ワーキング・マタニティスクール開催実績】

平成30年度：全6回（延べ参加者数318人）
令和元年度：全5回（延べ参加者数253人）
令和2年度：全3回（延べ参加者数99人）
令和3年度：全3回（延べ参加者数95人）
令和4年度：全6回（延べ参加者数438人）

⑤ 働くことへの不安解消への支援

働くことに対して漠然とした悩みを持つ女性に対して就労や保育などの様々な面における不安解消をサポートし、個々の希望に合った働き方を実現できるよう、一人ひとりの状況に応じた相談支援を行う「ここシェルジュ SAPPORO」を平成30年度に開設しました。

【「ここシェルジュ SAPPORO」相談件数】

平成30年度：323件
令和元年度：470件
令和2年度：931件
令和3年度：1,421件
令和4年度：1,887件

【就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合（再掲）】

平成30年度：32.0%
令和元年度：61.3%
令和2年度：46.7%
令和3年度：50.3%
令和4年度：72.5%

基本施策4 働きやすい環境づくりの推進

| 母子、父子、寡婦 |

- ① 保育所の優先入所（再掲）
- ② 保育サービスの充実（再掲）
- ③ ファミリー・サポート・センター事業（再掲）
- ④ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）（再掲）
- ⑤ ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）

⑥ ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度（再掲）

⑦ 放課後の居場所づくりの推進（再掲）

基本目標 3 養育費の確保及び適切な面会交流の推進

基本施策 1 養育費及び面会交流に関する相談体制の強化

母子、父子、寡婦

施策の概要及び実施状況

実績

① 母子・婦人相談員による養育費及び面会交流の相談

ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健やかな成長を図るため、養育費や面会交流の相談や専門機関への橋渡し等を行いました。また、養育費相談支援センター等の研修に参加することで、知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めました。

【養育費・面会交流に係る相談件数】

平成 30 年度：276 件
令和元年度：275 件
令和 2 年度：284 件
令和 3 年度：539 件
令和 4 年度：571 件

② ひとり親家庭支援センターによる養育費及び面会交流の相談

生活一般に関する相談のほか、弁護士による特別相談により、養育費や面会交流に関する相談を実施しました。また、弁護士等による研修を実施することで、制度への知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めました。

【養育費・面会交流に係る相談件数】

平成 30 年度：一般相談 162 件、特別相談 67 件
令和元年度：一般相談 200 件、特別相談 73 件
令和 2 年度：一般相談 191 件、特別相談 88 件
令和 3 年度：一般相談 178 件、特別相談 88 件
令和 4 年度：一般相談 170 件、特別相談 78 件

基本施策 2 養育費及び面会交流に関する広報・啓発活動の推進

母子、父子、寡婦

施策の概要及び実施状況

実績

① 養育費・面会交流に関する広報・啓発の推進

専門機関や母子・父子福祉団体、関係部局等と連携しながら、ホームページやパンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進しました。また、離婚届を受取りに来た方にパンフレットを交付することで、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めました。

【養育費確保支援事業に関するチラシの配布】

令和 3 年度：配布数 1530 部
令和 4 年度：配布数 1530 部

基本目標 4 経済的支援の推進

基本施策 1 給付型支援の実施

母子、父子、寡婦

施策の概要及び実施状況

実績

① 児童手当（再掲）

② 児童扶養手当（再掲）

- ③ 自立支援教育訓練給付金事業（再掲）
- ④ 高等職業訓練促進給付金事業（再掲）
- ⑤ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再掲）

⑥ 災害遺児手当及び入学等支度資金

災害による遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、災害による遺児を扶養している保護者に対し、災害遺児手当及び入学等支度資金を支給しました。

【災害遺児手当受給者数】

平成30年度：68人（児童数97人）
 令和元年度：65人（児童数95人）
 令和2年度：69人（児童数100人）
 令和3年度：78人（児童数94人）
 令和4年度：64人（児童数90人）

- ⑦ 就学援助（再掲）
- ⑧ 札幌市奨学金（再掲）
- ⑨ 札幌市特別奨学金（再掲）

基本施策2 経済的負担の軽減

| 母子、父子、寡婦 |

施策の概要及び実施状況

実績

① 保育料の負担軽減措置

最も保育料の高い3歳未満児童を対象として、第3子に加え、第2子についても保育料を無料化することで、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、ひとり親家庭の保育料の負担を軽減しました。

② ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の保健の向上や福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の母親又は父親及びその子に係る医療費の一部を助成しました（子は入院及び通院、親は入院のみ対象）。

【助成実績】

平成30年度：266,466件（624,268千円）
 令和元年度：262,497件（588,427千円）
 令和2年度：216,605件（518,055千円）
 令和3年度：226,994件（556,792千円）
 令和4年度：232,836件（548,693千円）

③ JR通勤定期の特別割引制度

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、JR通勤定期の料金が割引となる特定者用定期乗車券購入証明書を発行しました。

基本施策3 貸付金による支援の推進

| 母子、父子、寡婦 |

施策の概要及び実施状況

実績

① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付けを行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行いました。

【母子福祉資金貸付実績】

平成30年度：65件（43,871千円）
 令和元年度：50件（30,741千円）
 令和2年度：43件（16,205千円）
 令和3年度：43件（18,058千円）
 令和4年度：48件（20,360千円）

【父子福祉資金貸付実績】

平成30年度：3件（1,782千円）
 令和元年度：1件（972千円）
 令和2年度：4件（2,486千円）
 令和3年度：1件（228千円）
 令和4年度：5件（2,657千円）

【寡婦福祉資金貸付実績】

平成30年度：4件（2,397千円）
 令和元年度：4件（2,721千円）
 令和2年度：8件（3,569千円）
 令和3年度：4件（2,592千円）
 令和4年度：5件（4,034千円）

② ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行いました。

また、令和3年度より、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親を対象とした家賃相当の貸付けを行いました。

【促進資金貸付件数】

平成30年度：34件
 令和元年度：30件
 令和2年度：29件
 令和3年度：42件
 令和4年度：38件

【住宅貸付件数】

令和3年度：2件
 令和4年度：28件

基本目標5 利用者目線に立った広報の展開

基本施策1 利用者目線に立った広報の展開

母子、父子、寡婦**施策の概要及び実施状況****実績****① 必要な支援につなげるためのパンフレット等の作成**

利用者の利便性に配慮し、各種支援制度や手続などの情報が必要とときに得られるよう、利用者の目的に合った広報に取り組みました。具体的には、「ひとり親家庭になっただばかりの方」を対象にしたガイドブックを作成し、離婚届の提出窓口やひとり親相談窓口に配架し、制度利用の促進を図りました。

【「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」発行部数】

平成30年度：8,000部
 令和元年度：7,000部
 令和2年度：30,000部（児扶手現況届に同封）
 令和3年度：10,000部
 令和4年度：10,000部

② 必要とされる情報を確実に届ける広報の展開

各種支援制度の認知度の向上のため、情報と接する機会の少ない方にも必要としている情報を確実に届けられるよう、幅広い広報に取り組みました。具体的には、児童扶養手当の現況届の際に対象となる全世帯に制度案内を送付することなどを行いました。

【児童扶養手当現況届同封チラシの発行部数】

平成30年度：25,000部
 令和元年度：25,000部
 令和2年度：なし（①のガイドブックを同封）
 令和3年度：23,000部
 令和4年度：21,500部

③ 関係機関との情報連携の推進

北海道労働局やハローワーク等、ひとり親家庭等の支援に関係する機関・団体等との情報連携を行いました。

④ 子どもと関わる関係者への啓発等を通じた理解の促進

日頃から子どもと接する関係職員などへの研修や、地域や支援機関への啓発などを通じて、子どもの貧困への理解を深め、困難を抱えている世帯を把握し必要な支援に結びつけるための体制の推進に向けて取り組みました。

【地域住民や学校関係者等に対する出前講座・研修】

平成30年度：16回

令和元年度：9回

令和2年度：4回（資料配布2回、動画配信2回）

令和3年度：動画配信3回

令和4年度：5回（うち動画配信2回）

※ 令和2年度より新型コロナウイルス感染症対策により動画配信形式等を交えて実施

※ このほか、子どもの貧困についての関心や理解を深めるためのシンポジウムを令和元年9月に開催

⑤ 子育て情報サイト及びアプリ

全ての子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、子育て情報に特化したウェブサイト及びスマートフォンアプリにて、子育て情報を提供しました。

【子育て情報サイトの年間閲覧回数】

平成30年度：2,695,886回

令和元年度：3,059,076回

令和2年度：3,707,614回

令和3年度：4,197,096回

令和4年度：4,409,626回

⑥ こそだてインフォメーション（旧：子育て情報室）（再掲）

札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性

1 趣旨

(1) 母子生活支援施設の在り方検討について

ア 法の位置づけ

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援」するための児童福祉施設として児童福祉法第38条に規定されたもので、日々入所母子家庭に対して自立に向けた様々な支援を行っている。

札幌市では、これまで、経済的な困窮や心身の不調等で困難を抱える母親と子どもと一緒に受け入れ、自立のために必要な支援を行ってきており、現在札幌市内には公設1施設、民設4施設の計5施設がこうした役割を担っている。なお最近では平成30年（2018年）に1施設休止（その後令和3年（2021年）に廃止）しており、現在の体制となっている。

イ 施設に関する最近の状況

建物の状況に関しては、平成30年（2018年）に1施設が改築されており、さらに令和4年（2022年）にも1施設が改築に着手している（令和5年（2023年）10月完成）一方で、建物の老朽化が進んでいる施設もあり、今後も施設の更新等が必要な状況である。

施設の利用状況については、生活スタイルの変化や施設環境（建物の古さ・設備・立地など）がなじまないこと、昨今ひとり親家庭支援施策が拡充されていることなどから、入所者数は減少傾向となっている。

また、公設施設である「札幌市しらぎく荘」については、建物設備の老朽化等の影響により、近年新規入所者もないことなどから、令和5年度（2023年度）をもって休止することとしている。

ウ 検討の目的

今回の母子生活支援施設の在り方を検討するに先立ち、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会で、「今後の施設整備においては単に既存の機能を置き換えるのではなく、子ども家庭福祉を取り巻く環境の変化を踏まえて札幌市としての目指すべき姿を検討すべき」とのご意見を頂いている。

母子家庭支援において、母子生活支援施設の母と子を一体として支援できるという特性を生かし、様々な困難を抱える母子家庭に対して必要な支援を行っていくためには、施設を取り巻く課題を整理し、今後の札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性を定め、これを踏まえた取組を推進していく必要がある。

また、必要な支援を継続的に提供するためには、その前提として各施設の運営が安定していることも重要である。多様化するニーズへの対応と運営の安定化及び施設の老朽化対応を並行して進め、札幌市における適切な規模のもとの持続可能な支援体制の構築を目的として、今後の在り方の検討を行うものである。

2 母子生活支援施設の現状

(1) 施設概要

市内5施設の設備概要等は以下のとおりである。なお最近の状況として、令和2年度(2021年度)に1施設廃止をしており、また、令和4年度(2022年度)からは1施設の改築に着手している。なお、札幌市しらぎく荘については令和5年度(2023年度)をもって休止することとしている。

施設名	札幌市しらぎく荘	札幌あいりん荘	すずらん	伏見寮	もいわ荘
設置類型	公設公営 (業務委託)	民設民営	民設民営	民設民営	民設民営
設置主体	札幌市 【業務委託先】 (公社)札幌市 母子寡婦福祉連 合会	社福)札幌愛隣 館	社福)北海道社 会事業協会	社福)札幌福祉 事業会	社福)札幌もい わ会
築年月	昭和49年4月	平成30年5月	昭和57年1月	昭和63年9月	昭和54年9月
定員※1	20世帯 (暫定9)	20世帯	20世帯 (暫定19)	20世帯 (暫定16)	20世帯
入所世帯 数※2	5世帯	20世帯	16世帯	13世帯	13世帯
建物の構 造	鉄筋コンクリー ト造4階建(う ち3・4階部分)	鉄筋コンクリー ト造3階建	鉄筋コンクリー ト造3階建	鉄骨造2階建	鉄筋コンクリー ト造3階建
間取り	6×4.5畳 流し付 風呂・トイレ共 同	6×5畳 流し、ガスコン ロ付 風呂・トイレ付	6×6×4.5畳 流し付、ベラン ダ有 風呂・トイレ付	7×4.5×4.5畳 流し付、ベラン ダ有 風呂・トイレ付	6×4.5×3畳 流し付、ベラン ダ有 風呂・トイレ付
家電等の 設備	共用洗濯機有	ガスコンロ付、 共用洗濯機有	各入居者が用意	各入居者が用意	共用洗濯機有
心理相談	-	-	○	-	-
工事等					令和4年度から 改築に着手

※1 暫定定員は令和5年度(2023年度)のもの。

※2 入所世帯数は令和5年(2023年)6月末時点。

(2) 母子生活支援施設への入所

母子生活支援施設への入所については、各区区役所保健センター(保健福祉部健康・子ども課)が相談窓口となっている。同課には母子・婦人相談員が配置されており、相談者の状況を聞き取り、施設での支援が必要と考えられる相談者に対して施設への入所を含めた助言等を行っている。相談者から入所の意向が示された際には、生活状況等の聞き取りを行う。また、相談者本人に施設見学をしてもらうなど、入所後に認識のずれが生じないように努めている。

(3) 施設の機能

ア 職員配置

母子生活支援施設には「札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）」に規定される職員が配置されている。それぞれの主な業務内容は次のとおりである。

職種	配置員数	仕事内容
施設長 【必置】	1人	各業務に関して統括的に責任を負い、施設運営や業務の効率化と改善に向けた取組を行う。
母子支援員 【必置】	3人	生活課題や心理的課題に対して、生活を共にする視点から、母親と子どもの生活の場に身を置き、その立場に立った支援を行う。
嘱託医 【必置】	1人	入居者の健康診断等を行う。
少年指導員 【必置】 兼事務員	2人	【少年指導員】子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行う。 【事務員】書類作成や備品管理を行う。
心理療法担当 職員	2人まで	心的外傷等により心理療法を必要とする母子に、カウンセリング等の心理療法を行う。安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図る。（現在すすらんにのみ配置）
個別対応職員	1人	虐待を受けた児童や保護者への援助等を行う。
保育士	1人	保育所に入所できない子どもの保育や早朝・夜間・休日等の保育、子どもの病気・けが等の際の保育、母親が体調の悪いときの保育等、ニーズに応じた様々な施設内での保育支援を行う。

※配置基準は「令和5年度（暫定）札幌市母子生活支援施設措置費等支弁基準」によるもので、定員20世帯の場合の配置員数

※職種で【必置】とされているもの以外は、入所者に該当する支援が必要な場合に配置

イ 施設における主な業務

母子生活支援施設では課題を抱えた母親と子の自立に向けた様々な支援を行っている。

【主な支援内容】

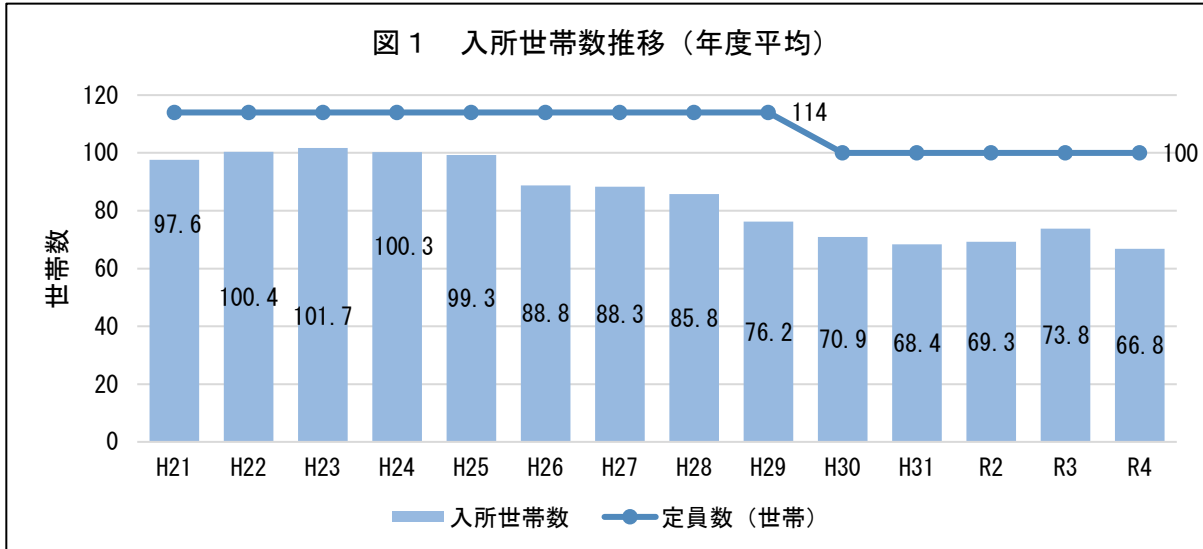
- 養育・生活相談、就労相談
- 生活支援
- 自立支援計画の作成（年2回の作成。その他随時面談）
- 施設内学童保育、病児保育
- 学習支援
- 心理療法担当職員による面談（1施設）

こうした日常的な支援の他に、夏祭りやクリスマス会など各種行事の開催や、施設合同でのスキー遠足などの行事も開催している。

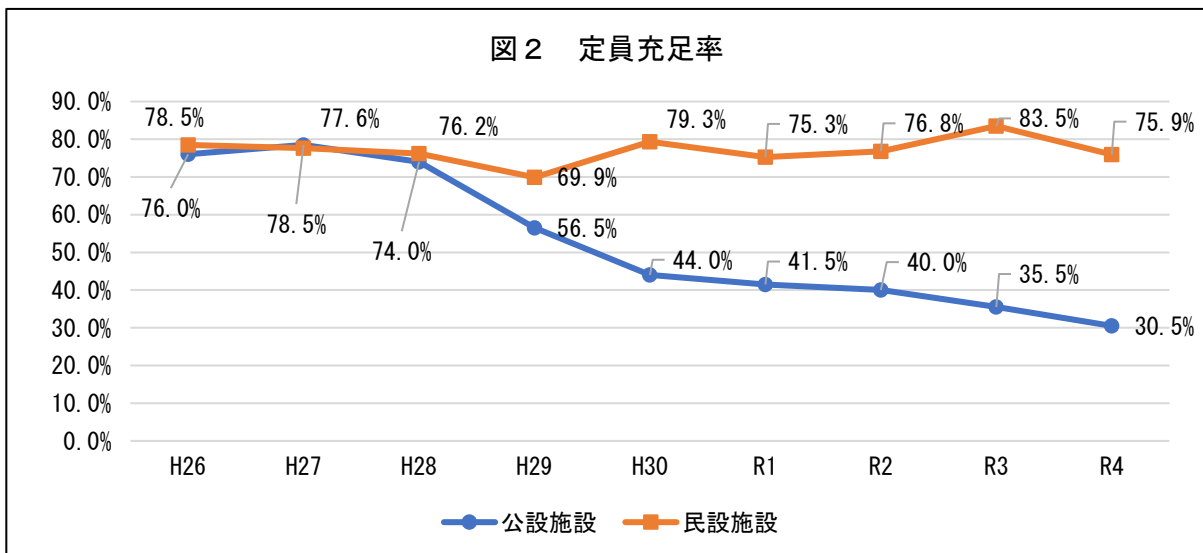
(4) 入所世帯の推移等

ア 入所世帯の推移

近年の入所世帯数は減少傾向となっている。これは、少子化等に伴う母子家庭数の減少のほか、生活様式の多様化により共同生活を伴う施設での生活が選ばれないケースがあること、母子家庭に対する他の支援施策が近年拡充していることなどが要因として考えられる。



※平成30年（2018年）は、1施設の改築により定員数が14→20世帯に増加したが、20世帯定員の1施設が休止したことにより総定員数は114→100に減少



※定員充足率は定員数（世帯）に対する利用者数（世帯）の割合で、図2は各年度における平均値

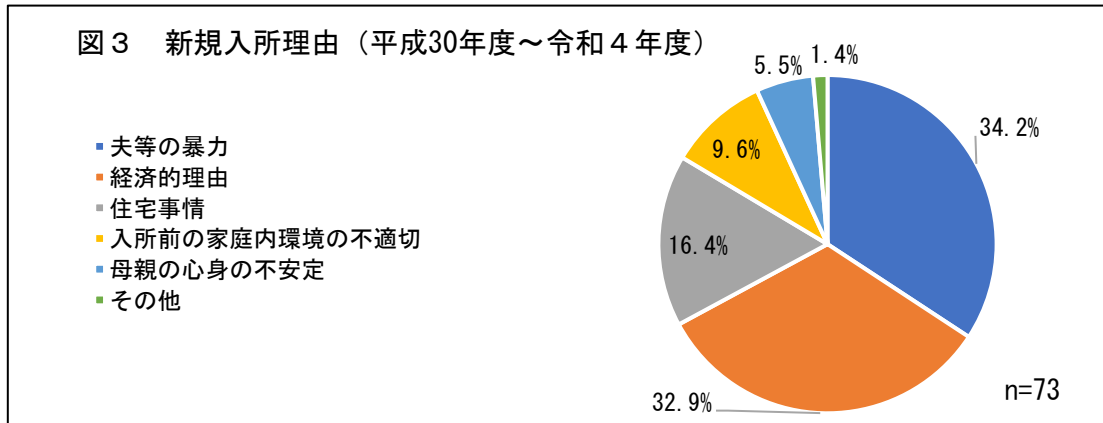
※公設施設は札幌市しらぎく荘の定員充足率

※民設施設はもいわ荘、すずらん、伏見寮、札幌あいりん荘及び平成30年（2018年）に休止した厚生会母子ホームの5施設における定員充足率の平均

※あいりん荘は平成30年（2018年）の改築により定員数が14世帯から20世帯に増加

イ 新規入所者の入所理由（主なもの1つ）

平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）における入所73世帯の入所理由を見ると、「夫等の暴力」が34.2%で最も高く、次いで「経済的理由」32.9%となっている。



ウ 退所理由（主なもの1つ）

平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）における退所者84世帯の退所理由を見ると、「経済的自立」が23.8%で最も高く、次いで「再婚・復縁・パートナーとの同居」16.7%、「施設環境に合わなかった」13.1%となっている。

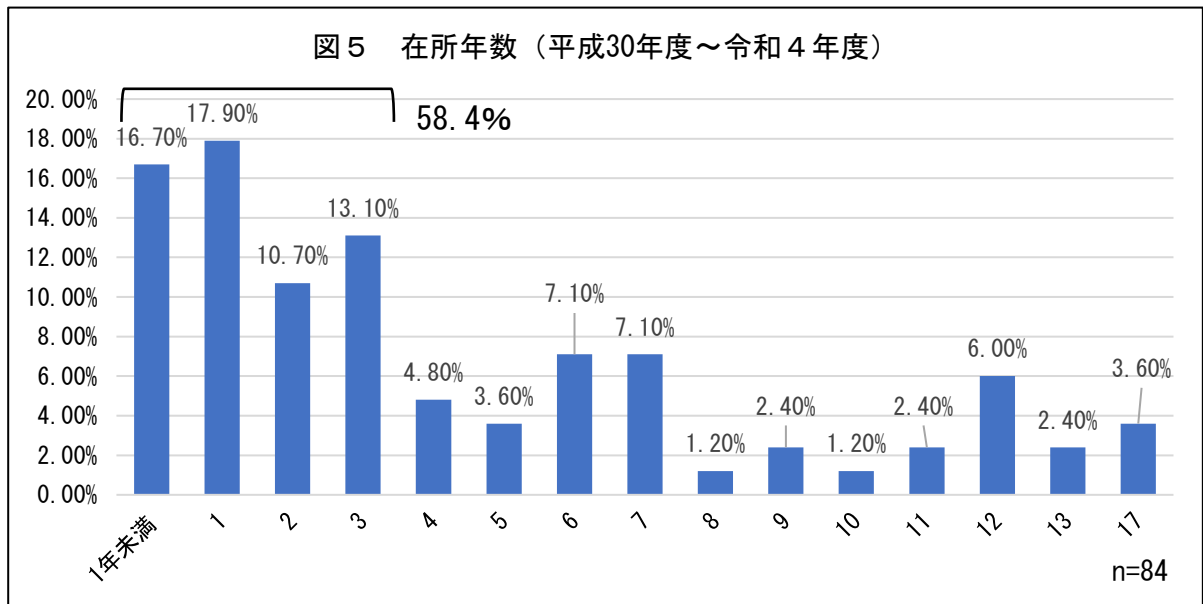
【図4 退所理由】

		総計	割合
退 所 理 由	経済的自立	20	23.8%
	再婚・復縁・パートナーと同居	14	16.7%
	施設環境に合わなかった	11	13.1%
	実家に居住	10	11.9%
	公営住宅へ入居	10	11.9%
	子が18歳	5	6.0%
	子の進学・進級	5	6.0%
	精神面の安定	3	3.6%
	母子分離	3	3.6%
	その他	3	3.6%
総計		84	100.0%

※退所理由が複数ある場合は、主なもの1つを集計

エ 在所年数

平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）の退所者84世帯の在所年数をみると、4年未満で退所した者が全体の58.4%となっている。



オ 入所に至らなかった理由（複数回答）

区の相談窓口で、母子生活支援施設に関する相談があったもののうち、結果として「入所を希望しなかったケース」58件における希望しない理由について、「子どもの転校に抵抗感がある」の件数がもっとも多い。

【図6 入所に至らなかった理由】

理由		件数
子どもの転校に抵抗感がある		20
集団生活に抵抗感がある		13
施設のルールに抵抗感がある		7
ペットが飼えない		2
不明		1
施設が古い		0
その他	希望する場所に施設がない	10
	住む場所は決まっている	7
	その他	9
合計		69

※令和5年（2023年）3月～8月に各区相談窓口での「母子生活支援施設」に関連する相談のうち、「入所希望なし」となったケースにおける希望しない理由を集計（複数回答あり）。

※「希望する場所に施設がない」の内容として、「職場や実家の近くを希望」がある。

※なお、期間中の施設に関する相談件数は104件で、うち「入所希望あり」が17件、「検討中」が28件、「入所希望なし」が58件、「不明」が1件となっている。

3 ひとり親家庭支援の状況

(1) 母子生活支援施設以外の支援（一例）

ひとり親家庭支援については近年拡充が進んでおり、養育費に関する取決めをする際に係る経費の一部を補助する「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」を令和3年度（2021年度）から開始しているほか、就職に有利な資格取得を支援する「高等職業訓練促進給付金」の利用条件の緩和などが行われている。

名称	事業等の概要
ひとり親家庭等日常生活支援事業	急な残業や疾病により一時的に生活援助が必要な場合、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じた場合等に、家庭生活支援員を派遣して家事等の支援を行う。
市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	市営住宅の募集時に、ひとり親、多子、大家族等の世帯の当選確率を一般世帯よりも高めて優遇する。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業	高齢者、低所得者等の住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅について、登録制度の運用及び情報提供を進める。
児童扶養手当	18歳になって最初の年度末が到達していない児童等を養育しているひとり親家庭の父母または養育者（祖父母など）に手当を支給する（所得制限・公的年金との併給制限有り）。
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、就業のための能力開発を目的として、一定の教育訓練講座を受ける場合に、受講費用の一部を支給する。
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得をするために養成機関を利用する場合に、その間の生活費を支給する。
ひとり親家庭等養育費確保支援事業	ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保に向けた手続（裁判外紛争解決手続（ADR）による養育費の取決めに向けた協議、公正証書作成等）に関する費用の補助を行う。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭または両親のいない家庭の20歳未満の児童と、その児童を扶養している母または父を対象に医療費の助成を行う。

(2) 札幌市におけるひとり親家庭の状況

令和4年度(2022年度)に実施した「札幌市ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」では、ひとり親家庭における生活状況、雇用状況等について調査を行った。調査結果からは、5年前の調査と比較して正規雇用されている割合が上昇しているなど雇用状況の好転が見られたものの、将来に不安を抱えている家庭の割合が高いなど、ひとり親家庭の厳しい生活が明らかになっている。

【令和4年度札幌市ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査(一部抜粋)】

調査対象世帯

札幌市内に居住するひとり親家庭等から無作為に抽出した3320世帯(うち母子家庭は2,500世帯)を対象に実施。母子家庭からは1,001人から回答あり。

①今後の生活に不安を感じる人の割合(母子家庭)

「今後の生活(家計や子育て等)に不安を感じているか」の質問に対して、「不安を感じている」・「どちらかといえば感じている」と答えた割合は89.2%と高い状況である。

「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
89.2%	5.0%	5.3%

②過去一か月のこころの状態(母子家庭)

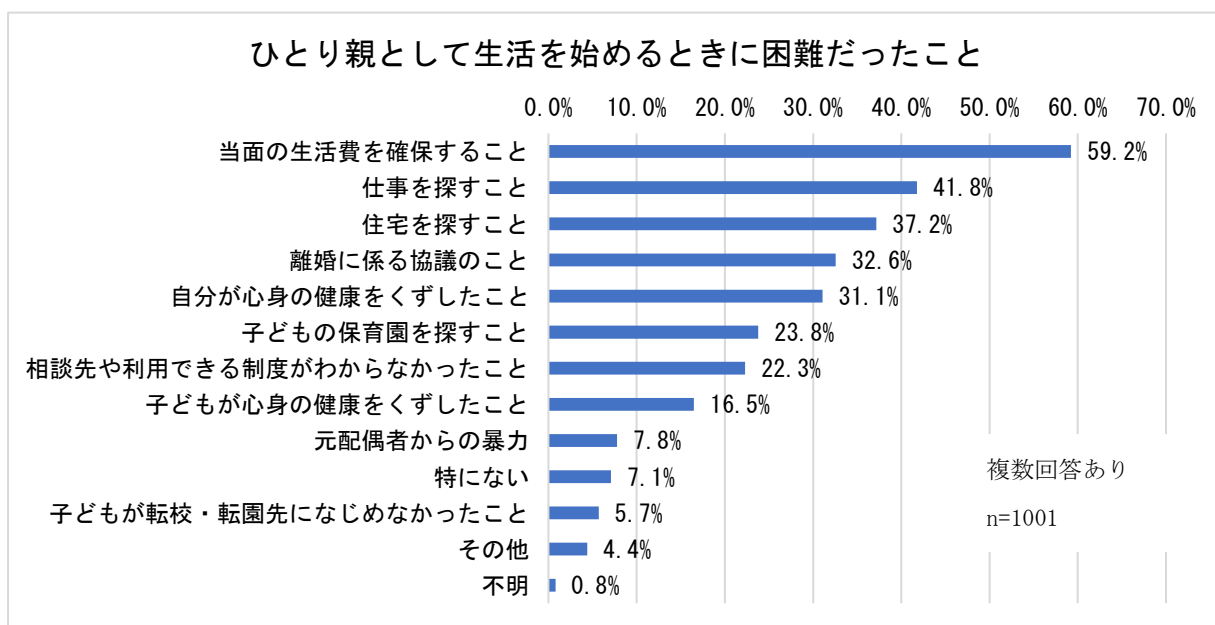
過去1か月間の心の状態を点数階級別(6つの質問について、5段階(0~4点)で点数化して合計したもの※)の結果について、2019年国民生活基礎調査の全体の結果と比較すると、母子家庭では精神的な問題が重い可能性があると考えられる点数が高い傾向にある。

	0~4点	5~9点	10~14点	15点以上	不明
母子家庭	34.8%	28.9%	20.5%	15.6%	0.3%
【参考】 国民生活基礎調査	68.3%	17.3%	7.1%	2.5%	4.8%

※「神経過敏に感じましたか」、「絶望的だと感じましたか」、「そわそわ、落ち着かなく感じましたか」、「気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」、「何をするのも骨折りだと感じましたか」、「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問に対して、「いつも」~「まったくない」で頻度を点数化

③ひとり親としての生活を始めるときに困難だったこと（母子家庭）

「ひとり親家庭での生活を始める前後で対応が難しかったこと、困ったこと」という質問に対して、「当面の生活費を確保すること」（59.2%）、「仕事を探すこと」（41.8%）に次いで、「住宅を探すこと」（37.2%）と答えた割合が高くなっている。



④母子生活支援施設の認知度（母子家庭）

母子生活支援施設の認知度について、半数以上の人々が「知らない」と回答している。

利用あり	利用はないが知っている	知らない
1.6%	37.2%	55.6%

※上記には「無回答」を含んでいないため、合計が100%にならない。

(3) 関係機関からのヒアリング

母子生活支援施設の今後の方向性を検討するにあたり、①区役所やひとり親家庭支援センター相談員、女性支援団体等の支援機関、②市内母子生活支援施設及び③妊娠相談実施団体から以下のとおりヒアリングを行った。

【①支援機関】

相談の結果入所に至らない場合、どんな理由があるか

- 子の転園・転校が伴うために断念。
- 本人が集団生活を望まない。
- 相談者の子が中学生、高校生で入所を拒む。
- 門限など、集団生活をするうえでのルールへの拒否感。
- コロナでますます集団生活は避けられる。生活するうえで安心できない。
- 施設・設備の古さ。

施設に求めること（相談員の視点から）

- プライベートの確保。
- 施設のセキュリティがしっかりしていること。
- 衛生環境（風呂やトイレ）が整っていること。
- 家電が最初からそろっているなど、入居時の経済的な負担が少ないこと。
- 住んでいる地域にあること。
- 就職を考えている人には交通の便の良さは重要。
- 子どもの転校・転園が伴わないところ。
- 病児保育も含め子供の保育等が充実していること。
- 手厚い相談体制など、母に対するケアが充実していること。
- 妊娠中の受け入れ。特定妊婦は支援制度の狭間的な存在であるため施設での支援は必要ではないか。
- 若年女子の中にも特定妊婦はいる。実家ではなく特定の男性宅に身を寄せていて、追い出されるケースもあり、こういった人に対しては母子生活支援施設で支援できるとよい。産む前から支援することが重要ではないか。
- 門限がないこと（夜の仕事をしている人もいる）。
- DV 被害者対応として、すぐに入ることができる施設。
- DV 支援について、メンタルへのケアは100%必要。
- 事前に施設で対応可能な支援を明らかにしておく必要あり。
- ワンストップ支援（就労、貧困、自立、精神科受診、産婦人科受診同行支援）。
- 入所規則の緩和（外出制限など）。規則が嫌で入所を拒む方が多い。相談者が抱える問題の深刻度によって利用できる場所が変わる仕組みがあってもよい。
- 入所者と長く関わることで信頼関係を築き、また、施設には関係機関と連携して必要とする支援につなげるための基盤となってほしい。

【②母子生活支援施設】

施設における課題

- 様々な困難を抱えた入所者への支援をどのように行っていくか。経済的問題、子育ての問題、心身の問題などの複数の困難を抱えた母子への支援が求められる。これまでの経験が通用しないケースもある。
- 入所者が求める支援内容と施設側が提供可能な支援との間にギャップが存在している。入所してからこんなはずではなかったと言われる場合がある。
- 施設職員の定着とスキルアップ。
- OJTや各種研修への参加は行っているが、人材育成に関する方針については未整備。

施設として今後取り組みたいこと

- 特定妊婦支援、24時間対応、心理療法担当職員の配置等、新たな機能強化の検討。
- DV被害者支援に関するこれまでの取り組みの充実。
- 機能強化とあわせたハード面での整備。

【③妊娠相談実施団体】

入所型支援について

- 札幌市内には入所型の支援を行っている場所がほとんどないため、そうした施設の整備が必要ではないか。
- 一時的な居場所だけでもあった方がよい。一時的な居場所があれば第三者の係わりの中で本人も気持ちを落ち着けることができる。
- 相談者は経済的な問題を抱えている人が多いので、本人負担がない施設があったらよい。
- 特定妊婦の中には、出産を機に職を失った人もいる。生活の支援だけでなく、就労支援もあわせて行えるとよい。
- メンタル不調を訴える方は多いと思う。以前と比べて精神科受診のハードルが下がったことも要因だと思うが、精神面でのフォローが必要な人は多い。

(4) 政令市における支援機能の状況

令和4年（2022年）9月に政令市19都市に母子生活支援施設で導入している「機能」について照会を行った。令和元年度調査と比べ定員世帯数は減少しているものの、24時間体制としている施設が増加しているほか、新たに産前・産後母子支援事業※による妊婦の受入を行っている施設が2施設あるなど、支援機能の強化が図られている。

【図7 政令市における設置状況】

項目	令和元年	令和4年	備考
施設数	54 施設	55 施設	1都市で小規模施設（定員5～10世帯）を設置したため1増となっているが、全体の定員数は減少
定員世帯数	1,373 世帯	1,340 世帯	
24時間体制	24 施設	30 施設	1施設導入をやめている一方で（1施設）、7施設で新たに導入されるなどし、全体としては増加
ショートステイ	12 施設	13 施設	
トワイライトステイ	5 施設	9 施設	
心理療法担当職員を配置	-	39 施設	R4年のみ調査。うち24施設では常勤の職員が配置。札幌では1施設で非常勤職員を配置
産前・産後母子支援事業による妊婦の受入	0 施設	2 施設	
各都市独自の妊婦受入事業	-	5 都市	R4年のみ調査。このほか、一時保護事業で妊婦も受け入れ可としている都市あり。

※産前・産後母子支援事業

国の「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に規定される事業で、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦などの「特定妊婦」への支援の強化に向けて、産科医療機関や母子生活支援施設等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供することを目的とした事業。

4 母子生活支援施設の目指すべき方向性

札幌市における支援が必要な母子家庭等の状況や各母子生活支援施設の状況及び令和5年度に発足したこども家庭庁におけるひとり親家庭支援の方向性を踏まえ、今後の課題及び目指すべき方向性を以下の通り整理する。

(1) 主な課題

①多様化するニーズへの対応

- 経済的な困窮や、心身の不調、DV被害など、各家庭が抱える様々な困難さへの支援が必要である一方で、プライベートの重視、集団生活への拒否感など、施設入所を望まない母子家庭もあり、施設の入所者は全体としては減少傾向にある。
- ひとり親家庭支援施策については、自立支援給付金事業をはじめ近年拡充傾向であり、利用できる支援の選択の幅は広がっている。
- こども家庭庁による「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」(令和5年9月29日こども家庭審議会)では、ひとり親家庭支援として「ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む」と整理されており、各家庭の個別事情に応じた支援を行うことができる母子生活支援施設は引き続き重要。
- インターネット等で「母子生活支援施設」に関する情報が入手できる状況ではあるが、実際に市内各施設が提供できる支援内容と、利用者が当初期待していた支援の内容とが合わない場合があり、結果として環境が合わず退所となっている場合がある。施設の支援内容を利用者が事前に理解できるような手法を検討する必要がある。
- 令和4年(2022年)に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」※に関する対応など、他法令等の検討状況も踏まえつつ、母子生活支援施設と区役所やひとり親家庭支援センター等他の支援機関との連携の更なる強化が必要である。

※「女性の福祉」、「人権の尊重や養護」、「男女平等」といった視点を明確に規定し、これまでの売春防止法から脱却し、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務について定めた法律。令和6年(2024年)4月1日施行。

②施設の機能強化

- 平成30年(2018年)、令和5年(2023年)とこれまで施設の改築を進めてきたが、引き続き老朽化が進む施設に対する対応を検討していく必要がある。
- また、老朽化対応を検討するにあたっては、これまで札幌市では実施していない初妊婦支援や、職員による24時間対応などの機能強化の方向性についてもあわせて検討を行う。なおその際には施設設備と運営体制の両面での検討が必要である。
- 既存の機能についての強化(DV支援の強化など)についても検討する。
- さらに、こうした機能強化を図るにあたっては、それを支える職員の存在が不可欠である。多岐にわたる支援を担う人材の確保・育成が必要である。

③持続可能な施設運営

- 民間4施設の運営の安定化を図るためには施設の機能強化を踏まえ、今後の札幌市における利用状況に応じた適正規模について検討が必要である。
- 機能強化や施設の改築等を行う際には、国の補助事業等を活用して取り組んでいく必要がある。
- 各施設には、設備や地理的条件に違いがあることを踏まえ、各施設の状況に応じた支援体制の構築を図っていく。

(2) 今後の方向性

①事業の認知度向上

母子一体で支援を受けることができる施設の特長等を様々な困難を抱える母子家庭に効果的に周知するとともに、関係機関に対しても施設の特長を理解してもらう取組を行い、各機関の更なる連携強化を図っていく。

②機能強化を見据えた施設・設備更新

築年数が古くなっている施設の改築等の施設・設備更新や、妊婦支援や職員による24時間対応などの新たな機能について、各施設がそれぞれの状況を踏まえながら機能強化について検討を行っていく。

③支援を支える人材の確保・育成

支援を担う施設職員の確保・育成を行う。キャリアパスの仕組みの検討など、職員の専門性を高める取組を検討する。

④持続可能な運営の確保

札幌市しらぎく荘休止後の札幌市全体における規模（定員数）については、機能強化に伴う利用希望の変化を注視しながら、札幌市における適正な規模を確保し、また、各施設における運営の安定化を目指していく。

5 支援体制の構築に向けた取組

札幌市では、まちづくりの基本的な指針として、令和4年度に「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定している。その中で、まちづくりの基本目標の一つとして「安心して子どもを産み育てることができる、子育てに優しいまち」を掲げており、社会全体が、妊娠期を含めて子どもと子育てを支えていくこととしている。

母子生活支援施設が母子家庭の自立を支援する拠点の一つとして、「子育てに優しいまち」の実現に寄与していくためには、施設の安定的かつ持続的な支援体制の構築が不可欠である。このために、施設のソフト面・ハード面それぞれにおいて支援の充実に向けて取り組んでいく。

検討を進めるにあたっては、各母子生活支援施設の運営体制や外部環境を踏まえながら進めるものとし、各施設の特長を生かした整備について検討していく。

①ソフト事業に関する取組

- 区役所等に来庁した相談者に対して各母子生活支援施設概要をわかりやすく紹介するとともに、関係機関の職員に対しても施設の役割や機能等についての理解を深めることで、一層の連携の強化を図る。
- 母子生活支援施設職員への研修等の実施について、これまで実施している研修を継続するとともに、職員の経験に応じたそれぞれの専門性を向上させるための取組について検討する。
- 「自立支援担当職員」※や「心理療法担当職員」、「夜間の宿直職員」など国で配置が認められている職員を配置し入所家庭に対する支援強化について検討を行う。

※施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員で、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者等の資格要件がある。

- 母子生活支援施設が持つ設備や機能を活用し、出産前後において困難を抱える妊婦への支援の実施に向けた検討を行う。実施に当たっては、妊娠相談実施団体等との連携をこれまで以上に密に行い、各機関の特長が十分に発揮できる支援体制について検討していく。

②ハード事業に関する取組

- 「第2次まちづくり戦略ビジョン」の中期実施計画である「アクションプラン 2023」（計画期間令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））において、老朽化が進む施設の改築について検討を行うこととし、また、上記各種ソフト事業における機能強化を実施するうえで必要な設備等の改修を推進していく。
- 令和5年度をもって休止することとしている札幌市しらぎく荘について、施設設備の状況等を鑑みると現在の施設で今後も支援を継続することは困難であることから、休止後については廃止に向けた検討を進めることとする。

③取組の実施時期

「アクションプラン 2023」の計画期間（令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027））

6 資料 母子生活支援施設の在り方検討に係るヒアリングの実施【結果報告】

(1) ヒアリングの目的

現在の母子家庭からの相談内容や対応状況、また、母子生活支援施設に関連する相談内容等について実際に寄せられている内容を把握し、母子家庭支援におけるニーズ等を明らかにする。

(2) 対象と実施方法

ア 対象

①市内の母子生活支援施設、②各区の母子・婦人相談員（母子生活支援施設所在区）、③ひとり親家庭支援センター、④区の保健師、⑤女性等支援団体（DV被害者支援団体、妊娠相談実施団体）

イ 実施方法

対面による直接聞き取り

ウ 実施時期

令和4年6月から実施。

(3) ヒアリング項目

ヒアリング内容は対象ごとに多少異なるが、主に以下の点について確認を行った。

○相談の内容について（どんな問題を抱えているか）

○数年の変化

○支援が難しいと感じる場面

○支援を行う際の連携先

○母子生活支援施設への入所時に求めること

○入所に至らなかったケース

○必要とされる機能

(4) ヒアリング内容（まとめ）

質問	回答概要
相談の内容について（どんな問題を抱えているか）	【DV相談】 ○住基の支援措置の依頼 ○シェルターの利用について。退所後の対応が課題。 ○離婚後の住居が定まらない。 ○DVにより、今住んでいる場所から離れるべきなのに、経済的理由から離れることができないケースがある。 【未婚妊婦】 ○母子手帳交付の際に、母子保健担当から引き継がれてくるケースが多い。 ○すすきののある中央区にリスクのある妊婦が多く、精神不安やDVなどの問題を抱えている人も多い。 ○キャバクラ等の社宅を退居せざるを得なくなり、定まった居所がない妊婦がおり、手当などの支援につなげることが難しいケースがある。

	<p>○男女の問題に関する相談も多く、未婚の妊娠に関する相談も多い。</p> <p>【経済的問題】</p> <p>○（福祉資金貸付）貸付に関する相談があった場合には、今は社協の貸付を案内することが多い。生活資金が不足している人は慢性的に資金がない。</p> <p>○経済的不安から精神不安につながるケースが多い。</p> <p>○相談に来る人は非正規雇用の人が多い印象。子育てのために仕事をセーブしており、収入が減ってしまう。実家を頼ったり近隣で子どもを預けたりすることができていない。</p> <p>○妊娠相談で経済的な問題に関する相談が多い。夫が働けない、パートナーが認知をしてくれず、自分も仕事をやめなければならず生活が成り立たなくなったなどの相談がある。</p> <p>○特定妊婦の中には、出産を機に職を失った人もいる。生活の支援だけでなく、就労支援もあわせて行えるとよい。</p> <p>【精神的問題】</p> <p>○件数が増えている印象。</p> <p>○ひとり親になり本人が子育ての大変さでメンタルが弱ってしまっている。</p> <p>○妊娠相談においてメンタル不調を訴える方は多いと思う。精神面でのフォローが必要な人は多い。</p> <p>【離婚相談】</p> <p>○保健師からつながってくることも多い。相談者の年齢は幅広い。</p> <p>○相談者は離婚後に住む家がない場合が多い。専業主婦の相談者の年齢は40～50代が多い印象。</p> <p>【子育ての問題】</p> <p>○子どもの発達、子育て、親子関係の問題に関する相談が多い。小学生以上の引きこもりの相談もある。</p> <p>【その他】</p> <p>○若い人の相談は区により状況が異なる（区によってはあまり件数がない）。</p> <p>○複数の問題を抱えている家庭が多い。相談者の母親が持つバックグラウンドを聞くと、相談者の母親が問題を抱えているケースも多い。</p> <p>○コミュニケーションをとることが苦手な人が増えている印象。</p> <p>○地方からの相談もくる場合がある。小さな町だと相談していることが他人にもわかってしまう恐れがある。</p>
<p>ここ数年の変化 （一部ここ数年の変化の カテゴリに該当しない回答も 含まれる）</p>	<p>【DV相談】</p> <p>○他都市からの避難に関する相談が多い。</p> <p>○コロナ禍で夫の目が気になって相談に来ることができないケースもある。夫がずっと家にいることでストレスになり、高齢者のDVも増えている。</p> <p>○コロナ禍によるDVや家庭内不和が多くなった印象。ステイホームの影響が見受けられる。</p> <p>【経済的問題】</p> <p>○最初から生活保護を希望する人が増えている印象。保護課への同行を求め</p>

	<p>られることもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナの影響で収入減った人が多く、金銭的支援の相談が増えた。そういった人の多くは社協の貸付は受けていて、もっとないと言われる。急に生活の質を変えるのは難しい。 ○コロナで先が見えないなか、仕事がなくなることなどに対する不安を抱えている人が増えた。経済的な不安を抱えている人が増えた印象。 ○経済的な相談で、家賃が大変という声。家賃支援に関する相談が多い。札幌連の貸付を紹介するが、貸付には結びつかない。 ○お金はもらえるものはしっかりもらいたいという考えが増えている。 ○コロナで収入が減り、経済的な困窮を訴える人が増えた。 ○経済的な困窮について、自営業、飲食店関係の人が多く。自営業者への貸付が多かった印象。 ○コロナの影響により養育費の支払いも滞っている。この場合に、裁判所に訴える手もあるがひとり親の場合は時間がなくそこまで手が回らない。 <p>【精神的問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ただ話を聞いてほしい人が多くなった。相談件数も増えているのでは。 ○コロナの影響で社会的に閉塞感が増しているためか、精神的に不安定な人が増えている印象。 <p>【離婚問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お金がないので離婚できない、(配偶者の暴力から)避難できない人がいる。また、避難したいが子どもの転園・転校が絡むと断る人もいる。 ○離婚相談の中で、虐待が判明することもある。 ○相談者自身が虐待がある環境で育っている場合、他の環境を知らず、自分の子にもしてしまう場合がある。 <p>【子育ての問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢女性からの相談も増えた。祖母が孫の面倒を見ていて、無理が生じてくるケースなど。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一方で、コロナや大きな災害の時には、自立する自信がないためか、逆に相談に来なくなる人もいる。 ○自分でネットで調べてから連絡をしてくる人が増えた。 ○コロナが直接の原因になってメンタル不調が増えているとは限らない。コロナによって問題が顕在化した側面もあるのではないか。 ○各人の抱える問題の深刻さが増している。そのため対応するスタッフの負担が増加している。
<p>支援が難しいと感じる場面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○何を提供しても相談者が拒む場合。シェルター入所を促すも、携帯電話の利用制限や禁煙、外出制限があると入所を拒むケースが多い。身の安全と携帯電話とどちらが大切かと説得しても理解が得られない。今の人は携帯がないと何もできない。 ○相談者は支援を必要していないが、とにかく話を聞いてほしいというケース。話が数時間になることもある。

- 本人が支援を必要としていないケース。本人は話を聞いてほしいだけの場合がある。ただ、他人から見るとDVの疑いがある。本人もつらいので来所・相談をしているはずだが、支援にまでは至らない。
- 相談員に病院への同行や年金事務所等への同行を求めるケースがある。
- 他市町村から避難してくる人への対応。市内のホテルに宿泊しその後相談に来所するケース。住民票が札幌になく支援を受けるのに時間を要する。
- メンタル不調の人が多く、そこからうつ病や子育てなどの問題に発展する。精神疾患と離婚調停や子育て上の問題などが絡んで対応に苦慮したケースがある。
- お金の問題の解決策がない。コロナの影響もあり相談が増えているが、札幌市は住宅支援などもなく、また、貸付も要件が厳しい。
- 相談者のこれまでの人生観から、相談・支援のことを理解してもらえない場合がある。行政サービスの限界を感じることもあり、そういった場合には寄り添うしかできない。
- 経済問題に家庭の問題が複雑に絡むケースがあり、そうなる対応がかなり困難になる。
- 連携先が多い場合。DV案件は連絡先が多い。離婚が絡むと話が複雑になる。
- 「ふたり親家庭」の相談先が少ない(ない)。
- とりあえず住むところが必要と訴える人が多い。一方で母子生活支援施設については、集団生活に対する拒否反応を示す人が多く、過干渉を嫌がる傾向。支援が必要とこちらが思っているにもかかわらず母子生活支援施設は断るケースがある。
- 施設から色々干渉されることで精神的に追い詰められると考える人がいる。また、施設に入所することで子の学校が変わってしまうことに対しても拒否反応。
- 離婚した後の手続きの分かりにくさから、対応が複雑になる。
- 若年女性や障がいを持っている人への支援が難しい。
- 若年女性について、途中で連絡が取れなくなるケースも多い。LINKの相談室と連携しているが、DV加害者の下に戻るケースもある。行政の支援で縛られるより自由な方がよいと考える人がいる。
- 若年女性支援について、「切れ目のない」支援に難しさを感じている。
- 相談者に「困り感」がない場合。関係部署で手を差し伸べても手を取らない。昨年度からは、このようなケースはLinkにつないでいる。まずはつながるきっかけを作ることが重要ではないか。本当に困ったときに思い出してもらえる関係性を構築することが重要。
- 相談時点で離婚していない人からの相談対応。支援できることが限定的。
- 子どもの将来にまで考えを巡らせることができない親への対応。不登校などの場合は学校とも連携が必要。
- 成人した子どもがいる世帯への対応。子どもが18歳を超えると児扶手が切れるが、その先の支援がない。

	<p>○相談者には、他者に強い警戒感を持つ方もおり、状況を聞き取るには、時間をかけて信頼を得る必要がある。</p>
支援を行う際の連携先	<p>○各部署との連携。相談内容によって連携先が多岐にわたる</p> <p>○行政機関では保護課に行くこともあるが、問題を抱えた妊婦がひとりで相談に行くには敷居が高いと感じている。心身の状況が不安定な妊婦が自分の状況を理路整然と説明するのは難しい。</p>
母子生活支援施設への入所時に求めること	<p>【設備に関すること】</p> <p>○プライベートが確保されていること（他の利用者を気にする）。</p> <p>○DV 被害者の場合は特に、施設のセキュリティがしっかりしていること。</p> <p>○衛生環境（風呂やトイレ）が整っていること（築年数が浅い施設を希望する人が多い）。</p> <p>○駐車場を希望する人が多い。</p> <p>○家電が最初からそろっているなど、入居時の経済的な負担が少ないこと。</p> <p>○住んでいる地域にあること。</p> <p>○風呂とトイレ共用は嫌がられる。</p> <p>○就職を考えている人には交通の便の良さは重要。</p> <p>○子どもの転校・転園が伴わないところ。</p> <p>○子どもが支援学級に通っている場合は転校を伴う転居は無理。</p> <p>【支援内容に関すること】</p> <p>○病児保育も含め子供の保育等が充実していること。</p> <p>○手厚い相談体制など、母に対するケアが充実していること。</p> <p>○ペットを飼うことを希望する人が多い。</p> <p>○妊娠中の受け入れ。</p> <p>○門限がないこと（夜の仕事をしている人もいる）。</p> <p>○子どもの養育環境が整っていること。</p> <p>○家賃がかからないこと。</p> <p>○DV 被害者から、すぐに入ることができる施設があるとよい。かつ家賃がかからないこと。</p> <p>○若い人は共同生活を嫌がる。</p> <p>○実際に施設に入った後、施設から提供されるサービスに不満を持つ人もいる。過度の期待がありそう。事前に施設で対応可能な支援を明らかにしておく必要がある。</p> <p>○母子生活支援施設でどこまで支援が受けられるか事前に分かりにくい。</p> <p>○男性が入所できる施設がない。</p> <p>○障がいを持っている人の場合はその程度を事前に施設側で把握する必要がある。程度によっては施設で対応が難しい場合もある。</p>
入所に至らなかったケース	<p>○子の転園・転校が伴うために断念するケース（かなり多い）。</p> <p>○本人が希望する施設に空きがない（あいりんの人気が高い）。</p> <p>○本人が集団生活を望まない（若い人は特に嫌がる）。</p> <p>○本人がもともと施設出身者の場合は拒否感がある。</p> <p>○相談者の子が中学生、高校生で、入所を拒む。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットを飼っているため（区によっては多い）。 ○施設が古いと入所に繋がらない。 ○集団生活は嫌がられる。夜の仕事をしていると門限があると厳しい。 ○集団生活に対する拒否感。 ○新しい建物を希望。 ○コロナでますます集団生活は避けられる。生活するうえで安心できない。
必要とされる機能	<p>【施設・運営に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の建て替え（交通の便の良いところに設置）。 ○家具、家電の備え付け。 ○入所から退所までをひとりの支援員だけではなく、複数の相談員がチームでケアできる体制があるとよい。一対一の関係ではぎくしゃくした時に困りそう。 <p>【特定妊婦に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定妊婦は支援制度の狭間的な存在であるため施設での支援は必要。 ○若年女子の中にも特定妊婦はいる。実家ではなく特定の男性宅に身を寄せていて、追い出されるケースもあり。こういった人に対しては母子生活支援施設で支援できるとよい。産む前から支援することが重要ではないか。 ○特定妊婦支援について、子どもを産むこと・産んだ後に育てられるか否かなどの悩みを抱えている人に対して支援できる体制を整えられるか。出産後の子どものケアも含め最後まで寄り添ってケアすることが必要。 ○入所者と長く関わることで信頼関係を築き、また、関係機関と連携して必要とする支援につなげるための基盤となしてほしい。 ○妊婦が一時避難できるシェルターのような安全な場所があったらよい。 <p>【夜間警備に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入所者以外の、地域のひとり親家庭からの相談受付。 ○夜間の職員在住。 <p>【DV 支援、一時保護、ショートステイ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ショートステイがあると便利。現在コロナということもあり、すぐには入れないケースが多い。児相のショートステイは子どもだけ。ショートステイのニーズは高いと思われる。気分転換にもなり、一泊でも泊まれるところがあるとよい。（児相のショートステイは空きがない） ○ショートステイについて、利用可能の範囲は明確にすべき。児相の事業とのすみわけをする必要がある。 ○緊急一時保護の増設。 ○相談者が抱える問題の深刻度によって利用できる場所が変わる仕組みがあってもよい。身体の危険がある場合はGPS機能を切ることはマストであるが、危険がない場合はもっと地域との関わり合いを持った方がよいケースもあるのではないか。 ○一時的な住む場所を求めるケースは多い。裁判を考えている人は別居を望む。離婚に踏み切れない人に対するケアが必要。シェルター的なところでいったん気持ちの整理をしてもらう場所があれば良いのではないか。ただ

	<p>し、都合よく簡単なケンカとかで頻繁に使われるのも問題があるが。</p> <p>○心理療法担当職員の配置。普段の職員には話したくない相談事もあると思う。カウンセリングをする際には母子生活支援施設の特徴を理解した人が必要。</p> <p>○DV 支援について、メンタルへのケアは 100%必要である。</p> <p>【地域支援】</p> <p>○夫婦に対するカウンセリング。</p> <p>○地域支援について、地域の共働き家庭の子どもの預かりや食事の提供など。</p> <p>【その他の支援に関すること】</p> <p>○離婚前では入れないので、早い段階で入所できる仕組みがあったらよい。</p> <p>○子ども送り迎えなど、支援の充実。</p> <p>○施設とのミスマッチを防ぐ事前の十分な説明。(当初聞いていた支援を受けられなかったというクレームがある。)</p> <p>○男性への支援も必要ではないか。</p> <p>○ペット可の施設。</p> <p>○入所支援を行う際には施設の規則をあまり厳しくしない方がよいと思う。規則が嫌で入所を拒否する人もでてくる。</p>
その他	<p>○今後児童福祉法の改正や困難女性支援法など母子支援に関わる法の施行がある。札幌市としてどのように対応していくのか明らかにすべきではないか。</p> <p>○スタッフの確保が重要課題。支援する側の手が足りていない。</p> <p>○札幌市は出産や子育てにやさしい街という印象がないのではないか。安心して子どもを産み育てられる街であることを札幌市から発信していくことも必要ではないか。</p>